

ベナンにおける会社設立マニュアル

(2026年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

アビジャン事務所

貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）アビジャン事務所が現地会計事務所 Mazars Côte d'Ivoire に作成委託し、2025年10月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Mazars Côte d'Ivoire は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Mazars Côte d'Ivoire が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
アビジャン事務所
E-mail : CDA@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課
E-mail : SCB-SUPPORT@jetro.go.jp

JETRO

略語

略語	意味
ADC	慣習的保有証明書
AG	総裁
AIB	利益に基づく予定納税額
AMF-UMOA	西アフリカ通貨同盟金融市場監督庁
AMGI/MIGA	多数国間投資保証機関
ANC	国家公正競争委員会
ANDF	国家土地開発庁
APIEx	投資・輸出促進庁
AUDCG	一般商法に関する統一法
AUDSC	商事会社法に関する統一法
AUSCGIE	商事会社および経済利益共同体法に関する統一法
AUPC	負債整理のための倒産手続に関する統一法
BAD／AfBD	アフリカ開発銀行
BCEAO	西アフリカ諸国中央銀行
BTP	建築・土木工事
BUBEDRA	ベナン著作権・隣接権局
CNSS	国家社会保障基金
CA	理事会
CDD	有期雇用契約
CDI	無期雇用契約
CEDEAO/ECOWAS	西アフリカ諸国経済共同体
CFE	企業手続きセンター
CFR	農村土地所有権証明書
CGA	公認管理センター
CGI	一般税法
CIMA	アフリカ内保険市場評議会
CIPRES	アフリカ社会保障会議
CNPI	国家知的財産センター
COFOR	農村土地適合証明書
CPFH	土地所有権および抵当権の保存
CRTCI	コートジボワール給与所得者年金基金
CSS	社会保障基金
DDMCVDD	生活環境省地方局
DG	総局長
DGA	副局長
DGDC	国有財産・地籍総局
DGU	都市計画総局
FCFA	CFA フラン (アフリカフラン)
GIE	経済利益共同体
GUPC	建築許可ワンストップ窓口
IBA	事業利益税
IFC	退職金

IPRAO	西アフリカ退職年金基金
IRCM	動産所得税
IRF	不動産所得税
IS	法人税
ITS	給与所得税
JO	官報
NIF	納税者番号
Numéro IFU	統一税務識別番号
OAPI	アフリカ知的所有権機関
OHADA	アフリカ商事法調和化機構
OMC/WTO	世界貿易機関
OMPI/WIPO	世界知的所有権機関
OMS/WHO	世界保健機関
PCA	取締役会会长
PCC	ECOWAS 共同体税
PCS	共同体連帯税
PCT	特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty)
PDG	代表取締役社長
GDP	国内総生産
PUA	アフリカ連合共同体税
RCCM	商業・動産信用登録簿
SA	株式会社
SARL	有限責任会社
SAS	簡易株式会社
SCS	合資会社
SMIG	業種間保証最低賃金
SNC	合名会社
TAFA	金融・保険業税
TEC	対外共通関税
TF	土地所有権証書
TFU	単一土地税
TIC	情報通信技術
TPS	簡易職業税
TVA	付加価値税
UEMOA	西アフリカ経済通貨同盟
VPS	給与に対する雇用者負担金
ZES／SEZ	特別経済区

参照文書

カテゴリー	法律文書
対外金融関係／外国為替管理／貿易協定	加盟国の対外金融関係に関する 2024 年 12 月 20 日付 UEMOA 閣僚理事会規則第 06 号
	2002 年の財務関係の透明性に関する UEMOA 閣僚理事会指令第 01 号
	2016 年 7 月 8 日付け対外金融関係規制違反に関する紛争統一法に関する法律第 2016-11 号
域内および共同体内の競争	2002 年の反競争的取引慣行に関する UEMOA 閣僚理事会規則第 02 号
	2002 年のカルテルおよび支配的地位の濫用に関する手続きに関する UEMOA 閣僚理事会規則第 03 号
	2002 年の国家援助に関する UEMOA 閣僚理事会規則第 04 号
	2002 年の UEMOA 委員会と各加盟国の競争機関間の協力に関する UEMOA 閣僚理事会指令第 02 号
	2023 年 7 月 26 日付けベナン共和国における精製石油製品およびその派生製品の輸入、貯蔵、流通に関する手続きを定めた政令第 2023-423 号
	2022 年 2 月 9 日付けベナン共和国におけるタバコの製造および輸入に関する認可の交付条件および手続きを定める政令第 2022-073 号
	1990 年 5 月 15 日付けベナン共和国における商業活動の条件を定める法律第 90-005 号
	2016 年 11 月 4 日付け競争の体系化に関する法律第 2016-25 号
知的財産	世界知的所有権機関（WIPO）設立条約
	アフリカ知的所有権機関（OAPI）を設立するパンギ協定
	1960 年 11 月 28 日付け工業意匠の国際登録に関するハーグ協定
	1999 年 7 月 2 日付け工業意匠の国際登録に関するジュネーブ改正協定（ジュネーブ法）
	2001 年 10 月 3 日付け特許協力条約（PCT）
	2006 年 4 月 5 日付けベナン共和国における著作権及び隣接権の保護に関する法律第 2005-30 号
	2010 年 6 月 11 日付け国家産業財産庁（ANaPI）の定款を承認する政令第 2010-262 号
	2022 年 7 月 20 日付けベナン著作権・隣接権局（BUBEDRA）の定款を承認する政令第 2022-422 号
不動産	2013 年 8 月 14 日付けベナン共和国土地・国有財産法に関する法律第 2013-01 号

	<p>2013年8月14日付け土地法第2013-01号を改正する法律第2017-15号</p> <p>2022年12月20日付け住宅用賃貸借契約に関する制度を定める法律第2022-30号</p> <p>2018年10月10日付け国有不動産の居住許可保有者に対する土地所有権証書発行条件を定める政令第2018-473号</p> <p>2023年12月6日付けベナン共和国における建築および解体許可に関する規則を定める政令第2023-617号</p> <p>2023年12月20日付け土地所有権の分割および統合に関する政令第2023-686号</p> <p>2025年4月9日付け統一地籍番号の運用、土地権利の地籍上の確認、および国 地籍簿の更新方法に関する政令第2025-176号</p> <p>2024年ベナン共和国における都市計画許可申請書類の構成に関する省庁間共同決定第0174/MCVT/MDGL/DC/SGM/DGCH/SA039SGG24号</p>
商事会社	<p>2010年12月15日付け一般商業権に関するOHADA統一法(AUDCG)</p> <p>2014年の商事会社および経済利益共同体法に関するOHADA統一法(AUSCGIE)</p> <p>2014年3月26日付けベナン共和国における有限責任会社(SARL)の設立方法を定める政令第2014-220号</p> <p>2023年3月22日付け零細・中小企業に対する「スタートアップ」ラベルの付与方法を定める政令第2023-095号</p>
労使関係	<p>1998年1月27日付け労働法に関する法律第98-004号</p> <p>2017年8月29日付け労働者の雇用および労働契約の解除について定める法律第2017-05号</p> <p>2017年の法律第2017-05号(新労働法)</p> <p>2020年9月23日付け労働者代表選挙の実施に関する政令第2020-459号</p> <p>2022年9月7日付け最低賃金の引き上げに関する政令第2022-692号</p> <p>2000年11月7日付け外国人(駐在員)の労働契約に基づくビザ(査証)費用を定める決定第134号</p> <p>事故の申告、加入、償還に関する通知/通達</p> <p>1990年7月27日付け法定休日を定める法律第90-019号</p>

ベナンの社会保障制度	2003年3月21日付け社会保障に関する法規を定める法律第98-019号
	2007年3月26日付け社会保障に関する法規を改正する法律第2007-02号
	2010年3月22日付け社会保障に関する法規を改正する法律第2010-10号
	2023年6月21日付け健康保険の加入義務に関する政令第2023-327号
	1979年11月6日付けベナン共和国とフランス共和国間の社会保障協定
	1993年9月21日付けCIPRES設立協定
国内課税	2013年2月11日付け職業病を定める省令第2013-50号
	2025年ベナンの一般税法
投資法に関する優遇措置	2020年3月20日付けベナン投資法に関する法律第2020-02号
鉱業制度	2006年10月17日付けベナン共和国鉱業法および鉱業税に関する法律第2006-17号
税関制度	2014年9月12日付けベナン共和国税関法に関する法律第2014-20号
石油制度	2019年11月15日付けベナン共和国石油法に関する法律第2019-06号
商事裁判所	2010年12月15日付け一般商業権を定める統一法
	2011年2月28日付け民事、商事、社会、行政及び会計手続法に関する法律第2008-07号
	2016年7月28日付けベナン共和国の司法制度に関する2002年8月27日付け法律第2001-37号を改正・補完する法律第2016-15号
	2020年4月23日付け司法の近代化に関する法律第2020-08号
	2024年10月10日付けコトヌー商事裁判所各部会の編成及び訴訟手続きの円滑な運営に関する政令第0190/2024/SJ/PTCC号

目次

略語

参照文書

略語	1
参照文書	3
1. ベナンの現状	1
2. 対外金融関係	3
2.1. 外国との取引の自由	3
2.1.1. UEMOA 域内取引	3
2.1.2. 外国との日常的な取引	3
2.2. 制限事項	4
2.2.1. 統計目的のための申告	4
2.2.2. 事前認可	4
2.2.2.1. BCEAO の事前認可	4
2.2.2.2. 対外金融担当機関による事前認可	5
2.2.2.3. 財務大臣による事前認可	5
2.2.3. 認可仲介業者を通じたドミシリエーション（Domiciliation : 口座指定・取引拠点設定）	5
2.2.3.1. 輸入	5
2.2.3.2. 輸出	7
2.3. 違反および制裁	8
3. 国内および域内の競争	10
3.1 貿易と価格の自由	10
3.2. 制限事項	10
3.2.1. 政府による価格統制	10
3.2.2. 価格に関する情報	11
3.2.3. 請求	11
3.2.4. 輸入認可手続き / 輸入制限	11
3.2.5. 禁止行為	11

3.2.6. 規制対象となる競争的行為	12
3.2.7. 情報の要求	12
3.2.8. 否定証明書 (Attestation négative)	13
3.3. 違反および制裁	13
4. 知的財産	14
4.1. 管轄機関と任務	14
4.1.1. 管轄機関	14
4.1.2. ANAPI および BUBEDRA の任務	14
4.2. 保護すべき権利	15
4.2.1. 著作権	15
4.2.2. 商業的および産業的財産権	16
4.2.2.1. 発明特許の保護	16
4.2.2.2. 商標 (Marque) の保護	16
4.2.2.3. 工業意匠	17
4.2.2.4. 商号	17
4.2.3. 保護の地理的適用範囲	18
5. 不動産	27
5.1. 賃貸借契約の締結	27
5.1.1. 業務用賃貸借契約	27
5.1.1.1. 形式、期間	27
5.1.1.2. 賃貸借契約の更新	28
5.1.1.3. 賃貸借契約の譲渡	28
5.1.1.4. 賃貸物件の売却	28
5.1.1.5. 賃料の見直し	28
5.1.2. 住宅用賃貸借契約	28
5.1.2.1. 形式、期間	28
5.1.2.2. 家賃の見直し	28
5.1.2.3. 保証金の預託	29
5.2. 不動産の取得	29
5.2.1. 購入選択付き賃貸	29
5.2.2. 不動産リース	29

5.2.3. 購入	29
5.3. 土地所有権の取得手続き	30
5.3.1. 都市部	30
5.3.2. 農村部	32
5.3.2.1. 農村部における土地所有権の取得手続き	32
5.3.2.2. ベナンにおける長期借地権の取得条件	33
5.4. 建築許可発行手続き	34
6. 商事会社	38
6.1 商事会社に適用する共通規則	38
6.1.1. 社員（出資者）	38
6.1.2. 定款の形式	38
6.1.3. 出資 - 資本金	38
6.1.4. 社員（出資者）の権利と義務	39
6.1.5. 会社の統制	39
6.1.6. 事業年度 - 決算報告書 - 配当金の分配	39
6.1.7. 経営陣の責任	39
6.2. さまざまな形態の商事会社に固有の規則	40
6.2.1. 株式会社（SA）	40
6.2.1.1. 株式会社の資本金	40
6.2.1.2. 株式会社の経営	40
6.2.1.2.1. 取締役会を置く株式会社	40
6.2.1.2.2. ゼネラルマネージャー（AG）を置く株式会社	42
6.2.1.3. 規制対象の協約および禁止されている協約	42
6.2.1.3.1. 規制対象の協約	42
6.2.1.3.2. 禁止されている協約	42
6.2.1.4. 会計監査人	43
6.2.2. 有限責任会社（SARL）	43
6.2.2.1. SARL の資本金	43
6.2.2.2. 会社経営	43
6.2.2.3. 会計監査人	44
6.2.2.4. 会社との協約	44
6.2.2.4.1. 規制対象の協約	44

6.2.2.4.2. 禁止されている協約.....	44
6.2.3. 簡易株式会社 (SAS)	44
6.2.4. 経済利益共同体 (GIE)	45
6.2.5.合名会社 (SNC)	45
6.2.6. 合資会社 (SCS)	45
6.3 商事会社以外の事業体に適用される特別規則.....	46
6.3.1. 支店	46
6.3.2. 駐在事務所または連絡事務所	46
6.4. 設立手続き	46
6.4.1. 商業登記簿への登録	47
6.4.2. 税務署への登録.....	47
6.4.3. 国家社会保障基金への加入	47
6.4.4. 事業登録申告	47
6.4.5. 輸入・輸出コード	47
6.4.6. 投資促進策：デジタルスタートアップ	49
7. 労使関係：法律と規制の枠組み.....	50
7.1. 労使関係の始まり	50
7.1.1. 労働契約	50
7.1.1.1. 有期労働契約 (CDD)	50
7.1.1.2. 無期労働契約 (CDI)	51
7.1.2. ベナン国民以外の労働者の雇用	52
7.2 労働契約の履行.....	52
7.2.1. 当事者の義務	52
7.2.1.1. 従業員	52
7.2.1.2. 雇用主	53
7.2.1.2.1. 従業員の報酬	53
7.2.1.2.2. 社会福祉機関への労働者の申告	54
7.2.1.2.3. 社内規則の制定.....	54
7.2.1.2.4. 義務的な記録の保管	55
7.2.1.2.5. 職場における労働衛生と社会福祉サービスの設置.....	55
7.2.1.2.6. 労働衛生安全委員会の設置	56

7.2.2. 試用期間	56
7.2.3. 勤務条件、勤務時間、勤務スケジュール	56
7.2.4. 労働者の休息	57
7.2.5. 年次有給休暇	57
7.3. 労使関係の停止	58
7.4. 従業員の代表	59
7.4.1. 従業員代表	60
7.4.2. 労働組合代表	60
7.5. 労働安全衛生	60
7.6. 懲戒権	61
7.7. 労使関係の終了	61
7.7.1. 事前通知	61
7.7.2. 退職	62
7.7.3. 解雇	62
7.7.3.1. 個人的な理由による解雇	62
7.7.3.2. 経済的理由による解雇	63
7.7.3.3. 解雇に伴う雇用主の義務	63
7.7.4. 退職	64
7.7.5 交渉による退職	64
7.7.6 労働者の死亡	65
7.8. 労働紛争の解決	65
7.8.1. 個別紛争	65
7.8.2. 集団的紛争	65
8. ベナンの社会保障制度	66
8.1. 概要	66
8.1.1. 組織	66
8.1.2. 構造	66
8.1.3. 加入	66
8.1.4. 資金調達	67

8.2. 家族給付	67
8.2.1. 家族手当	67
8.2.2. 出産前手当	68
8.3. 労働災害および職業病	68
8.3.1. 労働災害	68
8.3.1.1. 事故の申告	68
8.3.1.2. 調査	69
8.3.1.3. 補償	69
8.3.2. 職業病	70
8.4. 年金	70
8.4.1. 退職年金	70
8.4.2. 障害年金	70
8.4.3. 年金の効力発生	71
8.4.4. 補償および給付の権利の時効	71
8.5. 社会保障協定	71
8.5.1 IPRAO 協定	71
8.5.2 フランス・ベナン間協定	71
8.5.3 CIPRES 協定	72
9. 法人税 (IS)	73
9.1. 課税対象企業	73
9.2. 免税	73
9.3. 課税対象となる利益	74
9.4. 損失の繰越	74
9.5. 課税制度	74
9.6. 法人税の計算	74
9.7. 申告および納税	74
9.8. 特定のグループに属する企業の納税義務	75
9.8.1. 定義と適用範囲	75
9.8.2. 税務上の義務	75

9.8.2.1 移転価格に関する年次申告	75
9.8.2.2. 申告書の内容.....	75
9.8.2.3. 移転価格に関する文書化に関する義務.....	76
9.8.2.4. 国別報告書	76
9.8.2.5. 制裁.....	77
10. 事業利益税 (IBA)	78
10.1. 課税対象活動および課税対象者	78
10.2. 課税対象利益	78
10.3. 税額の計算.....	78
11. 源泉徴収	79
11.1. 利益に基づく税金の分納 (AIB : ACOMPTE SUR IMPÔT ASSIS SUR LES BÉNÉFICES)	79
11.1.1. 適用範囲	79
11.1.2. 税額の計算.....	79
11.1.3. 義務	79
11.2. 税務署の納税者ファイルに登録されていない者の商業取引からの徴収	79
11.2.1. 適用範囲	79
11.2.2 税率	80
11.2.3. 義務	80
11.3. 非居住のサービス提供者に対する報酬からの源泉徴収.....	80
11.3.1. 適用範囲	80
11.3.2. 税率	80
11.3.3. 義務	81
12. 給与所得税 (ITS)	82
12.1. 課税対象となる所得.....	82
12.2. 課税標準の決定.....	82
12.3. 免除	83
12.4. 税額の計算.....	83
12.5. 税金の申告と支払い.....	84

13. 給与に対する雇用者負担金（VPS）	85
13.1. 適用範囲	85
13.2. 税率	85
13.3. 免税	85
13.4. 申告および納付	85
14. 不動産所得税（IRF）	86
14.1. 適用範囲	86
14.2. 課税標準	86
14.3. 税率	86
14.4. 申告と納税	86
15. 単一土地税（TFU）	87
15.1. 課税対象となる不動産	87
15.2. 課税標準	87
15.3. 税率	87
15.4. 申告と納税	88
16. 動産所得税（IRCM）	89
16.1. 課税対象となる所得	89
16.2. 税率	89
17. 営業税	90
17.1. 営業税の適用範囲	90
17.2. 営業税の計算	90
17.3. 申告と納付	90
18. 付加価値税	91
18.1. 課税対象取引	91
18.2. 課税対象者	91
18.3. 領土性の原則	91
18.4. 課税標準	92
18.5. 税率	92

18.6. 課税事由及び納付義務	92
18.7. 仕入税額控除の規則	93
18.8. 付加価値税の還付	93
18.9. 課税対象者の義務	93
19. 付加価値税の源泉徴収	94
19.1. 適用範囲	94
19.2. 税率	94
20. 金融・保険業税 (TAFA)	95
20.1. 課税対象となる取引	95
20.2. 免税	95
20.3. 課税標準および税率	95
20.4. 申告および納付	96
21. 登録税	97
21.1. 適用範囲	97
21.2. 税率	97
21.3. 税務上の義務	97
22. インセンティブ措置	98
22.1. 一般税法の優遇措置	98
22.2. 投資法の利点	99
22.2.1 対象者	99
22.2.2 本法によって制定される投資制度	99
22.2.3. 投資区域	99
22.2.4. 認可の有効期間	100
23. 特別経済区域に関する制度	102
24. 税関法	103
24.1. 税関行政の概要	103
24.2. 事務所の業務内容	103
24.3. 監視班の業務内容	103

24.4. 税関事務所の権限	104
24.5. 稅務または税関に関する適法性証明書	104
24.6. 対外共通関税（TEC）の適用条件	104
24.7. 税関義務	105
24.8. 輸入における保留制度	105
24.8.1. 倉庫保管制度	105
24.8.2. 加工のための一時的な輸入	105
24.8.3. 通常の仮輸入	105
24.8.4. トランジット（通過）	105
24.8.5. 担保付き保証制度	105
24.8.6. 加工のための一時的な輸入	106
24.9. 輸出に関する制度	106
24.9.1. 事前輸出制度	106
24.9.2. ドローバック	106
24.9.3. 関税評価額	106
24.9.4. 取引価格	106
24.9.5. その他の評価方法	106
24.9.6. 禁止事項	106
25. 鉱業制度	108
25.1. 適用範囲	108
25.2. 鉱業権	108
25.2. 鉱物の探査および採掘への投資に対する優遇措置	108
25.2.1. 受益者	108
25.2.2. その他の税制上の優遇措置	108
25.2.3. 鉱業活動に適用される諸税	109
26. 石油法	110
26.1. 適用範囲および一般規定	110
26.2. 税制上の優遇措置	110

26.3. その他の免除	111
26.4. 税関上の優遇措置	111
26.4.1. 石油契約保有企業およびその下請け業者	111
26.4.2. 石油契約を締結している企業の現地駐在社員	111
26.5. 適用される税金	111
26.6. 石油事業に関連する義務および権利	113
27. ベナン商事裁判所の概要	114
27.1 法的枠組みおよび参考文書	115
27.2 物質的および地域的管轄権	115
27.2.1 物質的管轄権	115
27.2.2 管轄権	116
27.3 組織と構成	116
27.4 商事裁判所における手続きおよび上訴手段	117
27.4.1 裁判所の管轄権および登録手続き	117
27.4.2 少額請求手続き	118
27.4.3 商事裁判所の判決に対する上訴	118
27.5 司法利用者ガイダンス事務所	118
28 ベナンが締約している条約	119

1. ベナンの現状

ベナン共和国は、厳格な三権分立に基づく多党制の大統領制を採用する单一国家であり、行政権は国家元首であり政府の長でもある共和国大統領が行使する。立法府は一院制で、国民議会が担っている。司法権は独立しており、最高裁判所、高等裁判所、憲法裁判所が基本的人権を保障している。

憲法上、ベナンの首都はポルトノボ (Porto-Novo) であるが、コトヌー (Cotonou) が国内最大の都市である。

ベナン経済を支える主たる産業は農業であり、特に綿花（最も重要な輸出品）、ナッツ、トウモロコシ、パイナップルなどが主要な生産物である。また、コトヌー自治港 (Port autonome de Cotonou) の戦略的な立地により、商業やサービス業も国の経済を支えている。さらに、特に農業関連産業と建築・土木業 (BTP : Bâtiment et Travaux Publics) を中心に工業化 (industrialisation／industrialization) も始まりつつある。

ベナンは、経済成長の著しい国々の仲間入りを徐々に果たしつつある。2024年2月16日(金)にアフリカ開発銀行 (BAD (Banque africaine de développement)／AfDB (African Development Bank)) が発表した最新の報告書「アフリカのマクロ経済パフォーマンスと展望」(Performances et perspectives macroéconomiques de l'Afrique／Africa's Macroeconomic Performance and Outlook)によると、ベナンはアフリカの中でトップ15に入っている。

アフリカ開発銀行のデータによると、2021年から2026年までの政府行動計画 (Plan d'Actions du Gouvernement) では、インフラ、エネルギー、医療、デジタル化、農業開発といったものへの投資による経済の構造変革 (Transformation structurelle de l'économie) に重点がおかれている。2023年に6.4%と推定されたGDP成長率は、製造業の生産力の向上と公共インフラ建設の加速により、引き続き力強い伸びが見込まれている。

アフリカ開発銀行は、ベナンの経済成長見通しは良好であるとしつつも、経済の構造変革にはなお課題があると指摘している。そのため、2030年までの間、毎年およそ1兆1200億CFAフランの資金不足が見込まれている。

西アフリカ経済通貨同盟 (UEMOA : Union Économique et Monétaire Ouest Africaine) の他の加盟国と同様、ベナンはCFAフラン (アフリカフラン : XOF) を通貨として使用しており、同地域の共通金融政策も共有している。

ベナンの司法制度は、普通裁判所 (第一審裁判所、控訴院) と、憲法裁判所や会計裁判所などの専門裁判所で構成されている。

商法は、アフリカ商事法調和化機構 (OHADA : Organisation pour l'Harmonisation en Afrique du Droit des Affaires) の法令と幅広く調和・統一されている。OHADA創設メンバーであるベナンは、安定した経済活動を行い、企業の法的環境を強化するため、OHADA統一法令を全面的に適用している。

公共サービスのデジタル化 (e-justice、e-fiscalité : 司法、税務のデジタル化)、投資・輸出促進庁 (APIEx : Agence de Promotion des Investissements et des Exportations) のオンラインサービスプラットフォームによる起業の促進、税制と行政の透明性の向上など、重要な改革が実施されている。

ベナンでは、特定の職業には規制があり、例外的に認められる場合を除き、法律関連職業 (弁護士、公証人)、医療関連職業、金融サービス、民間警備などといった職業に従事する者はベナン国籍の者に限定されている。

ベナンは、以下のような複数の広域および国際的な機関に加盟している。

- UN : 国際連合
- ILO : 国際労働機関
- WTO : 世界貿易機関

- OIF：国際フランコフォニー機構
- AU：アフリカ連合
- UEMOA：西アフリカ経済通貨同盟
- ECOWAS：西アフリカ諸国経済共同体
- OHADA：アフリカ商事法調和化機構
- CIMA：アフリカ内保険市場評議会
- CIPRES：アフリカ社会保障会議
- OAPI：アフリカ知的所有権機関

ビジネス分野における最近の改革としては、税務や国家社会保障基金（CNSS）など、複数の行政部門を統合した APIEx の企業設立ワンストップ窓口による手続きの簡素化、並びにオンライン手続きと支払い（www.monentreprise.bj）、原則として 3 時間以内に取得できる電子設立証明書などといった、企業設立プロセスの電子化が挙げられる。

ベナンは今日、政治的に安定し、経済的に活力ある国としての地位を確立しており、投資を呼び込み民間部門の発展を促進するために、法的および制度的環境の継続的な近代化に取り組んでいる。

2. 対外金融関係

ベナンの対外金融関係は、西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）加盟国の対外金融関係に関する 2024 年 12 月 20 日付け UEMOA 閣僚理事会規則第 06 号、およびその適用に関する指示によって規律されている。現時点では、この新しい規則に基づく指示はまだ出されていない。

「外国」という用語は、UEMOA 域外の国々に対して使うように変更されている。旧規則では CFA フラン圏の国々が対象となっていたが、現在規則の適用は UEMOA 域内に限定され、域外はすべて外国とみなされることになった。

2010 年 10 月 1 日付けの旧 UEMOA 閣僚理事会規則第 09 号を廃止・置き換える本規則は、ベナンと他の UEMOA 加盟国（ブルキナファソ、コートジボワール、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ）間の対外金融関係の自由の原則を掲げ、

- 外国（その時点で実際に行われている取引に応じて UEMOA 加盟国以外の国、およびある加盟国の国際収支作成に関する統計上の必要性から、当該国以外のすべての国）との金融取引の実施条件を定義している。

2.1. 外国との取引の自由

2.1.1. UEMOA 域内取引

規則が定める原則は、UEMOA 域内における資本の自由な移動である。実際、ベナンに所在する者と UEMOA 加盟国のいずれかに所在する者との間の取引および資本の移動は、原則として自由である。ただし、透明性、追跡可能性、マネーロンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散に関する規制の遵守を確保し、通貨当局が国際収支に関する信頼性の高い情報を入手できるようにするために、一定の申告義務や行政手続きが伴う。

2.1.2. 外国との日常的な取引

規則第 06 号は、証明書類の提出を条件として、外国（UEMOA 非加盟国）との日常的な取引の自由の原則についても定めている。

立法者は、これらの取引に関する支払いは、認可された仲介業者、行政機関、郵便局、または西アフリカ諸国中央銀行（BCEAO : Banque Centrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest）を通じて実行されなければならないと規定している。

日常的な取引とは、居住者と非居住者間の物品、サービス（役務）、一次所得、二次所得の流れを指し、以下の要素を含む。

- モノ・サービスの取引
- 労働や利息・配当金などといった金融資源の対価として支払う金額、および受け取る金額あるいは賃貸料、ライセンス料、特許権使用料など、非生産的な非金融資産に対するロイヤルティ（redevances）
- 対価を伴わない経常取引に充てられた資源の再分配、特に移民からの送金や寄付

配当、給与、利益に関する制度

したがって、利子、配当、資本会社（Sociétés de capitaux）または人的会社（Sociétés de personnes）の持分および利益、ならびに労働契約に基づく給与および報酬、物品・役務の提供に関する謝礼、ロイヤルティ（redevances）などは、自由に海外に送金することができます。

きる。ただし、これらの金額の保有を証明する書類は、関連する認可仲介業者に提出する義務がある。

2.2. 制限事項

2.2.1. 統計目的のための申告

UEMOA 加盟国以外の国に居住する者による、貸付、保証、担保、非居住者に対する債権の取得以外の投資取引の清算は、情報提供および統計目的のため、財務省 (Ministère chargé des Finances) および BCEAO に申告しなければならない。

ベナンにおける外国直接投資、ベナンにおける非居住者間の外国直接投資の譲渡、および非居住者と居住者間の譲渡という形で行われる外国直接投資またはポートフォリオの清算は統計目的のため必ず申告しなければならず、本投資に関連する資金の全部または一部の提供日から 30 日以内に、統一規則付属書 VII-1 (Annexe VII-1 du Règlement communautaire) の様式に従った文書形式にて、経済財務省 (Ministère de l'Économie et des Finances) および BCEAO の国内本部に提出されなければならない。

同様に、海外での借入、ローンの返済、取得債権または保証金から生じた債権の回収についても、本融資に関連する資金の全部または一部の提供日から 30 日以内に、情報提供および統計上の目的で、財務省および BCEAO に申告しなければならない。

申告は、特定の書式を用いて行うものとするが、主な書式を以下に例示する。

- 様式第 49 号：「ベナンにおける外国投資に関する報告書」
la formule n° 49 intitulée « compte rendu d'un investissement étranger au Bénin »
- 様式第 57 号：「外国に居住する者がベナン国居住者に対して行った、直接投資に該当しない貸付に関する報告書」
la formule n° 57 intitulée « compte rendu d'un prêt accordé par une personne établie à l'étranger à une personne établie au Bénin et ne constituant pas un investissement direct »
- 様式第 59 号：「外国に居住する者がベナン国居住者に対して行った、直接投資に該当しない貸付の返済に関する報告書」
la formule n° 59 intitulée « compte rendu de remboursement d'un prêt accordé par une personne établie à l'étranger à une personne établie au Bénin et ne constituant pas un investissement direct »
- 様式第 53 号：「ベナンにおける外国投資の全部または一部の清算に関する申告書」
la formule n° 53 intitulée « déclaration de liquidation totale ou partielle d'un investissement étranger au Bénin »

2.2.2. 事前認可

取引の性質に応じて、西アフリカ通貨同盟金融市場庁 (AMF-UMOA : Autorité des Marchés Financiers de l'UMOA) 、BCEAO、財務省、または対外金融担当機関 (Structure chargée des finances extérieures) によって付与される。

2.2.2.1. BCEAO の事前認可

AMF-UMOA の通知以前に BCEAO の認可が必要となるのは、以下の場合である。

- 外国政府、自治体、外国企業、国際機関による有価証券の発行、開示、販売

- 外国に居住する個人および外国に所在する機関に対する預金募集を目的とした居住者への勧誘
 - UEMOA 加盟国で発行される出版物における、外国への預金または外国での不動産建設事業への出資を目的とした、掲示、プレスリリース、広告による宣伝。
- また、認可を受けた仲介業者が、非居住者のために CFA フランまたは外貨建ての外国口座を開設する場合も、BCEAO の事前認可が必要である。

2.2.2.2. 対外金融担当機関による事前認可

郵便その他の手段による、支払手段（特にトラベラーズチェック、現金化可能な銀行小切手、外国紙幣または硬貨）および国内外の有価証券の輸出は、対外金融担当機関の事前認可対象となっている。

2.2.2.3. 財務大臣による事前認可

以下事象は財務省の認可が必要である：

- 居住者名義で外貨建て口座を国内で開設する場合
- UEMOA 加盟国以外の国における、居住者による貸付、保証、担保、非居住者に対する債権取得以外の海外投資（なお、これらは少なくとも 75%が海外からの借入によって賄われる必要がある）
- 居住者の海外投資の清算による収益の再投資
- 居住者が非居住者に対して行う貸付、非居住者に対する保証または担保の提供、および居住者による非居住者に対する債権の取得
- 認可仲介業者による非居住者に対する貸付、保証、担保の提供
- 資本取引に伴う外国への支払
- 国外からの金の輸入および国外への金の輸出

上記の各種許認可は、上述した機関に申請して取得する必要がある。

2.2.3. 認可仲介業者を通じたドミシリエーション（Domiciliation : 口座指定・取引拠点設定）

2.2.3.1. 輸入

➤ 原則

物品の輸入は、認可仲介業者を通じて行わなければならない。

認可仲介業者とは、UEMOA 加盟国の領域内に所在し、BCEAO の同意を得た上で財務大臣の認可を受け、外国との金融取引における仲介業者としての地位を付与された銀行などである。

下記に掲げる取引は、ドミシリエーション（口座指定・取引拠点設定）の対象外となる。

- BCEAO が設定した上限額以下の輸入。現時点の上限額は 100 万 CFA フランである。新たな上限額を定める BCEAO の規定はまだない。
- 対外金融担当機関による事前検証が必要な無償輸入。
- BCEAO 規則の付属書 IV に記載された物品の輸入、すなわち：

1. 放棄品：税關で放棄され、國家の所有物となった物品。
2. 飼い主の移動に同行する犬や猫などの動物。
3. 外国製の自動車およびオートバイの一時輸入時、または UEMOA 加盟国で登録された自動車、オートバイ、船舶の再輸入時に提示される燃料。

この免除は、車両に標準搭載されているタンク内の燃料、および補助容器内の燃料に適用される。補助容器内の燃料については、1台あたり 100 リットルを上限とする。

4. 委託販売品。
5. 赤十字およびその他同等の機関に直接、仲介者なしで送られる物品は、関税、輸入税が免除される。
6. 輸入証明書が発行された機械または装置に関する工業用図面および設計図で、当該機械または装置と同時に、または別途で輸入されるもの。
7. 税関規則上、見本（サンプル）に分類されるもの。
8. 旅行者が輸入する衣類、食料品、および私物（免税対象であるか否かを問わない）。
9. 商業的性質を持たない、関税、輸入税が免除された郵便物および航空便。
10. 税関当局によって売却される持ち主不明の品物および難破貨物。
11. 現像済みフィルム、特に複製フィルム、サウンドテープ、ポジフィルム、およびこれらのフィルムに関する宣伝用資料（予告編、写真、ポスターなど）。
12. 保管中、または法定期間内に倉庫から引き取られなかった物品で、税関当局による公売で売却されるもの。
13. 返品物品。
14. 税関が押収した物品。
15. 引越しに伴い輸入された、または相続により取得された中古の家具および農業用資材。
これには、動物、自動車、および家具または農業用資材と同時に輸入されたものの、関税・輸入税免除の対象とならないその他の物品も含まれる。
引越しに伴い輸入される自動車は、少なくとも 1 年以上当該者の所有物である場合にのみ、免税の対象となる。
16. 作者自らが輸入するオリジナルの美術品。
17. 飼育、放牧：
 - a) UEMOA 加盟国で飼育されるために来た外国産の動物
 - b) 海外から再輸入される国内産の動物
18. 輸送機の乗務員が、税関当局が許可する数量の範囲内で持ち込む雑貨。
19. 欠陥部品の交換用に外国の製造業者が無料で提供する交換部品。
20. 外交特権：外交団員に付与される免除および特権に基づき免税が認められる物品。
21. 加盟国に居住する者が外国に所有する土地で収穫した農作物（原木を含む）を、免税が認められて持ち込む場合。
22. 国境住民が持ち込み、関税、輸入税の免除が認められる日用品。
23. 結婚用品、結婚祝儀、外国人学生の学用品。
24. 関税規則で定められた条件に基づき、UEMOA 加盟国に一時的に輸入されるあらゆる種類の車両。

さらに、ベナンと他の UEMOA 加盟国または外国間、居住者と非居住者間の外国為替取引、資本移動、およびあらゆる種類の決済は、BCEAO、郵政公社、認可仲介業者、または認可を受けた外貨両替業者を通じてのみ行うことができる。

➤ 輸入品のドミシリエーション手続き

輸入品をドミシリエーションするためには、輸入業者は、外国の供給業者によって作成された請求書、または当該供給業者と締結した商業契約書の認証済み写し 2 部を、認可仲介業者に提出しなければならない。

仲介業者は、ドミシリエーション台帳およびドミシリエーションファイルを作成し、2 部の写しに番号を記入し、そのうちの 1 部を輸入業者に返却する。

実際の物品の輸入は、付属書 VIII-4 規則に規定された様式に準拠した輸入証明書により確認され、税関事務所により記入および押印される。

物理的な媒体で発行される場合、少なくとも 6 部作成する。

税関は、輸入証明書と請求書に記載された情報、特に輸入品の性質、数量、価値、原産国について、その一致を確認する。

税関は、輸入業者に輸入証明書 2 部を交付し、輸入処理完了後 8 日以内に、BCEAO および対外金融担当機関それぞれに 1 部ずつ送付する。

輸入業者も輸入証明書 1 部を保管し、もう 1 部を取引口座を開設している銀行に提出する。

2.2.3.2. 輸出

➤ 原則

外国への物品およびサービス（役務）の輸出は、その金額が BCEAO が定めた基準額を超える場合、認可仲介業者による口座開設の対象となる。新しい基準額はまだ設定されていないため、旧規定の基準額である 1,000 万 CFA フランが適用される。

下記に掲げる取引は、ドミシリエーション（口座指定・取引拠点設定）の対象外となる。

- 行政機関または郵便局を通じて行われる着払い輸出
- BCEAO が定めた基準額を超える重量の金の一時的輸出を除く、無償輸出
- 關稅評価額が BCEAO がドミシリエーションのために定めた基準額（基準額はまだ BCEAO によって設定されていない）を下回る物品
- 規則第 06 号付属書 V に列挙されている特別な性質の輸出、すなわち：

1. 飼い主の移動に同行する犬や猫などの動物。

2. 航空機および船舶の給油、ならびに船内備品：

a) 国内外の航空機および船舶への液体燃料または潤滑油の供給

b) 液体燃料または潤滑油以外の物品で、国内または外国の航空機および船舶の給油または船内備品として積み込まれたもの。

ただし、外国の航空機または船舶の場合、禁止物品の輸送については、この例外規定は適用されない。

3. UEMOA 加盟国に居住する者が所有する自動車およびオートバイの一時的輸出、または外国に居住する者が所有する自動車およびオートバイの再輸出の際に提示される燃料。この例外は、車両に恒久的に取り付けられている通常タンクに収容する燃料、および補助容器に収容する燃料（後者については、自動車の場合、40 リットルを限度とする）に適用される。

4. 税関規則上、見本（サンプル）に分類されるもの（禁止品を除く）。

5. 輸出貨物の容器、包装、支持体、その他の包装材として使用される、内容物が入った包装材または容器。ただし、それらが商取引における公正かつ一般的な慣行に適合している場合に限る。

この例外は、貴金属製の包装を除き、外装および内装の包装に適用される。

輸出物品について輸出証明書の提出が求められる場合で、かつ包装が（預託金・保証金が一定の条件下で返還される）デポジット方式（consignés）ではない場合、当該包装の価値を証明書類に記載しなければならない。

6. 委託販売品。

7. 見本市および展示会：UEMOA 加盟国で開催された見本市または展示会に出展された後、再輸出される外国の物品。

8. 居住地の変更に伴い外国に移送された動産。これには、乗用自動車、オートバイ、自転車も含まれる。

9. 旅行者が個人使用のために輸出する物品。

10. UEMOA 加盟国に一時滞在した外国人観光客が輸出する物品。
この例外は、旅行者が購入した物品について、通常の旅行費用および個人的な費用に関連して評価された必要限度内で適用される。
11. 飼育・放牧：外国で飼育され、税関規則で定められた条件に基づき再輸入が保証されている動物。
12. 外交特権：この特例は、以下に適用される。
 - a) 大使、外交団員、または外交特権を有する外国人が発送する物品
 - b) UEMOA 加盟国の外交団宛てに国外へ発送される物品
 - c) 大使またはその他の外交団のメンバーが所有し、当該国で通常のナンバープレートで登録されている、または税関規則で定められた条件の下で走行している自動車。
13. 外国の荷送人への貨物の返送：国内に滞在中、税関の監視下を離れることなく外国の荷送人に返送される貨物。
14. 自動車：税関規則で定められた条件に基づき、一時輸出制度の対象となる自動車。

▶ 輸出品のドミシリエーション手続き

輸出品のドミシリエーションをするためには、輸出業者は、取引口座を開設している銀行（以下、取引銀行）に以下の書類を提出しなければならない。

- 規則第 06 号付属書 IX-1 の様式に準拠した「外国為替契約」を 4 部作成
- 商業契約書の認証謄本、またはこれに代わるその他の書類

サービス（役務）輸出業者は、入金予定口座を管理する銀行に以下を提出する：

- 規則第 06 号付属書 IX-3 の様式に準拠した外国為替契約
- 商業契約書の写し、またはこれに代わるその他の書類

物品輸出者は、付属書 IX-2 の様式に準拠した物品輸出証明書を作成し、各出荷ごとに取引銀行に提出する。この証明書および輸出物品は、その後税関に提出される。

輸出証明書と申告書に記載された、物品の性質、仕向地、数量、関税評価額、請求額に関する情報の整合性が確認された後、税関は輸出業者に輸出証明書の写しを 1 部交付し、残りの写しを取り扱い、BCEAO、および対外金融担当機関に送付する。BCEAO および対外金融担当機関へは、申告書番号、ドミシリエーション書類番号、および有価証券に記載された取引銀行名を記載した明細書を添付し、輸出処理完了後 8 日以内に規定書類を送付する。

2.3. 違反および制裁

輸出収入の申告または本国送金義務の不履行、および 2024 年の UEMOA 閣僚理事会規則第 06 号で規定されている、または求められている諸手続きの不遵守（事前承認の取得不履行、または承認条件の不遵守）は、制裁の対象となる。

当該制裁は、以下のように定められている。

- 自然人：2016 年 7 月 8 日付け法律第 2016-11 号に基づき、1 年以上 5 年以下の懲役、および違反行為の対象となった金額または価値と同額を下限とし、その 5 倍にあたる金額を上限とする罰金。
- 信用機関以外の法人で、その機関または代表者が対外金融関係規則に違反した場合：違反行為の対象となった金額または価値と同額を下限とし、その 5 倍にあたる金額を上限とする罰金。ただし、第 1 項が代表者に適用される場合はこの限りではない。

対外金融関係に関する法規違反を認定する権限を有する者は、以下の職員である。

- 1- 税関職員
- 2- 対外金融担当の宣誓職員

- 3- 財務大臣が特別に指名した、その他の宣誓職員
- 4- 司法警察官
- 5- 西アフリカ諸国中央銀行（BCEAO）の宣誓職員

3. 国内および域内の競争

ベナンで事業を行う企業は、競争法に関する規制の対象となり、その行為がベナン市場のみに影響を与えるのか、UEMOA の共通市場に影響を与えるのかによって、それぞれ別の管轄権を有する二つの機関が、反競争的行為に関する規定の遵守を統括している。

ベナンにおける競争は、2016 年 11 月 4 日付けのベナン共和国競争の体系化に関する法律第 2016-25 号によって規律されている。この法律は、競争を規制する国内的な法的枠組みの基礎となっており、特に以下の UEMOA の統一規則によって補完されている。

- 2002 年の反競争的取引慣行に関する UEMOA 閣僚理事会規則第 02 号
- 2002 年のカルテルおよび支配的地位の濫用に関する手続きに関する UEMOA 閣僚理事会規則第 03 号
- 2002 年の国家援助に関する UEMOA 閣僚理事会規則第 04 号
- 2002 年の加盟国と公営企業間、および加盟国と国際機関または外国機関間の財務関係の透明性に関する UEMOA 閣僚理事会指令第 01 号
- 2002 年の UEMOA 条約第 88 条、第 89 条及び第 90 条の適用に関する、UEMOA 委員会と各加盟国の競争機関間の協力に関する UEMOA 閣僚理事会指令第 02 号

国内規制の実施は主に国家公正競争委員会 (ANC : Autorité nationale de la concurrence) が担当し、UEMOA 域内の案件は UEMOA 競争委員会 (Commission de la Concurrence de l'UEMOA) が各国の行政当局と調整しながら対応している。

3.1 貿易と価格の自由

ベナン全土において、物品、製品、サービス（役務）の価格は、競争の原則により自由に決定することができる。

ベナンへの輸入、およびベナンからの輸出・再輸出は、禁止事項、制限事項、公序良俗を遵守することを条件として、原産地や供給源を問わず自由に行うことができる。

3.2. 制限事項

3.2.1. 政府による価格統制

物品およびサービス（役務）の価格は、明確に定義された特定の状況において、ベナン政府によって規制される場合がある。

事実、社会的影響が認められる有用性を持つ物品、製品、サービス（役務）、あるいは独占状態や持続的な供給難のために価格競争が制限されている物品、製品、サービス（役務）については、国家競争評議会 (Conseil National de la Concurrence) の賛成意見を得た上で、閣議決定により価格が規制または固定される。

2016 年 11 月 4 日付けの法律第 2016-25 号は、政府が過度な価格上昇を防ぐための措置を講じることを認めている。したがって、危機的状況、例外的な状況の発生、国難の発生、または特定の分野における明らかに異常な市場状況が発生した場合、商務大臣 (ministre chargé du commerce) は、省令 (arrêté) により、過度な価格上昇に対して一時的な措置を講じることができる。

この省令は、国家競争評議会の意見を踏まえ、6 カ月を最長とする一時的措置の有効期間を明記し発令される。

このように、政府は、生活必需品や米、油、小麦、パン、セメントなどの消費財の価格を規制し、物価高騰に対処している。

3.2.2. 價格に関する情報

物品の販売者またはサービス（役務）の提供者は、消費者に対して、価格、契約上の責任の制限、および販売の特別条件について情報を提供しなければならない。

価格の公表は義務付けられており、マーキング、ラベリング、看板、掲示など、適切な手段によって行わなければならない。

3.2.3. 請求

業務上の活動のための物品購入またはサービス（役務）提供は、すべて安全な請求の対象となる。

請求書は2部以上作成し、販売者は請求書の原本を購入者に渡し、その写しを保管する。請求書は、販売行為または役務の提供が完了した時点で発行されなければならない。

3.2.4. 輸入認可手続き/輸入制限

閣議決定により指定された特定の物品については、輸入認可手続きまたは輸入制限の対象となる場合がある。

特に、石油製品およびその派生製品（軽油、ハイオクガソリン、液化石油ガス、潤滑油）がこれに該当する。

2023年7月26日付けの政令2023-423号は、ベナン共和国における精製石油製品およびその派生製品の輸入、貯蔵、流通に関する条件を規定している。

また、輸入認可手続きの対象には、タバコおよびそのすべての派生品および類似品（紙巻きタバコ、葉巻、シガリロ（cigarillo：細巻きの小型葉巻）、電子タバコ、水タバコ（chicha：英名：shisha / hookah））も含まれる。

2022年2月9日付けの政令第2022-073号に基づき、タバコ、その派生品および類似品の輸入認可は、商務大臣の決定により発行され、申請者が提出した電子メールアドレス宛てにオンラインで送付される。

最後に、輸入または輸出の手続きを行う前に、ベナン共和国における商業活動の条件を定める1990年5月15日付けの法律第90-005号の規定に従い、輸入者カードを取得することが必須である。

3.2.5. 禁止行為

UEMOA統一規則により禁止される商行為がある一方で、ベナン国内法、すなわち2016年11月4日付けのベナン共和国における競争の体系化に関する法律第2016-25号によってのみ禁止される商行為もある。

一方、以下はUEMOA統一規則により禁止される行為である。

- 反競争的協定、すなわち、UEMOA域内における競争の制限または歪曲を目的とした、特に以下を含む、企業間のあらゆる協定、結社、協調的行為：
 - 他の企業による市場へのアクセスや自由な競争の行使を制限する協定
 - 直接または間接的に価格を固定し、販売価格を管理し、一般的に、市場原理による価格設定を妨害し、人為的に価格の上昇または下落を促進することを目的とした協定
 - 市場や供給源の分散
 - 生産、販路、技術開発、投資の制限または抑制
 - 同等の役務に対して不平等な条件を適用することにより、取引相手を差別する行為

- 契約締結の条件として、その性質上又は商慣行上、当該契約の目的と関連性を有しない追加的役務の受諾を取引相手方に要求すること。
- 支配的地位の濫用、すなわち、1社または複数の企業による、UEMOA 共通市場またはこれに準ずる市場における不当な搾取を構成する、特に以下の行為：
 - 購入価格または販売価格、およびその他の不公正な取引条件の押し付け
 - 消費者にとって不利益となる生産、販路、技術開発の制限
 - 同等の役務に対して不平等な条件を適用することで、取引相手を競争上不利な立場に置くこと
 - 契約締結の条件として、その性質上又は商慣行上、当該契約の目的と関連性を有しない追加的役務の受諾を取引相手方に要求すること
 - 富みの集中（吸収合併、支配権取得、合弁事業設立）
- 特定の企業または生産を優遇することにより競争を歪める、国家による、または国家資源を用いた援助

また、2016年11月4日付けのベナン共和国における競争の体系化に関する法律第2016-25号により、以下の行為が禁止されている。

- 反競争的行為（支配的地位の濫用、反競争的協定、特定の企業または生産を優遇することにより競争を歪める、または歪める可能性のある国家による援助、不正競争）
- 競争を目的として、生産者または卸売業者が、最終消費者に、恒久的に物品を購入することを許可する証書またはその他の書類を発行すること
- 損失を伴う販売
- あらゆる形態の価格固定行為
- 景品付き販売（ただし、少額の品物や低価値のサービス、並びに試供品に関するものを除く）
- 販売拒否および差別的条件付の販売
- 雪だるま式販売（マルチ商法）
- 対外貿易規制の遵守を怠る行為
- 無許可販売または準商業活動（非営利団体による不当な商業活動）

3.2.6. 規制対象となる競争的行為

特定の規制の対象となる競争的行為を以下に列挙する。

- プロモーション販売、または仮設販売
- バーゲンセール
- 在庫一掃セール
- 競業避止条項
- 不当条項

3.2.7. 情報の要求

UEMOA委員会は、特定の状況（加盟国間の貿易の増加、価格の変動または硬直性）に基づき、共同市場内で競争が制限または歪められていると推定される場合、企業に情報を要求し、特定の経済分野について一般的な調査を行うことができる。

地方レベルでは、国家競争評議会が、競争に関する、あるいは競争の機能に影響を与える可能性のあるあらゆる問題について政府に助言する役割を担っている。

商業活動の監督機関（商業管理者（administrateurs de commerce）、商務官（attachés de commerce）、商業監査官（contrôleurs de commerce）で構成）が設置され、商業活動の監督、監査の監督、違反行為の認定、適切な是正措置の提案を行っている。

3.2.8. 否定証明書（Attestation négative）

企業間または企業グループ間の合意、協調的行為は、関係企業により UEMOA 委員会に通知することができ、これによって当該合意・協調的行為が適用される共同体規定に準拠していることを確認し、その結果として否定証明を取得することができる。

この証明書により、当該合意・協調的行為、あるいは連合は、管轄当局によって共同体競争法違反とみなされず、制裁の対象にもならないことが保証される。

3.3. 違反および制裁

政府が定めた価格、価格に関する情報提供義務、請求、輸入認可、非輸入の義務に違反した場合、5万から50万CFA フランの罰金が科せられる。

不正競争には、100万から2,500万CFA フランの罰金および1カ月から24カ月の懲役が科せられる。

一方、景品付き販売、競争を目的として、生産者または卸売業者が、最終消費者に、恒久的に物品を購入することを許可する証書またはその他の書類を発行すること、損失を伴う販売、販売拒否、差別的条件付き販売、およびあらゆる形態の価格固定行為に対しては、100万から1,000万CFA フランの罰金および1カ月から12カ月の懲役が科せられる。

さらに、共同体法規により禁止されている行為は、委員会により、50万から1億CFA フラン（違反内容に応じて）の罰金が科せられる。後者は、前年度の売上高の10%に相当する金額まで引き上げられる場合がある。また、委員会が決定した期日から遅延した日数に応じて、1日あたり5万から100万CFA フランの罰金が科せられる場合もある。

4. 知的財産

4.1. 管轄機関と任務

4.1.1. 管轄機関

ベナンは、1974年12月9日に世界知的所有権機関を設立する条約に署名して以来、世界知的所有権機関（WIPO：World Intellectual Property Organization/Organisation Mondiale de la Propriété Intellectuelle）の加盟国となっている。

加盟は1975年3月9日に発効した。

ベナンは、バンギ協定への締約により、アフリカ知的所有権機関（OAPI：Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle）の加盟国でもある。

ベナンにおけるOAPIの代理機関は、国立産業財産庁（ANAPI：l'Agence Nationale de la Propriété Industrielle）である。

最後に、著作権の管理に関しては、ベナンはベナン著作権・隣接権局（BUBEDRA：Bureau Béninois du Droit d'Auteur et des Droits Voisins）を設立している。これはベナン国内において著作権の保護と管理を行う著作権管理団体である。

4.1.2. ANAPI および BUBEDRA の任務

ANAPIは、ベナンの産業財産を発展させる国家政策の実施およびモニタリング・評価を担当している。具体的な任務は以下の通りである。

- 情報提供、啓発、研修、その他発明者や経済活動者（事業体）が自らの創作物を活用・価値化することを支援するための取り組みを通じて、産業財産を促進すること
- 経済・社会開発を目的とした産業財産およびその合理的な活用に関する問題を、国内および国際レベルでフォローアップすること
- 関係省庁と連携し、産業財産に関する国際的な約束の遵守状況を監視すること
- 国内の利用者に対して、特にその創作物を保護または活用するための情報や助言を提供するなど、身近なサービスを提供すること
- 國際的な産業財産機関によるベナン共和国支援のための支援活動を、集約し調整すること
- OAPI（アフリカ知的財産機関）やその他の国際機関が発行する権利証書を通じて、様々な産業財産の保護に貢献すること
- 研究センターや生産部門における産業財産のニーズを特定すること
- これらのニーズを満たす可能性のあるすべての特許文書データベースを構築すること
- 経済活動者（事業体）が産業財産の取得申請を作成する際に支援を行うこと
- 産業財産の活用および産業財産の侵害（特に偽造および不正競争）との闘いに関する啓発および情報提供活動を実施すること
- 発明者とその発明の潜在的な利用者の間の関係を促進すること

一方、BUBEDRAのほうは、ベナン共和国の国民であるか否かを問わず、文学作品および芸術作品の作者、ならびに隣接権の権利者、およびそれらの相続人・権利継承者の、国内および国外における職業的、道徳的、財産的利益の保護および擁護を担っている。

BUBEDRAの具体的な任務は以下の通りである。

- 国内および必要に応じて国外において、相互協定により、公の場での上演または演奏行為、ラジオ放送、テレビ放送、有線または無線による公衆伝達、グラフィック、機械

- 的またはデジタルによる複製、複写機による複製、私的複製、翻訳、翻案、その他あらゆる方法による複製、および再販時の著作者報酬権を独占的に管理すること
- 外国の著作権者および隣接権者の代理人との間で締結された相互協定、またはベナン共和国が加盟する国際条約に基づき、ベナン国内において、当該権利を独占的に管理すること
- 著作権者および隣接権者とユーザー間の契約締結を独占的に仲介すること
- 作品、演奏、実演、複製、その作者、芸術家、またはその権利者を特定するためのすべての申告を受け付け、登録すること
- 当該作品、演奏、実演、または複製物の利用に対して、著作権および隣接権の使用料を徴収すること
- これらの使用料を、著作者、実演家、録音・録画物製作者、またはそれらの相続人・権利継承者間で分配すること
- 権利のデジタル化、著作物の保護、および権利保有者による著作物のデジタル利用に関する著作権使用料の徴収を確実に行うこと
- ベナンの民俗遺産の利用に関する権利を保護し、価値行使すること
- 著作者、実演家、録音・録画物製作者、またはそれらの相続人・権利継承者の名において、保護された作品、実演、演奏、複製物の使用許可に伴う条件の遵守を独占的に要求すること
- 著作権者、実演家、録音・録画物製作者、ラジオ・テレビ事業者、またはそれらの相続人・権利継承者に対して、著作権および隣接権に関するあらゆる問題について助言を行うこと
- その権限の範囲内で、あらゆる適切な手段を用いて、国内の創造性の促進に貢献すること
- 外国の著作権及び隣接権管理機関と相互協定を締結し、同じ分野の組織を統合する国際的、地域的、または広域的な組織に加盟すること
- 知的創作物の制作者を支援するための社会文化基金、またはその他の同様の福祉、連帯、相互扶助の機関を設立し、運営すること

4.2. 保護すべき権利

本調査では、知的創作物の保護、および産業財産および商業的財産の保護に焦点を当てるとしている。

4.2.1. 著作権

国内法では、知的創作物の保護は、2006年4月5日付けのベナン共和国における著作権および隣接権の保護に関する法律第2005-30号によって規律されている。

この法律は、ベナンにおける知的創作物の創作者および利用者にとって重要な法的枠組みとなっており、文化、技術、メディア、広報といった分野に影響を及ぼしている。

同法が及ぶ範囲を以下に例挙する。

- **著作権**：表現方法や形式、価値、用途（例：書籍、ソフトウェア、音楽、映画、写真、建築デザイン、応用美術作品）を問わず、文学、芸術、科学的な著作物を保護する。保護は自動的に適用され、登録手続きは必要ない。
- **隣接権**：実演家（ミュージシャン、俳優）、録音物および録画物の製作者、放送事業者の権利の保護。

従って、この保護の恩恵を受けるのは、ソフトウェア、広告キャンペーン、デザインなどといった作品を制作する企業であり、本権利を利用して自らの無形資産を保護することができる。

また、従業員や役務提供者と、職務の範囲内で創作された作品の権利の帰属について、明確な契約を結んでおくことも非常に重要である。

なお、雇用（労働）契約の枠内で、雇用主である自然人または法人の名のもとに作者（un auteur）が創作した著作物については、契約に別段の定めがない限り、当該著作物を創作した作者が著作者人格権および財産権の第一権者となることを明確にしておく必要がある。

ただし、当該著作物の財産権は、著作物創作時点における雇用主の通常業務を遂行するために必要と判断される範囲において、雇用主に譲渡されたものとみなされる。

ベナンは、著作権保護に関するいくつかの国際条約に署名している。これには、1977年3月2日に採択され、1999年2月24日および2015年12月14日に改正されたバンギ協定(Accord de Bangui)、ならびに1886年9月9日に採択され、1979年9月28日に改正されたベルヌ条約(Convention de Berne pour la protection des œuvres littéraires et artistiques：文学的および芸術的著作物の保護に関する条約)などが含まれる。

4.2.2. 商業的および産業的財産権

特許、商標、工業意匠、商号などの産業財産および商業所有権は、国立産業財産庁(ANAPI)を通じてOAPIにその保護を申し出るものとする。

4.2.2.1. 発明特許の保護

あらゆる発明は、当該発明を保護するために発行される所有権（発明特許：brevet d'invention）を取得するため、ANAPIを通じてOAPIに特許出願することができる。

特許の保護は、出願日から20年目の暦年の終わりに失効する。ただし、特許に関連する権利は、特許を出願した日と同じ日である「年次更新期限」(date d'anniversaire du dépôt)までに年次維持料(annuités)を支払えば有効に維持できる。

この年次維持料を所定の期限(6カ月の猶予期間を含む)までに支払わない場合、出願人はその権利を喪失する。

ただし、権利者の意思によらない事情により、年次維持料の支払による特許の更新がなされなかった場合、その権利者またはその相続人・権利承継者は、回復手数料(taxe de restauration)、必要な年次手数料(taxe annuelle requise)、および追加料金(surtaxe)を支払うことで、前述の状況が解消した日から6カ月以内、かつ更新期限から2年以内に、権利の回復を請求することができる。

権利の侵害があった場合、発明特許権者またはその相続人・権利承継者は、侵害品の差し押さえを行い、その後、裁判所に侵害訴訟を提起することができる。

4.2.2.2. 商標(Marque)の保護

商標とは、自然人または法人の製品またはサービスを識別するために使用されている、または使用が提案されている、視覚的または聴覚的な記号である。

すべての商標は、ANAPIを通じてOAPIに登録することができる。ただし、下記に列挙する一部の商標は有効に登録することができない。

- 識別性を欠く商標

- 他の権利者に帰属、すでに登録されている、または出願日または優先日が先行する、同一または類似の物品または役務に関する他の商標と同一である商標、あるいは、そのような商標と類似し、誤認または混同の恐れがある商標
- 公序良俗または法律に反する商標
- 公衆または商業界を、特に当該物品またはサービスの地理的起源、性質または特徴について誤解させるおそれのある商標
- 紋章、国旗、その他のエンブレム、略称、頭字語、または国際条約によって設立された国家または政府間組織の公式の検査・保証の標章または刻印を複製、模倣、またはその構成要素に含む商標。ただし、当該国家または組織の所管官庁の許可を得た場合はこの限りではない。

商標は、最初に登録した者に帰属するが、共有財産として取得することもできる。

ベナンにおける商標の保護は、同国が加盟するアフリカ知的所有権機関（OAPI）の広域システムの一環である。

このシステムは、2015 年に改正されたバンギ協定、特にその付属書 III に基づいており、17 の加盟国における商標に適用される法的枠組みを規定している。

OAPI が一括して広域諸地域の出願を取り纏める仕組みとなっており、これにより、ベナンを含む各加盟国では、自動的に、かつ同時に保護が与えられる。この仕組みにより、出願者は各国の手続きを何度も行う必要がなく、調和のとれた保護制度の恩恵を受けることができる。

商標の保護期間は、登録出願日から 10 年間だが、10 年ごとに更新することで、商標の所有権を無期限に維持することができる。

ただし、実際に商標を使用することが条件であり、使用がない場合、特に 5 年連続で未使用となった商標は失効する可能性がある。

登録商標の所有者は、その商標を独占的に使用する権利を有しており、第三者による商標の無断使用を禁止することができる。侵害があった場合、所有者は管轄裁判所において侵害訴訟 (actions en contrefaçon) を提起し、必要に応じて、侵害品の差し押さえ (saisie-contrefaçon) などの保全措置や損害賠償を請求することができる。

このように、OAPI のシステムは、ベナンの商標権者に、地域レベルで強力かつ一貫性のある広範な保護を提供すると同時に、権利侵害や不正競争のリスクから権利を保護することを保証している。

4.2.2.3. 工業意匠

意匠とは、線や色の組み合わせを、モデルとは、線や色と関連のあるなしにかかわらず、あらゆる造形物を指し、その組み合わせや造形が工業製品や手工業品に特別な外観を与え、工業製品や手工業品の製造の型として使用できるものである。

新しい工業意匠 (dessins et modèles industriels) は、その創作の日付を確定し、出願者に所有権と、特定の差し押さえおよび侵害訴訟手続きを利用する権利を付与するために、ANAPI を通じて OAPI に登録することができる。

公序良俗に反する工業意匠は登録できない。

意匠は、最初に申請した者に帰属する。

工業意匠の保護期間は 5 年間であり、同期間の更新が 2 回まで可能であることを鑑み、合計 15 年間保護することができる。

4.2.2.4. 商号

あらゆる商号または名称は、ANAPI を通じて OAPI に登録することができる。

商号とは、商業、工業、工芸、農業、その他の経済活動を行う事業体が知られ、営業を行う名称である。

その性質または使用方法により、公序良俗に反し、特に、商業、工業、工芸、農業その他の事業体の性質について、商業関係者または公衆を欺くおそれのある名称または呼称は、商号とはみなされない。

したがって、このような特徴を有する商号は、有効に登録することはできない。

商号は、最初に申請した者に帰属する。

保護期間は 10 年間であり、商号登録によって付与される権利は、10 年ごとに更新することで無期限に維持することができる。

4.3. 保護の地理的適用範囲

上記の権利の保護は、OAPI の全加盟国、すなわちベナン、ギニアビサウ、ブルキナファソ、赤道ギニア、カメルーン、マリ、中央アフリカ、モーリタニア、コンゴ、ニジェール、コートジボワール、セネガル、ガボン、コモロ、ギニア共和国、チャド、トーゴに及ぶ。

ただし、この適用範囲は、特許および工業意匠に関しては拡大される場合がある。

事実、ベナンは特許協力条約 (PCT : Patent Cooperation Treaty (PCT) / Traité de coopération en matière de brevets) の締約国であるため、発明者は、国際的な保護申請を一度だけ行えば OAPI の加盟国ではない多くの国々でも、特許の保護を申請することができるものである。

特許保護が有効となる国は、以下の通りである。

締約国	締約日	文書の種類	発効日
南アフリカ		加盟：1998 年 12 月 16 日	1999 年 3 月 16 日
アルバニア		加盟：1995 年 7 月 4 日	1995 年 10 月 4 日
アルジェリア	1970 年 6 月 19 日	批准：1999 年 12 月 8 日	2000 年 3 月 8 日
ドイツ	1970 年 6 月 19 日	批准：1976 年 7 月 19 日	1978 年 1 月 24 日
アンゴラ		加盟：2007 年 9 月 27 日	2007 年 12 月 27 日
アンティグア・バーブーダ		加盟：1999 年 12 月 17 日	2000 年 3 月 17 日
サウジアラビア		加盟：2013 年 5 月 3 日	2013 年 8 月 3 日
アルゼンチン	1970 年 12 月 21 日		
アルメニア		適用継続の宣言：1994 年 5 月 17 日	1991 年 12 月 25 日
オーストラリア		加盟：1979 年 12 月 31 日	1980 年 3 月 31 日
オーストリア	1970 年 12 月 22 日	批准：1979 年 1 月 23 日	1979 年 4 月 23 日
アゼルバイジャン		加盟：1995 年 9 月 25 日	1995 年 12 月 25 日
バーレーン		加盟：2006 年 12 月 18 日	2007 年 3 月 18 日
バルバドス		加盟：1984 年 12 月 12 日	1985 年 3 月 12 日
ベラルーシ		適用継続の宣言：1993 年 4 月 14 日	1991 年 12 月 25 日
ベルギー	1970 年 12 月 30 日	批准：1981 年 9 月 14 日	1981 年 12 月 14 日
ベリーズ		加盟：2000 年 3 月 17 日	2000 年 6 月 17 日
ベナン		加盟：1986 年 11 月 26 日	1987 年 2 月 26 日
ボスニア・ヘルツェゴビナ		加盟：1996 年 6 月 7 日	1996 年 9 月 7 日

締約国	締約日	文書の種類	発効日
ボツワナ		加盟：2003年7月29日	2003年10月30日
ブラジル	1970年6月19日	批准：1978年1月9日	1978年4月9日
ブルネイ・ダルサラーム		加盟：2012年4月24日	2012年7月24日
ブルガリア		加盟：1984年2月21日	1984年5月21日
ブルキナファソ		加盟：1988年12月21日	1989年3月21日
カーボベルデ		加盟：2022年4月6日	2022年7月6日
カンボジア		加盟：2016年9月8日	2016年12月8日
カメルーン		加盟：1973年3月15日	1978年1月24日
カナダ	1970年6月19日	批准：1989年10月2日	1990年1月2日
チリ		加盟：2009年3月2日	2009年6月2日
中国		加盟：1993年10月1日	1994年1月1日
キプロス		加盟：1998年1月1日	1998年4月1日
コロンビア		加盟：2000年11月29日	2001年2月28日
コモロ		加盟：2005年1月3日	2005年4月3日
コンゴ		加盟：1977年8月8日	1978年1月24日
コスタリカ		加盟：1999年5月3日	1999年8月3日
コートジボワール	1970年12月3日	批准：1991年1月31日	1991年4月30日
クロアチア		批准：1998年4月1日	1998年7月1日
キューバ		加盟：1996年4月16日	1996年7月16日
デンマーク	1970年6月19日	批准：1978年9月1日	1978年12月1日
ジブチ		加盟：2016年6月23日	2016年9月23日
ドミニカ		加盟：1999年5月7日	1999年8月7日
エジプト	1970年6月19日	批准：2003年6月6日	2003年9月6日
エルサルバドル		加盟：2006年5月17日	2006年8月17日
アラブ首長国連邦		加盟：1998年12月10日	1999年3月10日
エクアドル		加盟：2001年2月7日	2001年5月7日
スペイン		加盟：1989年8月16日	1989年11月16日
エストニア		加盟：1994年5月24日	1994年8月24日
エスワティニ		加盟：1994年6月20日	1994年9月20日
アメリカ合衆国	1970年6月19日	批准：1975年11月26日	1978年1月24日
ロシア連邦	1970年12月23日	批准：1977年12月29日	1978年3月29日
フィンランド	1970年6月19日	批准：1980年7月1日	1980年10月1日
フランス	1970年12月31日	批准：1977年11月25日	1978年2月25日
ガボン		加盟：1975年3月6日	1978年1月24日
ガンビア		加盟：1997年9月9日	1997年12月9日
ジョージア		適用継続の宣言：1994年1月18日	1991年12月25日
ガーナ		加盟：1996年11月26日	1997年2月26日
ギリシャ		加盟：1990年7月9日	1990年10月9日
グレナダ		加盟：1998年6月22日	1998年9月22日
グアテマラ		加盟：2006年7月14日	2006年10月14日
ギニア		加盟：1991年2月27日	1991年5月27日
赤道ギニア		加盟：2001年4月17日	2001年7月17日

締約国	締約日	文書の種類	発効日
ギニアビサウ		加盟：1997年9月12日	1997年12月12日
ホンジュラス		加盟：2006年3月20日	2006年6月20日
ハンガリー	1970年6月19日	批准：1980年3月27日	1980年6月27日
インド		加盟：1998年9月7日	1998年12月7日
インドネシア		加盟：1997年6月5日	1997年9月5日
イラン（イスラム共和国）	1970年7月7日	批准：2013年7月4日	2013年10月4日
イラク		加盟：2022年1月31日	2022年4月30日
アイルランド	1970年6月19日	批准：1992年5月1日	1992年8月1日
アイスランド		加盟：1994年12月23日	1995年3月23日
イスラエル	1970年6月19日	批准：1996年3月1日	1996年6月1日
イタリア	1970年6月19日	批准：1984年12月28日	1985年3月28日
ジャマイカ		加盟：2021年11月10日	2022年2月10日
日本	1970年6月19日	批准：1978年7月1日	1978年10月1日
ヨルダン		加盟：2017年3月9日	2017年6月9日
カザフスタン		適用継続の宣言：1993年2月16日	1991年12月25日
ケニア		加盟：1994年3月8日	1994年6月8日
キルギス		適用継続の宣言：1994年2月14日	1991年12月25日
クウェート		加盟：2016年6月9日	2016年9月9日
レソト		加盟：1995年7月21日	1995年10月21日
ラトビア		加盟：1993年6月7日	1993年9月7日
リベリア		加盟：1994年5月27日	1994年8月27日
リビア		加盟：2005年6月15日	2005年9月15日
リヒテンシュタイン		加盟：1979年12月19日	1980年3月19日
リトアニア		加盟：1994年4月5日	1994年7月5日
ルクセンブルク	1970年12月30日	批准：1978年1月31日	1978年4月30日
北マケドニア		加盟：1995年5月10日	1995年8月10日
マダガスカル	1970年12月10日	批准：1972年3月27日	1978年1月24日
マレーシア		加盟：2006年5月16日	2006年8月16日
马拉维		加盟：1972年5月16日	1978年1月24日
マリ		加盟：1984年7月19日	1984年10月19日
マルタ		加盟：2006年12月1日	2007年3月1日
モロッコ		加盟：1999年7月8日	1999年10月8日
モーリシャス		加盟：2022年12月15日	2023年3月15日
モーリタニア		加盟：1983年1月13日	1983年4月13日
メキシコ		加盟：1994年10月1日	1995年1月1日
モナコ	1970年12月31日	批准：1979年3月22日	1979年6月22日
モンゴル		加盟：1991年2月27日	1991年5月27日
モンテネグロ		適用継続の宣言：2006年12月4日	2006年6月3日
モザンビーク		加盟：2000年2月18日	2000年5月18日

締約国	締約日	文書の種類	発効日
ナミビア		加盟：2003年10月1日	2004年1月1日
ニカラグア		加盟：2002年12月6日	2003年3月6日
ニジェール		加盟：1992年12月21日	1993年3月21日
ナイジェリア		加盟：2005年2月8日	2005年5月8日
ノルウェー	1970年6月19日	批准：1979年10月1日	1980年1月1日
ニュージーランド		加盟：1992年9月1日	1992年12月1日
オマーン		加盟：2001年7月26日	2001年10月26日
ウガンダ		加盟：1994年11月9日	1995年2月9日
ウズベキスタン		適用継続の宣言：1993年8月18日	1991年12月25日
パナマ		加盟：2012年6月7日	2012年9月7日
パプアニューギニア		加盟：2003年3月14日	2003年6月14日
オランダ（王国）	1970年12月31日	批准：1979年4月10日	1979年7月10日
ペルー		加盟：2009年3月6日	2009年6月6日
フィリピン	1970年6月19日	批准：2001年5月17日	2001年8月17日
ポーランド		加盟：1990年9月25日	1990年12月25日
ポルトガル		加盟：1992年8月24日	1992年11月24日
カタール		加盟：2011年5月3日	2011年8月3日
シリア・アラブ共和国	1970年12月29日	批准：2003年3月26日	2003年6月26日
中央アフリカ共和国		加盟：1971年9月15日	1978年1月24日
大韓民国		加盟：1984年5月10日	1984年8月10日
モルドバ共和国		適用継続の宣言：1994年2月14日	1991年12月25日
ラオス人民民主共和国		加盟：2006年3月14日	2006年6月14日
ドミニカ共和国		加盟：2007年2月28日	2007年5月28日
朝鮮民主主義人民共和国		加盟：1980年4月8日	1980年7月8日
チェコ共和国		適用継続の宣言：1992年12月18日	1993年1月1日
タンザニア連合共和国		加盟：1999年6月14日	1999年9月14日
ルーマニア	1970年12月28日	批准：1979年4月23日	1979年7月23日
英国	1970年6月19日	批准：1977年10月24日	1978年1月24日
ルワンダ		加盟：2011年5月31日	2011年8月31日
セントクリストファー・ネイビス		加盟：2005年7月27日	2005年10月27日
サンマリノ		加盟：2004年9月14日	2004年12月14日
ローマ教皇庁	1970年6月19日		

締約国	締約日	文書の種類	発効日
セントビンセント およびグレナ ディーン諸島		加盟：2002年5月6日	2002年8月6日
セントルシア		加盟：1996年5月30日	1996年8月30日
サモア		加盟：2019年10月2日	2020年1月2日
サントメ・プリン シペ		加盟：2008年4月3日	2008年7月3日
セネガル	1970年12月29日	批准：1972年3月8日	1978年1月24日
セルビア	1970年6月19日	批准：1996年11月1日	1997年2月1日
セイシェル		加盟：2002年8月7日	2002年11月7日
シェラレオネ		加盟：1997年3月17日	1997年6月17日
シンガポール		加盟：1994年11月23日	1995年2月23日
スロバキア		適用継続の宣言：1992年12月30日	1993年1月1日
スロベニア		加盟：1993年12月1日	1994年3月1日
スーダン		加盟：1984年1月16日	1984年4月16日
スリランカ		加盟：1981年11月26日	1982年2月26日
スウェーデン	1970年6月19日	批准：1978年2月17日	1978年5月17日
スイス	1970年6月19日	批准：1977年9月14日	1978年1月24日
タジキスタン		適用継続の宣言：1994年2月14日	1991年12月25日
チャド		加盟：1974年2月12日	1978年1月24日
タイ		加盟：2009年9月24日	2009年12月24日
トーゴ	1970年12月23日	批准：1975年1月28日	1978年1月24日
トリニダード・ト バゴ		加盟：1993年12月10日	1994年3月10日
チュニジア		加盟：2001年9月10日	2001年12月10日
トルコ		加盟：1995年10月1日	1996年1月1日
トルクメニスタン		適用継続の宣言：1995年3月1日	1991年12月25日
ウクライナ		適用継続の宣言：1992年9月21日	1991年12月25日
ウルグアイ		加盟：2024年10月7日	2025年1月7日
ベトナム		加盟：1992年12月10日	1993年3月10日
ザンビア		加盟：2001年8月15日	2001年11月15日
ジンバブエ		加盟：1997年3月11日	1997年6月11日

工業意匠の保護は、ベナンがハーグ協定（Arrangement de La Haye/Hague Agreement）に間接的に加盟しているため、OAPI域外の外国にも拡大することができる。

ハーグ協定により、意匠の出願者は、一度の出願で複数の国や地域における保護を得ることができる。

現在、ハーグ協定には1999年法と1960年法の二つの法が施行されている。

1999 年協定に基づき、その事業所、住所、国籍、または常居所によって、これら二つの協定のいずれかの締約国である締約国との関連性を持つ自然人または法人だけが、国際登録を取得することができる。

1999 年条約に基づき意匠の保護が有効となる国は、以下の通りである：

締約国	締約日	文書の種類	発効日
アルバニア		加盟：2007 年 2 月 19 日	2007 年 5 月 19 日
アルジェリア	1999 年 7 月 6 日		
ドイツ	2000 年 6 月 29 日	批准：2009 年 11 月 13 日	2010 年 2 月 13 日
サウジアラビア		加盟：2025 年 1 月 7 日	2025 年 4 月 7 日
アルメニア		加盟：2007 年 4 月 13 日	2007 年 7 月 13 日
アゼルバイジャン		加盟：2010 年 9 月 8 日	2010 年 12 月 8 日
ベルギー	1999 年 7 月 6 日	批准：2013 年 6 月 7 日	2018 年 12 月 18 日
ベリーズ		加盟：2018 年 11 月 9 日	2019 年 2 月 9 日
ボスニア・ヘルツェゴビナ		加盟：2008 年 9 月 24 日	2008 年 12 月 24 日
ボツワナ		加盟：2006 年 9 月 5 日	2006 年 12 月 5 日
ブルネイ・ダルサラーム		加盟：2013 年 9 月 24 日	2013 年 12 月 24 日
ブラジル		加盟：2023 年 2 月 13 日	2023 年 8 月 1 日
ブルガリア	1999 年 7 月 6 日	批准：2008 年 7 月 7 日	2008 年 10 月 7 日
ベラルーシ		加盟：2021 年 4 月 19 日	2021 年 7 月 19 日
カンボジア		加盟：2016 年 11 月 25 日	2017 年 2 月 25 日
カナダ		加盟：2018 年 7 月 16 日	2018 年 11 月 5 日
中国		加盟：2022 年 2 月 5 日	2022 年 5 月 5 日
クロアチア	1999 年 7 月 6 日	批准：2004 年 1 月 12 日	2004 年 4 月 12 日
キューバ	1999 年 7 月 6 日		
コートジボワール	1999 年 12 月 17 日		
デンマーク	1999 年 7 月 6 日	批准：2008 年 9 月 9 日	2008 年 12 月 9 日
スペイン	1999 年 7 月 6 日	批准：2003 年 9 月 23 日	2003 年 12 月 23 日
エストニア	1999 年 7 月 6 日	批准：2002 年 3 月 21 日	2003 年 12 月 23 日
フィンランド		加盟：2011 年 2 月 1 日	2011 年 5 月 1 日
フランス	1999 年 7 月 6 日	批准：2006 年 12 月 18 日	2007 年 3 月 18 日
ロシア連邦	1999 年 7 月 6 日	批准：2017 年 11 月 30 日	2018 年 2 月 28 日
ガーナ		加盟：2008 年 6 月 16 日	2008 年 9 月 16 日
ギリシャ	1999 年 7 月 6 日	批准：2023 年 11 月 13 日	2024 年 2 月 13 日
ジョージア		加盟：2003 年 5 月 6 日	2003 年 12 月 23 日
ハンガリー	1999 年 7 月 6 日	批准：2004 年 2 月 1 日	2004 年 5 月 1 日
アイルランド	2000 年 6 月 30 日		
アイスランド		加盟：2001 年 7 月 6 日	2003 年 12 月 23 日
イスラエル		加盟：2019 年 10 月 3 日	2020 年 1 月 3 日
イタリア	1999 年 7 月 6 日	批准：2023 年 12 月 14 日	2024 年 3 月 14 日
ジャマイカ		加盟：2021 年 11 月 10 日	2022 年 2 月 10 日
日本		加盟：2015 年 2 月 13 日	2015 年 5 月 13 日
キルギス		加盟：2003 年 2 月 17 日	2003 年 12 月 23 日

締約国	締約日	文書の種類	発効日
ラトビア	1999年7月6日	批准：2005年4月26日	2005年7月26日
リヒテンシュタイン		加盟：2003年8月11日	2003年12月23日
リトアニア		加盟：2008年6月26日	2008年9月26日
ルクセンブルク		加盟：2013年9月3日	2018年12月18日
北マケドニア		加盟：2005年12月22日	2006年3月22日
モロッコ		加盟：2022年4月22日	2022年7月22日
モーリシャス		加盟：2023年2月6日	2023年5月6日
メキシコ		加盟：2020年3月6日	2020年6月6日
モナコ	2000年6月28日	批准：2011年3月9日	2011年6月9日
モンゴル		加盟：2007年10月19日	2008年1月19日
モンテネグロ		加盟：2011年12月5日	2012年3月5日
ナミビア		加盟：2004年3月31日	2004年6月30日
ノルウェー		加盟：2010年3月17日	2010年6月17日
オマーン		加盟：2008年12月4日	2009年3月4日
アフリカ知的所有権機関（OAPI）		加盟：2008年6月16日	2008年9月16日
ウズベキスタン		加盟：2024年10月10日	2025年1月10日
オランダ（王国）	1999年7月6日	批准：2018年9月18日	2018年12月18日
ポーランド		加盟：2009年4月2日	2009年7月2日
ポルトガル	1999年7月6日		
ルーマニア	1999年7月6日	批准：2001年5月11日	2003年12月23日
英国	1999年7月6日	批准：2018年3月13日	2018年6月13日
ルワンダ		加盟：2011年5月31日	2011年8月31日
シリア・アラブ共和国		加盟：2008年2月7日	2008年5月7日
大韓民国		加盟：2014年3月31日	2014年7月1日
モルドバ共和国	1999年7月6日	批准：2001年12月19日	2003年12月23日
朝鮮民主主義人民共和国		加盟：2016年6月13日	2016年9月13日
セントクリストファー・ネイビス		加盟：2024年7月8日	2024年10月8日
サンマリノ		加盟：2018年10月26日	2019年1月26日
サモア		加盟：2019年10月2日	2020年1月2日
サントメ・プリンシペ		加盟：2008年9月8日	2008年12月8日
セルビア		加盟：2009年9月9日	2009年12月9日
シンガポール		加盟：2005年1月17日	2005年4月17日
スロベニア	1999年7月6日	批准：2002年5月8日	2003年12月23日
スーダン	1999年7月6日		
スイス	1999年7月6日	批准：2002年9月11日	2003年12月23日
スリナム		加盟：2020年6月10日	2020年9月10日
タジキスタン		加盟：2011年12月21日	2012年3月21日
チャド	1999年7月6日		
チュニジア		加盟：2012年3月13日	2012年6月13日

締約国	締約日	文書の種類	発効日
トルクメニスタン		加盟：2015年12月16日	2016年3月16日
トルコ	2000年2月4日	批准：2004年10月1日	2005年1月1日
ウクライナ		加盟：2002年5月28日	2003年12月23日
欧州連合		加盟：2007年9月24日	2008年1月1日
ベトナム		加盟：2019年9月30日	2019年12月30日
エジプト		加盟：2004年5月27日	2004年8月27日
アメリカ合衆国	1999年7月6日	批准：2015年2月13日	2015年5月13日

1960年条約に基づく保護が有効となる国は、以下の通りである。

締約国	締約日	文書の種類	発効日
アルバニア		加盟：2007年2月19日	2007年3月19日
ドイツ	1960年11月28日	批准：1983年3月14日	1984年8月1日
ベルギー	1960年11月28日	加盟：1979年2月15日	1984年8月1日
ベリーズ		加盟：2003年6月12日	2003年7月12日
ブルガリア		加盟：1996年11月11日	1996年12月11日
ベナン		加盟：1986年10月2日	1986年11月2日
クロアチア		加盟：2004年1月12日	2004年2月12日
コートジボワール		加盟：1993年4月26日	1993年5月30日
フランス	1960年11月28日	批准：1962年6月13日	1984年8月1日
ガボン		加盟：2003年7月18日	2003年8月18日
ギリシャ		加盟：1997年3月18日	1997年4月18日
ジョージア		加盟：2003年7月1日	2003年8月1日
ハンガリー		加盟：1984年3月7日	1984年8月1日
イタリア	1960年11月28日	批准：1987年5月11日	1987年6月13日
キルギスタン		加盟：2003年2月17日	2003年3月17日
リヒテンシュタイン	1960年11月28日	批准：1966年3月1日	1984年8月1日
ルクセンブルク	1960年11月28日	批准：1978年10月23日	1984年8月1日
北マケドニア		加盟：1997年2月18日	1997年3月18日
マリ		加盟：2006年8月7日	2006年9月7日
モロッコ		加盟：1999年9月13日	1999年10月13日
モナコ	1960年11月28日	批准：1981年10月13日	1984年8月1日
モンゴル		加盟：1997年3月12日	1997年4月12日
モンテネグロ		適用継続の宣言：2006年12月4日	2006年6月3日
ニジェール		加盟：2004年8月20日	2004年9月20日
オランダ（王国）	1960年11月28日	批准：1979年2月15日	1984年8月1日
ルーマニア		加盟：1992年6月17日	1992年7月18日
モルドバ共和国		加盟：1994年2月14日	1994年3月14日
朝鮮民主主義人民共和国		加盟：1992年4月15日	1992年5月27日
ローマ教皇庁	1960年11月28日		
セルビア	1960年11月28日	批准：1993年11月25日	1993年12月30日
スロベニア		加盟：1994年12月12日	1995年1月13日

締約国	締約日	文書の種類	発効日
スイス	1960年11月28日	批准：1962年10月31日	1984年8月1日
スリナム		加盟：1976年11月16日	1984年8月1日
セネガル		加盟：1984年5月30日	1984年8月1日
ウクライナ		加盟：2002年5月28日	2002年8月28日

上述した2種類の法的枠組みにより、自社の創作物を国際的に保護したいと願う企業はその手続きを簡素化することができる。

5. 不動産

ベナンの不動産セクターは、さまざまな法令および規制によって規律されているが、基本となるのは 2013 年 8 月 14 日付けベナン共和国土地・国有財産法に関する法律第 2013-01 号である。この法律は、土地制度、物権（所有権、用益権など）、権利確認手続き、収用、国の公有地および私有地、ならびに土地紛争について定めている。2022 年 12 月 20 日付けの法律第 2022-30 号は、ベナン共和国における住宅用賃貸借契約に関する制度（régime du bail à usage d'habitation）について定めている。

もう一つの重要な法律は、2013 年 8 月 14 日付けの法律第 2013-01 号を改正する 2017 年 8 月 10 日付けの法律第 2017-15 号である。これは、2013 年の法律にみられた、特に土地所有権証書（titres fonciers）の発行に関する阻害要因や曖昧さを修正するものである。

この法律により、特に居住許可や未登録の権利証書を持つ個人にとって、土地の登記が容易になった。

また、国有不動産の居住許可証保有者に対する土地所有権証書の発行条件について規定する 2018 年 10 月 10 日付けの法令第 2018-473 号、土地所有権の分割および統合に関する条件を規定する 2023 年 12 月 20 日付けの政令第 2023-686 号、業務用賃貸借契約を規定する一般商業権に関する OHADA 統一法（AUDCG）など、その他の法令もベナンの法的枠組みを補完している。

ベナン共和国における不動産の取得方法は、投資家がその不動産をどのように利用したいか（業務用、住宅用）によって異なる。

さらに、投資家には物件を借りるか、不動産を購入するか、あるいは土地を取得して自分の物件を建設するかといったいくつかの選択肢がある。

ベナンにおける不動産の所有権は、相続、贈与、購入、遺言、交換、編入、附合（accession）、取得時効（prescription）、およびその他の債務関係の効力によって取得または移転される。

5.1. 賃貸借契約の締結

賃貸借契約を締結したい顧客は、まず物件を特定し、その後に賃貸借契約（contrat de bail）を締結することになる。

業務用賃貸借契約と住宅用賃貸借契約のいずれかを選択して締結する。

5.1.1. 業務用賃貸借契約

業務用賃貸借契約は、一般商事法に関する統一法第 101 条以降で規定されている。

5.1.1.1. 形式、期間

業務用賃貸借契約に特定の形式はなく、必ずしも書面による契約書を必要としない。

賃貸借契約の期間も当事者により自由に定めることができ、有期または無期で締結することができる。

書面による契約ではなく、あるいは契約期間が定められていない場合、当該賃貸借契約は無期限で締結されたものとみなされる。賃貸借契約が書面による契約の場合、私署証書（sous-seing privé）として作成することができる。

5.1.1.2. 賃貸借契約の更新

賃貸借契約の更新権は、契約の約定に従って少なくとも 2 年間、当該物件を使用したこと を証明できる賃借人に付与される。

賃貸借契約の更新は、明示的または默示的である場合がある。

賃貸借契約に別段の定めがある場合、または賃貸人の同意がある場合を除き、賃貸物件の 全部または一部の転貸は禁止されている。転貸の行為は、書面により賃貸人に通知しなければならず、通知がない場合は、賃貸人に対して効力を生じない。

5.1.1.3. 賃貸借契約の譲渡

賃貸借契約の譲渡は、営業財産の譲渡、操業停止、事業の譲渡などの場合に発生するこ とがある。事業を譲渡する場合、賃貸人は譲渡を受け入れる義務がある。

賃貸借契約の譲渡は、司法執行官 (huissier de justice) による通知、または受取人による 受領を確実に証明できるその他の手段により、賃貸人に通知されなければならない。

5.1.1.4. 賃貸物件の売却

建物の売却は賃貸借契約を終了させるものではない。建物の購入者は、賃貸人のすべての 権利および義務を当然に承継する。

5.1.1.5. 賃料の見直し

賃料は、賃貸借契約において当事者が定めた条件に基づき、あるいはそれがない場合には 賃貸借契約の更新のたびに改定される。

当事者間で新たな金額について合意に至らない場合、いずれかの当事者は裁判所に申し立 てを行い、新たな賃料額を決定しなければならない。この新たな賃料は、判決により決定さ れた時点から適用される。

5.1.2. 住宅用賃貸借契約

この賃貸借契約は、居住のみを目的とする建物の賃貸に関するものである。賃借人 (preneur) は、これらの物件を業務上または商業上の目的で使用する権利を有しない。

民族、身元、性別、職業、婚姻状況、障害の有無、政治的見解、人種、宗教を理由に、住 宅の賃貸を拒否されることはあるはずはない。

住宅用賃貸借契約は、ベナンにおける住宅用賃貸借契約の法的枠組みを定めた 2022 年 12 月 20 日付け法律 2022-30 号によって規制されている。

5.1.2.1. 形式、期間

住宅用賃貸借契約は書面にて行われる。

賃貸人 (bailleur) および賃借人、またはその代理人が署名する。標準的な契約書式が存 在する。

契約は、当事者間で自由に決定した一定の期間で締結され、税務登録されなければなら い。

5.1.2.2. 家賃の見直し

賃料は、賃貸借契約で予め当事者双方が定めた条件により、またはそのような条件がない 場合は契約の更新時に見直すことができる。

ただし本条項に基づく家賃の増額は、当初年間賃料の 2%を超えてはならない。

5.1.2.3. 保証金の預託

入居のために鍵を受け取る際、賃借人は賃貸人に 3 カ月分の賃料に相当する保証金 (cautionnement) を支払わなければならない。

この保証金は、賃貸借契約終了時に返還される。

保証金の金額は賃貸期間中に改定することはできず、賃貸人は追加の支払いを要求することはできない。

5.2. 不動産の取得

ベナンで不動産を購入するには、主に以下の方法がある。

- 購入選択付き賃貸 (location-vente)
- 不動産リース (crédit-bail immobilier)
- 購入

5.2.1. 購入選択付き賃貸

購入選択付き賃貸は、最後の家賃の支払いが完了した時点で初めて物件が所有者から購入者に移転される、割賦販売の一形態であり、賃貸人と賃借人の二者間で行われる。

5.2.2. 不動産リース

不動産リースは、購入選択付き賃貸の一形態であり、企業または個人が不動産（土地、建物、倉庫など）を利用しながら、契約終了時に購入する選択肢を持つことができるもので、通常は銀行などの金融機関、借手、物件の所有者の三者間で締結される。

5.2.3. 購入

ベナンでの不動産購入は、公証人 (notaire) の立会いのもとで行わなければならない。一般的に売り手と買い手は以下の書類を提出する。

不動産の売り手

- 土地所有権証書
- 売り手の身分証明書（法人である場合は、商業登記簿、定款、法定代理人の身分証明書）
- 土地または区画の図面
- 所在地証明書
- 行政証明書
- 係争がないことの証明書 (ANDF 発行)
- 固定資産税または所得税の納税証明書

不動産の買い手

- 身分証明書（法人である場合は、商業登記簿、定款、法定代理人の身分証明書）
- 融資契約書または資金証明（銀行発行の融資承諾書または融資契約書）
- 定款/RCCM（法人の場合）
- 買い手個人の婚姻状況
- 買い手の IFU 番号（統一税務識別番号）

- 不動産取得費用（公証人費用、登録料、不動産譲渡費用、地方税など）の支払い

5.3. 土地所有権の取得手続き

ベナン共和国で施行されている土地制度 (*régime foncier*) は、土地所有権の確認制度 (*confirmation de droits fonciers*) である。

土地の購入者が外国人の場合は、ベナンと出身国との間に相互協定、あるいは国際条約や協定が締結されている場合に限り、都市部においてのみ不動産の取得が可能である。

5.3.1. 都市部

ベナンにおける不動産の取得手続きは、2013年8月14日付けベナン共和国土地・国有財産法に関する法律第2013-01号を改正・補完する2017年8月10日付けの法律第2017-15号に基づき、不動産の種類によって異なる。

2013年8月14日付けベナン共和国土地・国有財産法に関する法律第2013-01号の規定 (2017年8月10日付け法律第2017-15号により改正) によれば、ベナンにおける都市部の不動産の完全所有権は、土地所有権証書の所持によって付与される。この権利は最終的かつ争うことのできないものである。詐欺や誤りがあった場合、被害者は土地補償基金 (*Fonds de dédommagement foncier*) から補償を受けることができる。

必要とあれば、国家は、被害者への補償を行った後に、詐欺を引き起こした者に対して求償権 (*action récursoire*) を行使することができる。

損害賠償請求は、詐欺または誤りが発見された日から1年以内に、被害者により申し立てることができる。

土地所有権の取得に関する標準的な手続き

ベナンで土地所有権を取得するには、主に二つの方法がある。ひとつは、一次登録 (*Immatriculation primaire*) (権利証のない不動産) であり、もうひとつは、権利移転 (*Mutation*) (既存の権利を新しい所有者に譲渡) である。

不動産の登録には、その不動産に対する土地所有権の確認が必要で、当該確認を求める申請者は、所有権を確認するための手続きを踏む必要がある。

手続きの第一歩は、土地財産管財官 (*Régisseur de la Propriété foncière*) に土地所有権確認書類を提出し、書類を受け取った旨の受領証を発行してもらうことである。土地所有権確認書類には、以下のものが含まれる。

- 不動産の土地権利確認申請書 (姓名、身分、居住地 (存在する場合) または居住地の地理的位置 (その後、通知、送達、および各種手続き書類の送付先となる場所)。(申請書には、申請者またはその代理人による署名が必要である。いずれの者も署名できない場合、申請者は申請書の下部に指紋を押印すること)
- 簡易な地図または地形図、ならびにその建物の地理的位置、面積、境界、建築物、構造物、植栽 (存在する場合) を明記した建物説明書
- 所有権の推定を裏付ける書類

書類が受理されると、土地財産管財官は提出書類の形式的な確認を行い、その有効性を確認した後、15営業日以内に土地権利確認申請書の写しを以下の宛先に送付する。

- 不動産の所在地を管轄する第一審裁判所の裁判長
- 当該不動産が所在する自治体の長 (公衆が頻繁に訪れる目立つ場所に掲示するため、および権利確認の対象となる不動産に掲示するため)
- 申請書に記載された実権者全員

- 官報または法定公告の掲載のために、官報編集部

その後、第三者の権利開示のために割り当てられた 60 日間の期限が満了した後、公認測量技師 (ingénieur-géomètre agréé) による不動産の境界確定手続き (bornage contradictoire de l'immeuble) を進める。

申請者と隣接所有者の間で異議が提起されなかった場合、公認測量技師は最終的な境界設定を行い、申請者またはその代理人を含む、招集されたすべての当事者が署名した調書 (procès-verbal) を作成する。

ただし、申請者の都合により 1 年以内に建物の境界設定が行われなかった場合、管財官は申請者の実住所または登録住所に無償で通知を行い、その通知から 30 日間経過しても事態の変化がない場合、当該申請を無効とする。この取消は、いかなる不服申し立ても許されない。

この決定は、管財官によってすべての利害関係人、特に（存在する場合は）異議申立人に通知される。その場合、手続きはやり直さなければならない。

最後に、境界設定が完了すると、公認測量技師は作成した調書を管財官に提出する。管財官は、手続の公告を確保するために定められたすべての要件が履行されていること、並びに異議申立てや特別登録簿 (registre spécial) への記載申請が存在しないことを確認する。

これに基づき、土地権利の確認と不動産の土地登記簿 (registres fonciers) への登録を行う。

一般的に、不動産の土地権利を土地登記簿上で確認するには、以下の手続が必要である。

- 手続きの完了を確認する旨の登記簿への記載
- 土地登記簿への土地権利証書の記録
- 手続き中に公表され、認められた各実体権利について分析明細書 (bordereaux analytiques) の作成
- これら各種の権利を、所有権証書 (titre de propriété) の後段に要約して記載すること
- 土地の所有者に交付する土地所有権証書の写しの作成、および譲渡可能な実権保有者に交付する登録証明書 (certificats d'inscription) の作成。

土地所有権証書を取得後、集団登録の対象とならない区画の所有者が、その区画を地籍簿 (cadastre national) に登録したい場合（任意）、国家土地開発庁 (ANDF : Agence Nationale du Domaine et du Foncier) 長官に申請することができる。

地籍簿への登録手続きは、以下の書類を含む書類一式の作成および提出から始まる：

- 地籍簿への登録申請書
- 生体認証付き身分証明書の写し、またはそれが不可能な場合は、自然人、または法人代表としての個人識別証明書
- 法人の場合、商業登記簿および動産担保登記簿 (RCCM : Registre de Commerce et du Crédit Mobilier) の抄本、登記証、本社所在地に関する合意書、またはその他の合法で実在する証明書類
- 土地権利証書の写し、特に土地所有権証書
- 村または都市の土地管理部門のメンバー三名以上が署名した当事者双方の意見を聴取した上で作成される調査調書。村長または地区長と二名の顧問の署名があれば十分。この調書は、双方立会いによる境界確定調書 (procès-verbal de bornage contradictoire) と同時に作成、署名される。
- 認定測量士 (géomètre-expert habilité) による地形測量図、および境界確定に関する調書

提出書類は審査され、申請の受理または却下に関する決定は、申請受理の決定から 8 営業日以内に下される。

国家土地・領域庁 (ANDT :Agence Nationale du Domaine et du Territoire) は、申請受理決定の日から起算して 8 営業日以内に、地籍登録を行わなければならない。

地籍登録後、国家土地開発庁 (ANDF) により、100,000,001 から 999,999,999 までの 9 桁の固有の区画番号が割り当てられる。

登録証明書に基づく土地所有権証書の発行

不動産が地籍簿に登録されると、登記申請者または登記申請対象法人名義の地籍登録証明書 (CEC : Certificat d'enregistrement au cadastre) が発行される。

CEC は、地籍簿に登録されているすべての区画所有者または推定所有者に発行される。

したがって、再定住証明書 (attestation de recasement)、慣習的占有証明書 (attestation de détention coutumière)、過去 3 年分の納税通知書、農村土地証明書 (certificat foncier rural)、当該区画に関する土地問題について下された執行力のある裁判所の判決書の所持者は、CEC に基づいて土地所有権証書の発行を申請することができる。事実上これは CEC を土地所有権証書に変換する手続きである。

以下の手順に従って土地財産管財官宛てに申請する。

- 以下に羅列する書類を含む登録書類を作成する (情報シート、申請者の生体認証カード または個人識別証明書、地籍登録証明書)
- 登録証明書に記載された情報が、対象区画に関する土地登記データベースの情報と一致しているかどうかの確認
- 土地財産管財官による 8 日以内の土地公示
- 土地財産管財官が、掲示証明書 (certificat d'affichage) を受領した日から起算して 8 日以内に土地所有権証書を発行

5.3.2. 農村部

ベナンの農村部の土地は、国家によって保証および保護される国家遺産として認識されている。ベナン国籍または外国籍の自然人または法人がその土地を使用または占有することはできるが、農村の土地にアクセスするには国の法令で定められた厳格な条件が課される。

ベナンの農村部の土地管理は、主に、旧法 (特に、ダホメ (Dahomey) における土地所有制度の組織に関する 1965 年 8 月 14 日付け法律第 65-25 号) に代わる、2013 年 8 月 14 日付けベナン共和国土地・国有財産法に関する法律第 2013-01 号、2017 年 8 月 10 日付けの法律第 2017-15 号 (2013 年 8 月 14 日付けベナン共和国土地・国有財産法に関する法律第 2013-01 号を改正・補完する法律) によって規律されている。

原則として、ベナン国籍の自然人または法人だけが農村部の土地所有権を取得できる。外国籍の者は、50 年を超えない長期借地契約 (bail emphytéotique) でのみ、物権を取得することができる。

農村部の土地所有権は、(2013 年 8 月 14 日付けベナン共和国土地・国有財産法に関する法律第 2013-01 号を改正・補完する) 2017 年 8 月 10 日付けの法律第 2017-15 号の第 375 新条に基づき、土地所有権証書によって正式に証明される。

5.3.2.1. 農村部における土地所有権の取得手続き

農村土地計画 (Plan foncier rural) の対象外である農村部の土地の所有権は、土地登記簿への登録によって確立される。

農村土地計画とは、土地の安全確保、土地計画立案、投資に関する個人および集団のニーズに応えることを目的として、農村部の土地の一覧と、それに関連する権利および権利者を登録した文書である。これにより、計画に記載された農村部の土地は、土地登記簿に登録する必要がなくなる。

土地登記簿への登録は、権利を保有しようとするものが、担当コミューンの事務所に土地権利確認の申請を行うことによって認められる。

この申請は、申請書類の受理後、15営業日以内に、土地財産管財官が、土地権利確認申請書の写しを以下の宛先に送付することにより公表される。

- 不動産の所在地を管轄する第一審裁判所の裁判長
- 当該不動産が所在する自治体の長（公衆が頻繁に訪れる目立つ場所に掲示するため、および権利確認の対象となる不動産に掲示するため）
- 申請書に記載された実権者全員
- 官報または法定公告の掲載のために、官報編集部

ただし、前にも述べた通り、外国籍の者は農村部で不動産を所有できないため、本稿では、外国人が農村部で不動産を占有し得る唯一の手段である長期借地権（bail emphytéotique）について、土地・国有財産法に規定されている関連ルールを中心に解説する。

5.3.2.2. ベナンにおける長期借地権の取得条件

長期借地権とは、通常 18 年から 99 年という長期の不動産賃貸契約であり、賃借人に賃貸物件に対する不動産上の権利を付与するものである。

通常の賃貸借契約とは異なり、賃借人（emphytéote エンフィテート）は、物件の譲渡、抵当権の設定、改良などの幅広い権利を有する。

つまり、長期借地契約では、賃借人は使用料を支払うことで、その物件を所有者のように自由に利用し、工事を行うこともできる。ただし、契約期間が終了すると、賃借人が行った建設や改良は、別段の定めがない限り、補償なく所有者に返還される。

外国籍の者は、ベナン共和国において、50 年を超えない、かつ更新不可能な賃貸借契約または長期借地契約によって土地を利用することができる。

この権利は譲渡も可能だが、ただし、賃貸人にその旨通知しなければ譲渡は、効力を生じない。

長期借地契約は、処分権（droit de disposer）および譲渡権（droit d'aliéner）を有する者によって締結されたもののみが有効である。

長期借地権保有者は、当該不動産に関するすべての負担および費用、特に土地税を負担する義務がある。

行政上の長期借地契約は、長期にわたり締結され、国家、その下部組織、または地方自治体が所有する不動産について、貸借人に物権的権利を付与する。

この種の長期借地契約は、自治体の許可を得て、賃貸借契約から生じる権利および義務を当初の賃借人に代わって引き継ぐ者にのみ譲渡することができる。また、当該自治体の許可を得て、賃貸物件の工事資金を調達するために借り入れた融資を担保するためにのみ、抵当権を設定することができる。

抵当権を設定する契約が無効とならないためには、自治体による承認を得ていなければならない。

5.4. 建築許可発行手続き

建築許可 (permis de construire) は、都市計画に関する技術的要件、現行の都市計画に関する法令および規制に従って、自治体の事務主管 (secrétaire exécutif de la mairie) が特定の不動産取引に関する許可を与える都市計画上の認可である。

建築許可は、建設プロジェクトまたは建造物が、都市計画、建築、衛生、環境保護、住環境保全、防火、パニック発生リスクの防止に関する規則を、原則として遵守していることを証明するものである。

建築許可には三つのカテゴリーが設けられている。

- カテゴリーA：リスクの低い建築物。これは、スラブのない平屋建ての建物で、正味延べ床面積が 150 平方メートルを超えないものをいう（このカテゴリーでは、建築主はオンラインで申請を行う前に建築家に依頼する必要はない）
- カテゴリーB：中リスクの建築物。これは、正味延べ床面積が 150 平方メートル以上 1500 平方メートル以下、階数が 1 階から最大 2 階までの建築物をいう
- カテゴリーC：高リスク建築物。これは、正味延べ床面積が 1500 平方メートル以上、高さが 2 階以上の建物をいう。このカテゴリーには、ガソリンスタンド、環境保護のために分類された施設、および外国政府や国際機関が所有する建物などが含まれる。

建築許可は、ベナン共和国の専用プラットフォームでオンラインにて申請する。プラットフォームが機能しない場合は、印刷したものを持参して申請することもできる。

建築許可の申請は、施工管理者、土地所有者、土地所有者から正式に委任を受けた者、その土地に建築する権限を証明する書類を所持する者、または公共の利益のために当該土地の収用を受ける資格のある者が、自治体の事務主管宛てに行うものとする。

建築許可申請書類の作成に必要な基本書類は、以下の通りである。

A- 書面：

- 1- 建築許可申請書（以下の情報を含む）
 - 申請者の身元情報
 - 土地の状況および面積
 - 建築物または施設の用途
 - 建物の敷地面積
 - 床面積
 - 2- 所有权証明書またはその他の所有権を推定する書類、すなわち土地所有権証明書または再配置証明書
 - 3- プロジェクトの特徴、予定されている資材（現地の資材を含む）、その使用方法、工事の実施方法（特に施工種類）、工事見積書。
 - 4- プロジェクト設計者である建築家が署名した責任声明書
 - 5- 技術調査を担当した土木技師が署名した責任声明書
- 4 および 5 に記載されている書類は、建築家の起用が義務付けられていないプロジェクトについては不要である。

B- 図面類：

- 1- 敷地へのアクセスに必要な情報を記載した位置図
- 2- 建設または改造予定の建物の配置図（主な風向および近隣の既存の建物や設備の特徴も記載）。

- 3- 敷地内に既存の建造物がある場合、1/200 または 1/500 の縮尺、あるいは可読性を確保できるその他の縮尺で作成された、現況の配置図
- 4- 1/200、1/100、または 1/50 の縮尺で作成された建設計画図。計画を理解するために必要な各立面ごとの平面図を含む。
- 5- 計画されている衛生設備の詳細図
- 6- 建築構造物の詳細図
- 7- 調査費用の支払いの領収書

プロジェクトを理解するために必要な追加書類の提出は、管轄の審査委員会 (Commission d'instruction compétente) によって要求される場合がある。

これは、カテゴリーB および C の建築許可の場合である。

カテゴリーB の建築許可に固有の追加書類：

- 一般公衆を収容する施設における防火および避難に関する規格の適用に必要な事項を含む防火安全報告書 1 部
- 環境大臣 (ministre chargé de l'environnement) が発行する環境適合証明書 (Certificat de conformité environnementale) (法令により環境社会配慮調査 (étude environnementale et sociale) が義務付けられているプロジェクトの場合) の写し 1 部
- 一般公衆を収容する施設の場合、移動に制限がある人のアクセスを確保するために講じられた措置を記載した報告書 1 部
- 専門試験所 (laboratoire spécialisé) が作成し署名した土壤調査報告書 1 部
- 土木技師が作成し署名した構造計算書

カテゴリーC の建築許可に固有の追加書類：

- 一般公衆を収容する施設における防火および避難に関する規格の適用に必要な事項を含む防火安全報告書 1 部
- 環境大臣が発行する環境適合証明書 (法令により環境社会配慮調査が義務付けられているプロジェクトの場合) の写し 1 部
- 一般公衆を収容する施設の場合、移動に制限がある人のアクセスを確保するために講じられた措置を記載した報告書 1 部
- 建設現場に関する規制を考慮した施工方法を記載した工事実施方法書 1 部
- 専門試験所が作成し署名した土壤調査報告書 1 部
- 土木技師が作成し署名した構造計算書

書類が揃ったら、その土地が所在する自治体のワンストップ窓口に、受領証と引き換えに印刷した書類 1 部と、オンラインで申請しない場合は電子媒体を添えて提出する。

書類提出後、自治体の事務主管は、受領証発行日から 3 営業日以内に、建築許可申請書類を指定の都市計画実行許可委員会 (Commission des autorisations d'urbanisme) に送付し審査を受ける。

申請者は、建築許可申請およびその審査手続について、電子的に進捗状況を追跡することができる。

審査後、建築許可証の発行、発行の拒否、または決定の延期といった決定が自治体の事務主管により下される。

決定は、受領証発行日から遅くとも 25 営業日以内に申請者に通知される。

プロジェクトの性質や規模により、この期間は 30 営業日まで延長される場合がある。

この場合、自治体の事務主管は、25営業日という期限が訪れるよりも前に延長について申請者に通知する。なお、これらの期限には、申請者が追加書類や情報を提出するために要した時間は含まれない。

建築許可の有効期間は、次の各場合には停止される。

- 建築許可、建築、または土地に関するあらゆる司法上の係争が継続している間
- 執行猶予期間中
- 自治体または全国的に、建設に不可欠な資材が不足している間
- 建設現場へのアクセス道路やその他のインフラに重大な影響を与える公共工事の実施期間中
- 自然災害の影響が続いている期間、または自治体や国、その他の行政機関が工事の実施を妨げる一般的な措置を実施している期間
- 工事の実施が、管轄当局によって実在と認められたその他の原因によって影響を受ける期間中。

建築許可の有効期間の停止を確認する文書は、施主（maître d'ouvrage）の申請に基づき、所在地の自治体の事務主管が、申請の提出から8日以内に発行する。

建築許可の有効期間停止を正当化する原因が消滅した場合、自治体の事務主管は、施主に対し、建築許可の効力の再開を通知する。都市計画基本計画（Plan directeur d'urbanisme）が策定されておらず、区画整理が行われていない区域における建築は禁止されている。

建築許可の免除

一部の建設工事は、その性質が軽微であることから、建築許可の取得義務が免除される。

これらの工事については、管轄当局への事前の届出のみで十分である。具体的には、以下の工事が該当する。

- 建物の用途を変更せず、階数を増やさず、建物の安定性に影響を与えず、建物の外観を変更しない内装の変更
- 国防上の秘密に該当する建設または工事
- 建物の化粧直し、および軽微な行為および工事。管轄当局の決定により、自治体の区域区分に応じた軽微な工事および行為のリストが定められている
- 広告、看板、プレサインの設置
- 公共サービスの運営に必要な技術設備に関連する工事（建設を含む）
- 鉄道、ラグーン、道路、公共または民間の交通路のインフラ工事、ならびに港湾または空港のインフラ工事
- 工事現場における、工事の実施に直接必要な仮設設備、および建設中の建物の販売に関連する仮設設備
- 見本市や展示会の期間中、一時的に設置される建築模型
- 地上からの高さが2.5メートルを超えないテラス
- 電柱、鉄塔、街灯、および電波の送受信アンテナ
- フェンスに適用されるその他の規則を損なうことなく、高さが2メートル未満の囲い壁
- 特別経済区および工業地帯における、事務所、活動、荷役活動などのスペースを収容する倉庫の建設工事で、鉄骨造の軽量屋根、高さ10メートル以下、幅50メートル以下、長さ200メートル以下のもの。当該工事は、現行の建築規則および基準に従って実施され、都市計画実行許可委員会の検査を受ける。

本条に基づき建設が着手された構造物が建築規則および基準に適合せず、財産および人命の安全を脅かすと認められる場合、国家都市計画実行許可委員会は、工事の中止、必要な修正の指示、または構造物の撤去を命じることができる。

また、建築許可なく建設を行った場合の罰則は、建設面積 1 平方メートルあたりの設計費用の 10 倍に相当する罰金と、問題となっている建設物の総面積を乗じた額、および行政当局が講じることができる追加措置（工事の中止）である。

また、建築許可は、その通知日またはみなし取得日から起算して 3 年以内に、軽微な準備工事や、失効を回避する目的だけで開始された工事以外の実質的な着工がない場合には、失効する。

6. 商事会社

ベナンの商事会社は、商事会社および経済利益共同体法に関する統一法 (AUSCGIE: Acte Uniforme relatif au droit des Sociétés Commerciales et du Groupement d'Intérêt Economique) によって規律されている。

同統一法で想定されている会社の形態は、主に二つのグループ、すなわち人的会社と資本会社である。

社員 (associé) の責任が出資額に限定される資本会社には、株式会社 (SA: Société Anonyme)、有限責任会社 (SARL : Société A Responsabilité Limitée)、簡易株式会社 (SAS : Société par Actions Simplifiées) がある。

一方、資本の結びつきよりも人的信用や相互信頼を礎とし、社員 (associé) が連帶して債務を無制限に負担する人的会社には、合名会社 (SNC : Société en Nom Collectif)、合資会社 (SCS : Société en Commandite Simple)、参加会社 (SEP : Société en participation)、事実上の会社 (Société de fait) などがある。

商事会社とは別に、統一法は、支店や駐在事務所など、商事会社ではないが商事会社に属する他の形態の事業体の設立も可能としている。

6.1 商事会社に適用する共通規則

6.1.1. 社員（出資者）

国籍を問わず、あらゆる自然人または法人は、ベナンの商事会社の社員（出資者）となることができる。

未成年者および無能力者は、会社の債務について無限の責任を負う会社（合名会社、合資会社の無限責任社員、参加会社、事実上の会社）の社員（出資者）になることはできない。

会社は、一人以上の自然人または法人によって設立することができる。一人会社（単独株主会社）という形態は、株式会社 (SA)、有限責任会社 (SARL)、簡易株式会社 (SAS) でのみ可能である。

その他の形態の会社設立には、二人以上の社員が必要である。

6.1.2. 定款の形式

商事会社の定款は、国内法で別段の定めがない限り、公証人による認証を受けるか、または公証人の面前で署名・捺印された私署証書にて作成する。

この規定に基づき、2014年3月26日付けベナン共和国における有限責任会社 (SARL) の設立方法を定める政令第 2014-220 号は、有限責任会社の定款は、私署証書によってのみ作成されるものと定めている。

6.1.3. 出資－資本金

商事会社の資本は、将来の社員による出資によって構成される。統一法で認められているのは、3種類の出資のみである。

- 金銭による出資
- 動産または不動産、有形または無形の現物出資
- 労働力による産業活動への出資

これらの出資は、会社設立時に払い込まれる。

資本金は、臨時株主総会での決議により、同じ種類の出資によって増額することができる。

また、準備金や未分配利益の組み入れによっても資本金を増額させることができる。統一法は、最低資本金基準額を定めているが、特定の形態の商事会社については、各の法律で別の最低基準額を定めることを認めている。

6.1.4. 社員（出資者）の権利と義務

社員または出資者であるということは、以下の権利を付与される：利益に対する権利、資産に対する権利、集団的決定への参加および投票の権利。

社員または出資者であるということは、損失への分担義務を伴うが、具体的な損失分担額は、会社の形態によって異なる。

人的会社では、損失への負担は連帶的かつ無制限であるが、資本会社では、出資額に制限される。

6.1.5. 会社の統制

会社は、会計監査人および出資者たる株主によって、アラートや経営調査などの手続きを通じて統制される。

アラート手続きは、会計監査人および株主が、事業の継続性を脅かす事実を確認した場合に実施することができる。この場合、株主は、一事業年度に二回、経営者（業務執行者（Gérant）、取締役会長（PCA）、執行役（DG）、代表取締役社長（PDG）、ゼネラルマネージャー（AG）、社長（Président）など）に質問する権利を有する。

また、資本金の 10 分の 1 以上を占める株主は、管轄裁判所の長に対し、特定の経営行為について決定を下すため、一人または複数の専門家の任命を求めることがある。

6.1.6. 事業年度 - 決算報告書 - 配当金の分配

事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終了する。会社が暦年の下半期に設立された場合、例外的に、最初の事業年度の期間は 12 カ月を超えることがある。

決算報告書は、事業年度終了後 6 カ月以内に開催される定期株主総会において承認される。利益が生じた場合、年次総会は、利益から損失を控除した後、法定準備金の形成に充てるため、資本金の少なくとも 10 分の 1 に相当する額を充当した上で、配当の分配を決定することができる。法定準備金の充当は、資本金の 5 分の 1 に達した時点で義務ではなくなる。

配当金の支払方法は、株主総会で決定され、この権限は取締役会に委任することができる。配当金の支払いは、当該事業年度の終了後 9 カ月以内に行わなければならない。ただし、管轄の商事裁判所長の決定により、この期限の延長が認められた場合はこの限りではない。

決算報告書の確定および承認前の配当金の分配（中間配当）は、厳しく禁じられている。毎年、事業年度終了後 6 カ月以内に年次総会が開催され、そこで、経営陣が作成した経営報告書、資産目録、および簡略財務諸表が、株主総会に提出され、承認を得るものとする。

この目的のために、前項で対象とした書類、提案された決議文、および該当する場合は監査人の報告書は、総会開催の少なくとも 15 日前までに株主に通知される。これに違反して行われた審議は、無効となる場合がある。

6.1.7. 経営陣の責任

会社の経営陣は、その経営における過失、商事会社および経済利益共同体法に関する OHADA 統一法（AUSCGIE）の規定違反、および定款の規定の違反について、それにより損害が生じた場合、会社、株主または社員、または第三者に対して民事責任を負う。

複数の経営者が同一の事実に関与した場合は連帯責任となる。

経営陣の民事責任は、個人訴訟または会社訴訟のいずれかの制度を通じて行われる。

個人訴訟とは、会社の幹部が職務の遂行において個別または集団的に犯した過失により、会社とは別の損害を第三者または社員が被った場合に、その損害の賠償を求める訴訟である。

会社訴訟とは、会社の幹部が職務の遂行において犯した過失により、会社が被った損害の賠償を求める訴訟である。

6.2. さまざまな形態の商事会社に固有の規則

6.2.1. 株式会社 (SA)

6.2.1.1. 株式会社の資本金

株式会社 (SA) は、自然人または法人の単独株主によって設立することができる。

株式会社の最低資本金は、公募による資金調達を行わない場合は 1,000 万 CFA フラン、公募による資金調達を行う場合は 1 億 CFA フランである。

『公募による資金調達』を定義するには、次の三つの基準を考慮すべきである。

- 証券取引所に株式を上場していること
- 金融仲介業者の協力を得て、不特定多数の投資家に株式を発行または譲渡していること
- 100 人を超える株主が存在すること

資本金は、定款の署名日までに全額払い込まれなければならない。

資本金は株式に分割されるが、その最低額面金額は定款で自由に決められる。

株式は、現物出資および現金出資によってのみ払込可能である。株式会社では、労務出資は認められない。

現金出資は、資本引受時に額面金額の少なくとも 4 分の 1 を払い込み、残額は 3 年以内に払い込まなければならない。

現物出資は、会社設立時または増資時に全額払い込まれなければならない。これらの資産は、出資監査人 (commissaire aux apports) によって評価される。

現金出資の払込および資本金の預託は、公証人が作成する引受および払込の公正証書 (DNSV : déclaration notariée de souscription et de versement) によって確認されなければならない。

資本が現金以外の現物によって払込まれる場合、その確認は、適法性および適合性に関する宣言によって行われる。

6.2.1.2. 株式会社の経営

株式会社には、取締役会を置く場合と、ゼネラルマネージャー (AG) を置く場合の 2 種類の管理方式がある。

6.2.1.2.1. 取締役会を置く株式会社

3 人以上の株主が存在する株式会社の場合、取締役会によって管理され、代表取締役社長 (PDG) または取締役会長 (PCA) と執行役 (DG) によって経営される。

a. 取締役会

取締役会（CA）は、3名以上12名以下の自然人および法人で構成される。

取締役の任期は、定款で自由に定めることができるが、会社設立後に任命された場合は6年、定款または設立総会で任命された場合は2年を超えることはできない。

取締役会は、会社の目標と方向性を決定し、経営陣に委託された経営を監督する。

決算を確定し、株主総会を招集する。

取締役会のメンバーは、その職務に対する報酬として、株主総会で決定される固定の年間報酬を受け取る。

定款に別段の定めがない限り、彼らはその職務報酬を自由に分配することができる。

また、特別任務や特別委任を受けた場合、特別報酬や会社のために発生した旅費や経費の払い戻しを受け取ることもできる。

a.1. 取締役会長および執行役による経営方式

取締役会長

取締役会長（PCA）は、取締役会のメンバーの中から選出される。

PCAは、株主であるかどうかに関わらず、必ず自然人でなければならない。

PCAは、ベナンにおいて三つ以上の同等職務を同時に遂行したり、二つ以上のゼネラルマネージャーまたは執行役の職務を兼務したりすることはできない。

PCAは、会社の経営に直接干渉することはせず、執行役に委ねた経営を取締役会が上手く管理できているかどうか監督する。

PCAの報酬は取締役会によって決定され、株主総会が予め定めた報酬枠の中から支払われる。PCAは、現物給付、特別任務に対する特別報酬、経費の払い戻しなども受け取ることができる。これらの報酬は、取締役会の許可と株主総会の承認を得なければならない。

執行役

執行役は、取締役会のメンバーの中から、または外部から選出される。執行役は、必ず自然人でなければならないが、株主である必要はない。

執行役は会社の日常的な経営を担当する。会社を代表し、第三者に対して会社を引き受ける最も広範な権限を有する。

執行役の報酬は取締役会によって決定される。

a.2. 代表取締役社長および副執行役による経営方式

代表取締役社長（PDG）

代表取締役社長（PDG）は取締役会のメンバーの中から選出される。必ず自然人である必要がある。株主である必要はない。PDGの任期は、取締役としての任期と同一である。

ベナンでは三つ以上のPDGを同時に務めることはできず、また、ゼネラルマネージャーまたは執行役としての任務を二つ以上兼務することはできない。

PDGは会社を管理・運営し、事実上、会長（PCA）と執行役（DG）の職務も兼務する。

PDGの報酬は取締役会によって決定され、株主総会が予め定めた報酬枠の中から支払われる。取締役会はPDGに現物給付を付与することができる。PDGは特別報酬や経費の払い戻しも受け取ることができる。これらの報酬は取締役会の許可と株主総会の承認を得なければならない。

副社長（DGA）

副社長（DGA）は、PDG の提案に基づいて取締役会によって任命される。取締役の中から、または取締役以外から選出される。その任期は取締役会によって自由に決定され、再任が可能である。取締役である場合、その任期は取締役としての任期を超えてはならない。

第三者との関係において、副社長は PDG と同等の権限を有する。

副社長の報酬の条件および金額は、取締役会によって決定される。

6.2.1.2.2. ゼネラルマネージャー（AG）を置く株式会社

株式会社は、株主数が 1 名から 3 名の場合、ゼネラルマネージャー（AG）によって運営および管理されることがある。

AG は、株主総会または単独株主によって任命される。その任期は、会社存続中に任命された場合、6 年を超えてはならず、定款で任命された場合、2 年を超えてはならない。

AG は、会社の管理および運営を担当する。対外的に会社を代表し、会社名において行動するすべての権限を有する。

AG は、会社の目的外行為であっても、対外的な取引において会社を代表して行動する権限を有する。

ベナンにおいて AG は、同時に三つ以上の総裁の職務を兼務することはできない。また、総裁の職務に加えて、二つ以上の代表取締役社長（PDG）または執行役（DG）の職務を兼務することはできない。

AG は、その職務において、1 人または複数の副マネージャーの補佐を受けることができる。

AG は、その職務に対する報酬として、株主総会で決定された固定の年額を受け取る。

株主総会は、現物手当、特別報酬、会社の利益のために行動し発生した旅費、移動費、経費の償還も AG に付与することができる。

6.2.1.3. 規制対象の協約および禁止されている協約

6.2.1.3.1. 規制対象の協約

会社は、以下の協約を締結することができる。

- 会社の経営陣の一人（取締役、執行役、副執行役、代表取締役社長）または当該経営陣メンバーが所有する会社もしくは企業との間の協約
- 会社の資本の 10%以上を保有する株主または社員（出資者）との協約
- 上記のいずれかの者が間接的に利害関係を有する、または仲介者を通じて会社と取引を行う協約
- 上記のいずれかの者が、所有している事業体、または当該協約の対象となる法人の無限責任社員、経営者、取締役、常務取締役、ゼネラルマネージャー、副ゼネラルマネージャー、その他の役員である事業体との間で締結される協約

上記のいずれの場合においても、（通常の条件で締結されるルーチンワークに関する協約である場合を除き）協約を締結する前には取締役会の承認を得なければならず、監査人による監査を受け、株主総会での承認を得なければならない。

6.2.1.3.2. 禁止されている協約

自然人である経営幹部（取締役、執行役、副執行役、代表取締役社長）、その配偶者、親族、子孫、または仲介者は、会社から融資や前払いを受けることは禁止されている。

また、これらの者が契約した融資について、会社に保証または引受をさせることも禁止されている。

6.2.1.4. 会計監査人

株式会社は会計監査人 (commissaires aux comptes) を任命する義務がある。

会計監査人の役割は、会計書類の検証、および会社の会計業務がベナンで施行されている規則に準拠しているかどうかの監査などである。

会計監査人は、簡略財務諸表 (états financiers de synthèse) が適正かつ誠実に作成されたものであり、前事業年度の業績、ならびに当該事業年度末における会社の財政状態および資産状況を忠実に反映しているとの意見書を発行する。

公募による資金調達を行う株式会社では、2名の常勤監査人と2名の補欠監査人を選任しなければならない。

会社が公募による資金調達を行わない場合は、1名の常勤監査人と1名の補欠監査人を選任しなければならない。

会計監査人は、会社設立時には2事業年度、会社設立後、存続中に任命された場合は6事業年度、任命される。

6.2.2. 有限責任会社 (SARL)

6.2.2.1. SARL の資本金

商事会社および経済利益共同体法に関する統一法第311条は、SARL の最低資本金は100万CFA フランであり、額面5,000 CFA フラン以上の均等な株式に分割されると規定している。

しかし、OHADA 法を定めた立法府は、最低資本金の額について異なる金額を定めることを各国の法律に委ねている。

したがって、2014年3月26日付けベナン共和国における有限責任会社 (SARL) の設立方法を定める政令第2014-220号は、有限責任会社の資本金は、定款において出資者（社員）が自由に決定できると規定している。

持分が、現物出資である場合、それらの持分は全額払込済みとみなされる。ただし、現金出資に相当する持分は、資本引受時に額面価格の少なくとも半分が払込済みである必要がある。残額は、商業・動産信用登録簿 (RCCM : Registre du Commerce et du Crédit Mobilier) への登録から2年以内に、1回または複数回に分けて払込まれる。

有限責任会社では、労務（産業）出資も認められている。

現物出資は、出資額または出資総額が500万CFA フランを超える場合、出資評価人による評価を受ける必要がある。

ベナンでは、資本金の払込および預入は、設立者が銀行、その他の金融機関、または小口金融機関に資金を預託する際に発行される領収書によって確認されなければならない。

6.2.2.2. 会社経営

有限責任会社 (SARL) は、一人または複数の自然人（出資者であるか否かを問わない）によって運営される。業務執行者 (gérants) は、定款または総会において出資者（社員）によって任命される。

定款その他の文書により、業務執行者 (gérants) の任期が定められる。特段の定めがない場合の任期は4年である。

業務執行者 (gérants) は会社を運営し、対外的な取引においては、あらゆる状況において会社を代表して行動する全権限を付与される。ただし、会社内部で業務執行者 (gérants) の

権限に制限を設けていても、それを知らない善意の第三者に対しては、その制限を理由に取引の無効や責任回避を主張できない。

6.2.2.3. 会計監査人

有限責任会社における会計監査人 (commissaire aux comptes) の任命は、会社が以下の条件の二つを満たす場合にのみ義務付けられる。

- バランスシートの総額が 1 億 2500 万 CFA フラン以上であること。
- 年間売上高が 2 億 5000 万 CFA フラン以上であること。
- 会社の常勤従業員数が 50 人以上であること。

有限責任会社における会計監査人は、3 事業年度にわたり任命される。

有限責任会社における会計監査人は、株式会社と同様に、会計監査および監査証明の役割を担う。

6.2.2.4. 会社との協約

6.2.2.4.1. 規制対象の協約

会社と、その業務執行者 (gérants) または出資者 (社員) のいずれかとの間で直接締結された協約、あるいは会社と、その業務執行者 (gérants) または出資者 (社員) が同時に経営者または出資者 (社員) となっている他の会社との間で直接締結された協約は、定時株主総会による承認を得なければならない。

有限責任会社 (SARL) では、契約締結前の事前承認は不要であるが、総会による事後承認が必要である。

6.2.2.4.2. 禁止されている協約

業務執行者 (gérants) および自然人である出資者 (社員)、その配偶者、親族、子孫、または仲介者は、会社から融資や前払いを受けることは禁止されており、違反した場合は無効となる。

また、これらの者が契約した貸付について、会社が保証または引受を行うことも禁止されている。

6.2.3. 簡易株式会社 (SAS)

簡易株式会社 (SAS) は資本会社の一形態である。有限責任会社の出資者 (社員) と同様に、簡易株式会社の出資者 (社員) は、出資額を上限として会社の債務について責任を負う。彼らの権利は株式によって代表される。

簡易株式会社は、かなり特殊な会社形態である。統一法第 857-7 条の条項「会社経営に関する諸条件は定款によって定める」に基づき、その組織および運営に関して比較的自由な裁量が認められている点が特徴的である。

さらに、OHADA 法を定めた立法府は、定款において、資本金、株式の額面価格、株式の引受けおよび割当の方法について、出資者 (社員) が自由に決定することを認めている。

簡易株式会社は公募による資金調達を行うことはできない。

ただし、会社は、労務 (産業) 出資による譲渡不能株式 (actions inaliénables) を発行することができる。これは、会社の円滑な運営に不可欠な技術的専門知識を有する従業員を資本に組み入れる、紛れもない機会となる可能性がある。

簡易株式会社において設置が義務付けられている唯一の機関は、対外的に会社を代表する社長である。その他の権限は、株主総会によって行使される。

また、商事会社法に関する統一法第 853-3 条では、株式会社に適用される規則が簡易株式会社にも適用される旨が定められている。

会計監査人選任の条件は、有限責任会社（SARL）で規定されている条件と同じである。唯一の違いは、簡易株式会社は、他の会社を支配していたり、あるいは他の会社に支配されている場合、会計監査人を選任する義務もあるという点である。

6.2.4. 経済利益共同体（GIE）

経済利益共同体（GIE）は、2 人以上の自然人または法人の経済活動を促進・発展させることを目的とした組織である。

GIE は、厳密な意味での商事会社、すなわち利益の実現と分配を目的とする会社ではない。資本金の有無にかかわらず設立され、会社の運営方法は定款で自由に定めることができる。

GIE のメンバーは、共同体の債務の支払について連帯して責任を負う。ただし、この連帯責任は、協約を締結すれば免除される場合がある。

6.2.5. 合名会社（SNC）

合名会社（SNC）は、2 名以上の構成員によって構成される。資本金の額は、出資者（社員）によって自由に決められる。持分は、出資者（社員）全員の同意がない限り譲渡することはできず、同意がない場合は譲渡したとしても無効となる。

すべての出資者（社員）は商人資格を有し、会社の債務について無限かつ連帯して責任を負う。つまり、会社が債務を支払わない場合、債権者は、いかなる出資者（社員）に対しても、その財産から債務の全額を弁済するよう請求できる。

会社の債権者は、会社に対する支払いの督促が無為に終えた後、少なくとも 60 日間は、出資者（社員）に対して債務の支払いを要求することはできない。督促は、執行官による執行書によって、または受領者が実際に受領したことを確認できる手段によって通知される。

この期限は、迅速な手続きで判断を下す管轄裁判所の決定によって延長することができるが、延長の期間は 30 日を超えてはならない。

定款は、会社をいかに運営するかについて規定する。出資者（社員）同士の関係において、定款でその権限が定められていない場合、業務執行者（gérant）は会社の利益のためにあらゆる経営行為を行うことができる。複数の業務執行者（gérants）がいる場合、各執行者は、成立前の取引に対して異議を申し立てる権利を除き、単独の業務執行者（gérant）と同じ権限を有する。

正当な理由なく業務執行者（gérant）の解任が決定された場合、損害賠償の対象となることがある。

会計監査人は、有限責任会社（SARL）と同様の条件で選任される。

6.2.6. 合資会社（SCS）

合資会社（SCS）は、2 種類の出資者（社員）、すなわち無限責任社員と有限責任社員で構成される。

無限責任社員は、会社の債務について無制限かつ連帯して責任を負い、有限責任社員は、出資額の範囲内で責任を負う。

有限責任社員の氏名は、いかなる場合も会社名に組み入れることはできず、これを怠った場合、有限責任社員は会社の債務について無限連帯責任を負う。

資本金の額は、出資者（社員）により自由に決められる。

合資会社の運営は、無限責任社員の中から一人または複数の業務執行者（gérants）を指名することを、または後日文書により指名することを定める定款において別段の定めがないかぎり、合名会社と同様の条件および権限ですべて無限責任社員によって行われる。

持分は、全出資者（社員）の同意がない限り譲渡できず、同意がない場合は無効となる。

会計監査人の指名は、合名会社と同様の条件で行われる。

業務執行者（gérants）の権限を超えるすべての決定は、出資者（社員）の総意によって行われる。

定款は、総会または書面による協議の方法、ならびに定足数および過半数の規則を定める。これらの定款条項に違反して行われた審議は無効となる。

6.3 商事会社以外の事業体に適用される特別規則

6.3.1. 支店

支店とは、自然人または会社組織が所有し、一定の経営上の自主性を有する商業、経済活動、またはサービス（役務）提供を行う事業所である。

支店は、所有者である自然人または会社とは別の独立した法人格を有さない。その活動に伴い、またはその存在に起因して生じる権利および義務は、所有者である会社または自然人の財産に含まれる。

支店は、商業登記簿および動産信用登記簿に登録される。

OHADA 加盟国に本社を置かない会社に属する場合、支店は 2 年以内に OHADA 加盟国で設立済みまたは設立予定の会社に移管されなければならない。ただし、商務大臣（Ministre chargé du commerce）の決定により、さらに 2 年間の猶予期間が認められる場合がある。

6.3.2. 駐在事務所または連絡事務所

駐在事務所または連絡事務所は、会社に属する施設であり、会社と、その事務所が所在する締約国の市場との連絡役を担う。経営上の自主性はなく、設立した会社の活動に関する準備的または補助的な活動のみを行う。原則として、親会社と同じ活動を行うことはできない。

支店と同様、駐在事務所または連絡事務所は、設立した会社とは別の法人格を有さない。

駐在事務所または連絡事務所は、商業登記簿および動産信用登記簿に登録される。

行っている活動の種類により支店に転換すべき駐在事務所については、状況の変化から 30 日以内に商業登記簿および動産信用登記簿への訂正申請を行う必要がある。

6.4. 設立手続き

組織を設立するには、以下の手続きを行う必要がある。

- 定款および設立書類の登録
- 商業登記簿および動産信用登記簿への登録
- 税務署への登録（税務識別番号（Identifiant Fiscal Unique）の付与）
- 企業設立ワンストップ窓口（GUFE : Guichet Unique de Formalisation des Entreprises）のホームページおよび官報（JO : Journal Officiel）にオンラインで会社設立公告の掲載
- 国家社会保障基金（CNSS : Caisse nationale de sécurité sociale）への加入

- 雇用省 (ministère de l'Emploi) への事業登録申告
- 輸入業者カード (有効期間 2 年) の取得

6.4.1. 商業登記簿への登録

参加会社および事実上の会社を除くすべての商事会社（支店および駐在事務所を含む）は、商業登記簿および動産信用登記簿に登録されなければならない。

商業登記簿および動産信用登記簿への登録により、商事会社は法人格を取得する。

登録は、企業設立ワンストップ窓口 (GUFE) のホームページ上でオンラインで行うこととする。

6.4.2. 税務署への登録

企業を設立するには、税務署への登録が必要である。

ベナンでは、企業設立ワンストップ窓口 (GUFE) のホームページを通して登録することができる。なお 2020 年以降、GUFE は APIEx (投資・輸出促進庁) に引き継がれている。

登録により納税者番号が割り当てられ、企業はこれに基づいて納税義務のある税金を支払う。

以前は、登録時に納税者に納税者番号 (NIF) が交付されていたが、2019 年以降、GUFE へ登録すると、IFU (統一税務識別番号) が交付されるようになった。これは、納税者 ID カードのようなものである。

6.4.3. 国家社会保障基金への加入

報酬を支払って一人以上の労働者を雇用する自然人または法人の雇用主は、企業設立、または最初の従業員の雇用後すぐに、国家社会保障基金 (CNSS) への登録によりその存在を実体化しなければならない。

6.4.4. 事業登録申告

事業登録申告（正式手続きとも呼ばれる）とは、主に企業設立ワンストップ窓口 (GUFE) を通じて、管轄当局に事業を正式に登録することである。

この手続きは、商業、工芸、工業、または自由業を合法的に営むために義務付けられている。

従業員を雇用する企業は、本社所在地の労働監督官庁および社会法規監督官庁に従業員について申告しなければならない。

6.4.5. 輸入・輸出コード

輸入および輸出業務は、輸入業者コードおよび輸出業者コードの取得が条件となる。

このコードは、GUFE、APIEx、または商務省の対外貿易振興局 (Direction de la Promotion du Commerce Extérieur au Ministère du Commerce) から直接発行される。

以下は、ベナンで会社を設立する際に必要な手続きと、その費用を総括した表である。

会社設立に必要な手続きの概要表

必要な手続きの名称	提出書類	現在有効な手続き費用
定款の登録	定款原本	無料 (CGI : 一般税法)
商業・動産信用登録簿 (RCCM)への登録	<ul style="list-style-type: none"> - 署名済み定款 (公証人による認証または私署証書) - 業務執行者/取締役の任命証書 (定款に明記されていない場合) - 公証人による出資および払込の申告書 - 経営陣の身分証明書 - 経営陣の犯罪歴証明書 - 登録済みの賃貸借契約 (1%の税率)、所在地証明書または土地所有権証明書 - 記入済みの RCCM フォーム 	15,000 CFA フランから 17,000 CFA フラン
税務署への登録	<ul style="list-style-type: none"> - 資本金預託証明書写し - 課税標準部門長宛ての手書きの申請書 - RCCM 登録申告書 - 経営者の身分証明書 - 身分証明書付き出資者 (社員) リスト - 会社の所在地図 - 署名および登録済みの定款の写し - 賃貸借契約または住所登録契約の写し 	無料
CNSSへの加入	<ul style="list-style-type: none"> - RCCM への登録申告書 - 税務識別番号の写し - 経営者の身分証明書 - 給与所得者登録状況報告書 (CNSS で入手可能) - 加入申請書 (CNSS で入手可能) - 賃貸借契約またはドミシリエーション契約の写し - 会社の定款の写し - 経営者任命に関する議事録 (定款に明記されていない場合) 	無料
事業登録申告	<ul style="list-style-type: none"> - 署名済みの会社定款 - 誓約書または犯罪経歴証明書 - 出生証明書 - 証明写真 - 設立総会議事録 - 商業登記簿および動産担保登録簿 (RCCM) - 統一税務識別番号 (IFU) - 資本金の払込証明書 - 従業員名簿 - CNSS 加入申告書の写し - 出資者 (社員) の身分証明書 - 滞在許可証の写し (外国人の場合) 	無料

必要な手続きの名称	提出書類	現在有効な手続き費用
輸入/輸出コード	- RCCM への登録申告書 - IFU (統一税務識別番号) の写し - 経営者の身分証明書 - 手書きの申請書または記入済み申請書	5,000 CFA フラン (会社設立 費用 17,000 CFA フランに含まれる)

6.4.6. 投資促進策：デジタルスタートアップ

2023年3月22日付け、零細・中小企業 (MPME : micros, petites et moyennes entreprises) に対する「スタートアップ」ラベルの付与に関する規定を定めた政令第 2023-095 号によると、デジタル・スタートアップ (startup numérique) とは、通信技術を活用し、法的に設立された若い企業で、高い成長ポテンシャルを有し、その価値創造が主にイノベーションに基づいているものとされている。

同政令第3条によれば、ラベルは、以下の条件を満たす零細・中小企業 (MPME) に付与される。

- MSME として登録され、6 年以上営業している
- デジタル、医療、観光、農業、テクノロジーといった分野でイノベーションを実現または提案している
- 付加価値が高く、より大きな規模で複製・展開できる革新的な製品・サービスを開発または販売している

ラベルの取得には、ラベル認定専門委員会 (Comité Technique de Labérisation) 宛てのオンライン申請が必須である。

ラベルは 3 年間有効で、委員会の承認を得て、デジタル・デジタル化省令 (arrêté ministériel (Ministère du Numérique et de la Digitalisation)) により 1 回のみ更新ができる。

なお、申請時には、デジタルスタートアップは次の条件を満たしていかなければならない：

- 合法に設立されていること
- 資本の大半が国内資本であること
- 革新的な製品 (プロトタイプ、実証済みコンセプト、市場からのフィードバック) を有すること
- 高い成長性、富と雇用の創出の可能性を有すること
- ソリューションの拡張性 (scalabilité) を証明していること
- 適切な鑑定により正当化されていること、または認定されたスタートアップ支援機関 (SAE : Structure d'Appui à l'Entrepreneuriat) の支援を受けていること。

スタートアップに認定されると、次のような多くのメリットを享受できる。

- 税制・関税上の優遇措置
- 政府機関による支援の可能性
- 通関上の便宜

7. 労使関係：法律と規制の枠組み

ベナンにおける労使関係は、1998年1月27日付けの労働法（法律第98-004号）および2017年8月29日付けの労働者の雇用、人材紹介に関する条件、手続き、および労働契約の解除に関する手続きを定めた法律（法律第2017-05号）によって規律されている。後者の新しい方の法律は、雇用関連の手続きの枠組みを整えるため、労働法（Code du travail）の内容を一部補足するものである。

従業員の雇用関係については、前述の法令に加え、民間および準公共部門の企業における雇用者と労働者の関係を規定する一般労働協約（Convention Collective Générale du Travail）によっても規律される。

7.1. 労使関係の始まり

ベナン労働法において労使関係の始まりは、労働契約の締結である。労働契約とは、自然人が報酬と引き換えに、他の自然人または法人の指揮監督下において、職業活動を履行することを約定する合意である。

労使関係の始まりに関する法的根拠は、特に、1998年1月27日付けの労働法に関する法律第98-004号、2017年8月29日付けの労働者の雇用、人材紹介に関する条件、手続き、および労働契約の解除に関する手続きを定めた法律第2017-05号（法律第98-004号では第2条、法律第2017-05号では第9条）に示されている。

労働契約は、当事者間で自由に締結される個別的かつ個人的な合意として定義される。

したがって、労使関係は、雇用主の指揮監督のもとで労働者が報酬と引き換えに役務を提供する約定を正式に定める労働契約の締結によって、事実上成立する。

当該契約の存在は、契約当事者が採用する形式によって確認される。ただし、書面がない場合でも、その契約の存在はあらゆる手段によって証明することができる。

1998年1月27日付けの法律第98-004号は、ベナンで履行されるために締結されたすべての労働契約は、締結場所または当事者の居住地にかかわらず、同法の規定に従うことと定め、適用範囲を明確にしている。同法は、特に有期契約（CDD）と無期契約（CDI）を区別している。

7.1.1. 労働契約

労働契約（Contrat de travail）には有期労働契約（CDD）および無期労働契約（CDI）がある。

7.1.1.1. 有期労働契約（CDD）

有期労働契約とは、契約の終期が当事者双方によって事前に定められているか、または当事者の意思とは無関係に将来確実に発生する事象の発生を条件としており、その事象が明確に示されている契約である。

有期労働契約は、無期限に更新することができる。

1カ月以上の期間で締結される場合、または労働者が通常の居住地から離れた場所で従事する場合、本契約は書面で締結される必要がある。また、契約締結の前に然るべき健康診断を受診し、労働省（ministère du Travail）の所管部門による審査と登録を受ける必要がある。

行政ビザ（visa administratif：行政上の査問・確認、仏語ではビザと称する）は、以下の事項を確認した上で付与される。

- 従業員の身元および自由意思による同意の確認、契約が法規に準拠していることの確認

- 契約期間に曖昧さがないことの確認
 - 従業員の雇用に関する自由意思の確認
ビザの申請は雇用主の責任であるが、契約締結の前提条件ではない。
ただし、申請後ビザが拒否された場合、契約は当然に無効となる。
- また、雇用主が過失によりビザの申請を怠った場合、従業員は契約の無効を主張し、損害賠償を請求することができる。

同様に、ビザ申請から 30 日以内に当局からの回答がない場合、ビザは許可されたものとみなす。

有期契約に定められた形式または内容の条件を満たさない契約は、すべて無期契約に再分類される。

有期契約は、契約に定められた満了日に、予告なしに自動的に終了する。

最後に、有期契約は、当事者間の合意、重大な過失、または不可抗力の場合、契約期間満了前に解除することもできる。

この厳格な枠組みに該当しない不当な契約解除があった場合、被害を受けた当事者は、2017 年 8 月 29 日付け法律第 2017-05 号第 37 条の適用により、契約満了までの残存期間に予定されていた報酬に相当する金額（ただし、9 カ月分の総給与額を超えないもの）を上限とする損害賠償を請求することができる。

では季節労働者、臨時労働者、または短期労働者についてはどうか？

6 カ月を超えない特定の業務を遂行するために雇用される労働者については、別の制度が設けられている。

これらの労働者は、最長 6 カ月間の有期契約（更新可能）の対象となる。

ただし、通常の有期契約に適用される 1 回限りの更新の原則は、以下の労働者には適用されないことに留意する必要がある。

- 季節労働者、短期労働者、臨時労働者、または 1 日を超えない短期間の業務のために時間単位または日単位で雇用される労働者
- 農業、商業、工業、または手工業の繁忙期に雇用される季節労働者
- 港湾や空港の敷地内で実施される荷役作業に従事する労働者
- 法定の範囲内で一時的に労働契約を停止している社員を代替するために採用された労働者

これらの労働者が 6 カ月を超えて継続して雇用され、その後、契約が明示的に更新されなかった場合、彼らは当然に無期労働契約の権利を享受する。

7.1.1.2. 無期労働契約（CDI）

無期労働契約は、書面、口頭、または暗黙の同意により締結することができる。この柔軟性は、とりわけ組織化が進んでいない分野において、非公式（インフォーマル）な労使関係を容易にしている。しかし、契約によって労働者が通常の居住地を離れて就業することになる場合には、書式化された契約が必要となる。その場合、契約は次の点を満たさなければならない。

- 書面で正式に締結されること
 - 労働省に、有期雇用契約（CDD）と同様の条件で登録すること
- この形式化は、職業上の移動を規制し、不正行為を防止することを目的としている。

7.1.2. ベナン国民以外の労働者の雇用

ベナン労働法は、国内雇用市場の保護を目的として、外国人労働者または移民の雇用を厳しく規制している。

ベナンに正規に居住して最初の 2 年間は、ベナンが締約した国際協定に別段の定めがない限り、外国人または移民は有期雇用契約でしか雇用されない。

労働省が発行する労働許可証 (permis de travail) を所持している者のみが労働契約を締結することができる。

労働許可証は、12 カ月ごとに更新可能な一時的なものである。管轄当局にいつでも提示できる状態にしておかなくてはならない。

失業した場合でも、行政が別段の決定をしない限り、労働許可証の有効性が自動的に否定されることはない。

労働大臣は、労働者の能力が国家経済のニーズに合わない場合、許可証の発行または更新を拒否することができる。

この拒否は、普通法に基づき行政に対する不服申立ての対象となる。

ビザの取得は雇用の前提条件ではないが、ビザが拒否された場合、締結された労働契約は無効となる。

2000 年 11 月 7 日付けの外国人労働契約ビザ、労働許可証、および職場健康サービス の費用 (coût du visa de contrat du travail d'expatrié, de la délivrance du permis de travail et des services de santé au travail) を定める政令第 134/MFPTRA/DC/SGM/DT/SA 号の規定により、当該ビザおよび許可証の取得には、以下の行政手数料の支払いが義務付けられている。

- 外国人労働契約ビザ : 5 万 CFA フラン
- 労働許可証の発行 : 5 万 CFA フラン
- 健康診断 : 2 万 5000CFA フラン
- 聴力検査 : 1 万 CFA フラン (1 人あたり)
- 肺機能検査 (spirométrie) : 4,000 CFA フラン (1 人あたり)
- 外国人向け健康診断書 : 2,500 CFA フラン

上記に加えて、以下の基本書類を作成する必要がある。

- オンライン申請用の書式
- 3 カ月以内に発行された犯罪経歴証明書
- 履歴書
- 有効なパスポートの写し
- 雇用主と労働者双方が署名し、雇用主が自らの署名の上に捺印した労働契約書の写し 3 部
- 労働許可証

さらに追加書類が関係当局から要求される場合もある。

7.2 労働契約の履行

7.2.1. 当事者の義務

7.2.1.1. 従業員

従業員の主な義務は、職業上の秘密を遵守し、合意された業務を誠実に遂行することである。

従業員は、雇用されている企業と競合してはならない。

7.2.1.2. 雇用主

7.2.1.2.1. 従業員の報酬

雇用主の主な義務は、従業員に合意された報酬を支払うことである。報酬は、給与およびその付随金で構成される。

a. 給与

賃金は、契約締結時に当事者間で自由に決定される。

ただし、2022年9月7日付けの最低賃金引き上げに関する政令第2022-692号により、月額52,000CFAフランが最低賃金(SMIG : Salaire Minimum Interprofessionnel Garanti)として定められている。

したがって、従業員に支払われる賃金は、この金額を下回ってはならない。

賃金は通常、法定通貨で、時給制の労働者については15日以内、月給制の労働者については1ヶ月以内の定期的な間隔で支払われる。

また、毎月の給与は、その給与の支給対象となる就業月の終了日から遅くとも8日以内に支払わなければならない。

雇用主は、支払い時に労働者に個別の給与明細書を発行する義務があり、この明細書は、現代的な会計手法に基づいて作成された文書で代替することができる。

b. 給与の付加給付

賃金に加えて、従業員は、さまざまな手当や補償金も受け取る権利がある。

民間企業および準公益企業に適用される一般労働協約で規定されているこれらの給与の付加給付は、以下の通りである。

勤続年数手当

これは、従業員が雇用主のもとで勤務した期間に応じて支払われる金額である。

金額は以下の条件に基づいて決定される。

- 勤続3年以降：基本給の3%
- 勤続5年以降：基本給の5%
- 勤続7年以降20年まで：1年ごとに1%が加算。

出張手当

通常の勤務地域外で、契約または職業慣行で定められた地理的範囲内で、臨時的に業務を行う労働者は、その移動により追加費用が発生した場合、出張手当の支給を受ける。

この手当は、以下の通り決定される。

- 移動により勤務地外で主食となる食事を摂る必要がある場合、労働者の基本時給の3倍
 - 移動により勤務地外で2回の主食を摂取する場合、労働者の基本時給の6倍
- ただし、食事および宿泊施設が雇用主によって現物支給される場合、労働者はこの手当の受給権を失う。

移動期間が6ヶ月を超え、労働者が契約上の地理的範囲外で職務を遂行する場合、労働者は雇用主の費用負担で家族を同伴する権利を有する。

この場合、従業員は出張手当を受給することはできない。

その他の手当および賞与

雇用主は、職務の性質や企業の活動内容に応じて、他の種類の手当や賞与を支給する。

その例としては、居住地手当、住宅手当、作業服汚損手当、現金取扱手当、危険手当、食事手当、夜勤手当、能率手当、当直手当、待機手当、責任手当、職務手当、交際費用手当、特殊勤務手当などが挙げられる。

雇用主は、事業の維持のために必要と認めるその他の手当や賞与を自由に創設することができる。

c) 賃金請求権の時効

給与、給与に付随する付加給付、あらゆる種類の賞与および手当、ならびに、より一般的には、雇用主が労働者に支払うべきあらゆる金額、および現物給付の提供および場合によってはその償還に関する労働者の請求権は、3年間で時効となる。

時効は、給与の支払期日から起算される。確定勘定、債務証書、有効な訴訟の召喚状がある場合、または労働監督官 (inspecteur du travail) が個別紛争を受理した場合は、時効は停止される。後者の場合、労働局 (service du travail) は、労働監督官が当該紛争を受理した日付を記載した証明書を発行する。

7.2.1.2.2. 社会福祉機関への労働者の申告

企業経営者は、社会保障機関 (a)、労働監督官庁 (b)、労働省 (c) に対して、定められた申告を行う義務がある。

a. 社会保障機関への申告

ベナン労働法第 279 条に基づき、企業経営者は、企業設立時に、企業の所在地を管轄する社会保障基金 (CSS) にその存在を申告しなければならない。

さらに、従業員を採用する際には、その従業員が社会保障の対象となるよう、CSS にその従業員を申告する義務がある。

b. 労働監督官庁への届出

労働法第 281 条に基づき、企業設立を予定している者は、管轄の労働監督官庁にその旨を申告しなければならない。

同様に、従業員を雇用している場合は、毎年 3 月 31 日までに、雇用状況に関する届け出を 3 部提出しなければならない。

当該届け出に必要な書類一式および説明書は、各県労働監督官庁で入手可能である。

c. 労働省への申告

雇用主は、採用を行った職種について、労働省の所管部門に報告する義務も負っている。

7.2.1.2.3. 社内規則の制定

従業員が 15 人以上いる場合、雇用主は社内規則を作成することが義務付けられている。

社内規則の内容は、事業の円滑な運営に必要な、業務の技術的組織、規律、衛生および安全に関する規定に限定される。

規則の制定にあたり、その草案は、企業経営者から、従業員代表（存在する場合）および労働監督官に通知される。

従業員代表は、草案について意見を述べる機会がある。その場合、その意見は労働監督官に伝達される。

労働監督官は、草案が現行の基準および規制に準拠していると判断した場合、受領後 1 ル月以内に承認（ビザ）を発行する。

労働監督官の承認を受けた後、雇用主は社内規則を 2 部作成し、企業本社所在地にある第一審裁判所書記局に提出した後、職場にも掲示しなければならない。

7.2.1.2.4. 義務的な記録の保管

雇用主は、職場で「雇用主台帳（registre d'employeur）」と呼ばれる台帳を常に最新の状態に保つ義務がある。この台帳には、労働局による監査に必要なすべての情報が記載されなければならない。

7.2.1.2.5. 職場における労働衛生と社会福祉サービスの設置

企業または事業所の責任者は、雇用する労働者のために職場における労働衛生（service de santé au travail）を組織しなければならない。

必要な医療スタッフおよび設備の数は、労働者の数によって決まる。

職場における労働衛生サービスの権限、組織、運営に関する省庁間共同令第2020/024/MTFP/MMS/DC/SGM/DGT/DSSMST/SMT011SGG2020号では、職場における労働衛生サービスを、企業の性質、規模、地理的状況に応じて、自律的な労働衛生サービス、企業間労働衛生サービス、および病院との協定に基づく労働衛生サービスという3種類に分類している。

自律的な労働衛生サービス

100人以上の労働者（臨時および臨時雇用者を含む）を雇用する企業は、独立した労働衛生サービスの設置が義務付けられている。このサービスは、労働大臣の認可を受ける必要がある。

少なくとも、医師による診察、看護師による診察、治療室、観察室、緊急用医薬品の備蓄が備わっていなければならない。

職場における自律的な労働衛生サービスを構成するスタッフは、複数の分野の専門性が必要で、必ず産業医と産業保健専門の看護師を含まなければならない。さらに必要に応じて産業衛生士、人間工学専門家、労働心理士、毒物学者、疫学者などを含めること。

スタッフは、労働者500人につき、少なくとも1人の産業医と1人の産業保健専門の看護師を備えなければならない。

前述の最初の500人を超えると500人ごとに、看護師を1人追加する必要がある。

最初に述べた100人を超える1000人ごとに、医師を1人追加する必要がある。

労働衛生サービスを企業内に設置した後、当該サービスは、労働省の所管部門に四半期報告書、年次報告書、および年次計画を提出する義務がある。

企業間労働衛生サービス

企業間労働衛生サービスは、従業員数が100人未満の雇用主を対象としている。

これらの雇用主は、労働大臣の認可があれば、企業間労働衛生サービスを利用することができる。

このサービスは、会社の地理状況、業種により、雇用者団体が主導して組織している。

スタッフは、少なくとも1人の産業医と、労働衛生を専門とする医療スタッフおよびパラメディカルスタッフで構成されている。

このサービスは、法人格と経営の自主性を有する社会組織として構成され、運営委員会委員長の権限下に置かれる。

同委員会は、組織に加盟する企業の経営者によって指名された委員長、加盟企業ごとの雇用者代表、加盟企業ごとの労働者代表で構成される。

自律的な労働衛生サービスと同様、企業間労働衛生サービスも、四半期および年間の活動報告書、ならびに年間活動計画を、労働省の所管部門に提出する義務がある。

病院との協定

労働衛生サービスの設置義務の対象とならない企業、または企業間労働衛生サービスに加盟していない企業は、公立または私立の病院と協定を結ぶことができる。

このような企業は、緊急医療処置が可能な救急箱を備えるほか、雇用主は緊急医療処置を可能とするべく救急医療チームを編成しなければならない。

なお、労働省の所管部門に四半期および年間の活動報告書を提出する義務は病院に関しても存続する。

また、雇用主は、すべての労働者に、職務開始前、または遅くとも採用後 8 日以内に、健康診断を受けるよう義務付ける必要がある。

最後に、100 人以上の従業員を雇用する雇用主は、労働者の福利厚生のため社会福祉サービス (service social) を実施しなければならない。

企業カウンセラーによって提供される本サービスの主な役割は、職場における労働者、特に社会的障害のある人々の私生活をフォローし、支援することである。

7.2.1.2.6. 労働衛生安全委員会の設置

ベナン労働法の支配下にあり、當時 30 人以上の従業員（臨時・臨時雇用者を含む）を雇用している雇用主は、労働衛生安全委員会（Comité d'hygiène et de sécurité au travail）を設置する義務がある。

7.2.2. 試用期間

労働契約を締結する前に、試用期間を設けることができるが、その試用契約については書面で明確にしなければならない。そうでない場合、当該契約は無期労働契約（CDI）とみなされる。

試用期間の長さは、無期雇用契約か有期雇用契約かによって異なる。

無期雇用契約の場合、以下の期間を超える試用は行ってはならない。

- 時給制の従業員、労働者、作業員については 15 日間
- 月給制の従業員、労働者、作業員については 1 カ月間
- 監督職、管理職および同等の職位については 3 カ月間

試用期間は、書面により明確にされている場合に限り 1 回のみ更新できる。

有期雇用契約（CDD）の場合、試用期間は、所定または予定されている労働期間につき、営業日換算で、「1 週間につき 1 日」を限度とし、以下の期間を超えてはならない。

- 従業員、労働者、作業員については 1 カ月間
- 監督職、管理職および同等の職位については 3 カ月間

有期雇用契約における試用期間は、一般労働協約（Convention Collective Générale du Travail）第 9 条の適用により、更新することはできない。

7.2.3. 勤務条件、勤務時間、勤務スケジュール

雇用主と従業員の間で合意された業務は、両者合意の場所で遂行されるものとする。すなわち、一般的に企業が所有する事業所や事務所である。

ベナンには、テレワークに関する具体的な規則はまだ存在しない。

この法的空白にもかかわらず、テレワークの導入を希望する企業は、その事業の性質やニーズに応じて、独自に制度を策定し、導入することができる。

ただし、法定労働時間に関しては、農業関連事業所を除くすべての事業所において、週 40 時間と定められていることに留意すべきである。

農業施設については、従業員の法定労働時間は年間 2,400 時間、つまり週約 46.15 時間と定められている。

上記の労働時間は、みなし労働時間制、時間外労働、または失われた労働時間の振替に関する規則の適用により、超過することもできる。

したがって、労働者は雇用主の要求に応じて時間外労働を行うことが認められている。

時間外労働を行った場合、その時間は、以下の割合を下限とする割増率で報酬が支払われる。

日中の時間外勤務

- 41 時間以上 48 時間までは時間給の 12%
- 48 時間以降：時間給の 35%
- 日曜日および祝日は時間給の 50%

夜間の時間外勤務

- 平日は時間給の 50%
- 日曜日および祝日は時間給の 100%

夜間の時間外勤務とは、21 時から翌 5 時までの間に勤務した時間のことである。

最後に、勤務時間については、雇用主が自由に決めることができる。

7.2.4. 労働者の休息

労働者には、週に最低 1 日（24 時間）の休日を与えることが義務付けられており、原則として、日曜日がこれに充てられる。

市民的または宗教的な祝日も、労働者にとって休息日となる。

これらは休日および休業日とみなされ、1990 年 7 月 27 日付けのベナン共和国法定休日を定める法律第 90-019 号により、以下のように定められている。

- 1) 1 月 1 日：元日
- 2) 5 月 1 日：メーデー
- 3) 8 月 1 日：建国記念日
- 4) 8 月 15 日：聖母被昇天祭
- 5) 11 月 1 日：万聖節
- 6) 12 月 25 日：クリスマス
- 7) 復活祭の月曜日
- 8) ペンテコステの月曜日
- 9) キリスト昇天祭
- 10) ラマダン祭
- 11) タバスキ祭
- 12) モハメッド誕生祭

7.2.5. 年次有給休暇

労働契約によるより有利な規定がない限り、労働者は、実際に勤務した月数ごとに 2 営業日の有給休暇を取得する権利を得る。

営業日とは、週休と祝祭日を除く、週のすべての曜日を指す。

上記の休暇期間は、労働法で定められた条件により延長される可能性もある。

勤続年数に基づく加算

勤続年数に基づく加算は、以下のように定められる。

- 同一企業で継続的にしろ断続的にしろ 20 年勤務した場合 2 営業日
- 25 年勤務した場合 4 日
- 30 年勤務した場合 6 日

なお、これらの追加休暇と基本休暇を合算し、12 カ月の勤務に対して 30 営業日を超える休暇を取得することはできない。

扶養児童数に基づく加算

21 歳未満の女性従業員または訓練生は、扶養する子供 1 人につき 2 営業日の追加休暇を取得する権利がある。

21 歳以上の女性は、4 人目以降の扶養児童について、同様の特典を受けることができる。

扶養児童とは、戸籍に登録され、15 歳に達していない者をいう。

その他の欠勤

ベナンの立法機関は、労働者が欠勤することが認められる特定の事例を規定している。

したがって、労働法第 159 条に基づき、労働者は、自身の家庭に直接関係する家族行事の際に、年間 10 日以内の特別休暇を取得することができる。

これらの日数は、年次休暇の日数から控除することはできない。

同様に、これも有給休暇から差し引かれない 15 営業日を上限として、雇用主は労働者に無給の休暇を許可し、以下のことを行うことを認めるものとする。

- 1) 公式のレベルアップ研修 (stage officiel de perfectionnement) に参加し、体育・スポーツ教育を受けること
- 2) 国際スポーツ大会でベナン共和国を代表すること
- 3) 正規の委任状に基づき、労働組合の大会または労働組合の研修会に出席すること

年次休暇の権利は、最低 1 年間実際に勤務した後（基準期間経過後）に与えられる。

休暇の権利は、勤務終了日から 3 年間で時効となる。また、雇用主が従業員に休暇を取得する機会を提供していたことが証明された場合、在職中の労働者についても、この権利は 3 年間で時効となる。

従業員が休暇の権利行使せずに契約が解除された場合、従業員は、取得した権利に基づいて計算された補償金を受け取ることができる。

7.3. 労使関係の停止

労働契約は、以下の場合に停止される。

- 1) 雇用主が兵役に就くために事業所を閉鎖した場合
- 2) 労働者が、有償の職業活動と両立しない、定期的な政治活動または労働組合活動に従事している期間
- 3) 労働者の兵役期間中
- 4) 労働災害または職業病により労働者が就労不能となった期間、負傷が治癒または疾病が回復するまでの間
- 5) 妊婦の休職期間中
- 6) 法定の手続きに従って開始されたストライキ期間中

- 7) 労働者が、労働協約、団体協約、または個別契約に基づき雇用主から許可を得て欠勤している期間
- 8) 労働者の解雇期間中
- 9) 職務上の過失がない労働者の予防的拘留期間中
- 10) 有給休暇期間（移動時間および出発待機時間が追加される場合あり）
- 11) 認定医師により正式に診断された病気による労働者の欠勤期間（最長 6 カ月、労働者の代替者が見つかるまで延長可能）
- 12) 不可抗力、特に悪天候により、いずれかの当事者が最長 3 カ月間その義務を履行できない場合
- 13) 経済的・財政的困難が生じた場合。この場合、雇用主は労働監督官の意見を得た上で、業務停止を決定する。

この最後の停止は、経済的解雇 (*mise à pied économique*) と呼ばれ、3 カ月を超えない一定期間のみ可能であり、1 回のみ更新できる。

契約が停止された労働者の報酬はどうなるのか？

ケース 1 および 3

雇用主は、不在期間全体について、解雇予告手当と同額の特別手当を支払う義務がある。この手当は、雇用主が加入している企業間社会福祉サービス (service social interentreprises) によって支払われる場合もある。

ケース 11

病気の労働者は、以下の期間、勤続年数に応じて給与を維持できる。

- 連続して勤務したのが 12 カ月に満たない場合：第 53 条に規定される解雇予告期間中の給与全額

解雇予告期間は、時給制の労働者は 15 日間、従業員、労働者、作業員は 1 カ月、監督者、管理職および同等の職位は 3 カ月である。

- 12 カ月以上連続勤務した場合：3 カ月間は給与全額、その後 3 カ月間は半額
- 勤続年数が 5 年を超える場合：6 カ月間の給与全額

同様に、職業病に罹患した労働者や労働災害の被害者も、上記の特典と同じ条件で受けることができる。

ただし、雇用主は、職業上のリスクに関する規則に基づき、社会保障基金が支給する手当と上記の福利厚生の差額のみを当該労働者に支給する。

結核、精神疾患、癌、ポリオ、ハンセン病、あるいは心血管疾患、エイズ、非アルコール性中枢神経系疾患による重篤な後遺症など、その他のすべての疾病的場合、1 年以上の勤続歴のある労働者は長期休暇を取得することができる。

この場合、最初の 6 カ月間は、少なくとも給与の全額が支給される。

ケース 5 (妊娠の休職)

妊婦は、出産予定日の 6 週間前から出産後 8 週間まで、産休を取得する権利がある。

この休暇期間中、妊婦は、休みに入る時に受け取っていた給与の全額を受け取る権利がある。

この手当の支払いは、社会保障基金によって行われる。

7.4. 従業員の代表

7.4.1. 従業員代表

会社における従業員の代表は、従業員によって選ばれた職員の代表によって担われる。

11人以上の従業員を雇用する企業は従業員代表を置かなければならない。

考慮すべき従業員数は、季節変動を考慮した従業員および職業訓練生の平均人数であり、契約の種類や報酬形態は問わない。

選挙の実施と具体的な運営は、雇用主が責任を負う。従業員数の基準を満たし、従業員代表を置かなければならない企業に従業員代表がいない場合、雇用主は12カ月ごとに選挙の実施を主導しなければならない。

なお、選出される代表者の人数は、企業の従業員数に応じて異なる。

その数は以下のように定められる。

- 11人～20人：正規代表1名と補欠1名
- 21人～50人：正規代表2名と補欠2名
- 51人～100人：正規代表3名と補欠3名
- 101人～250人：正規代表5名と補欠5名
- 251人～500人：正規代表7名と補欠7名
- 501人～1000人：正規代表9名と補欠9名

従業員数が500人を超えるごとに、正規代表1名と補欠1名が追加で選出される。

7.4.2. 労働組合代表

労働者も雇用主も、区別なく、自ら定める活動分野および地域において、自由に労働組合を結成する権利を有する。

彼らは自由に組合に加入し、脱退する権利を有する。

すべての労働組合は、ベナン国籍であるか、国内に正規に居住し公民権を有する移民労働者である代表者を自由に選出する。

労働組合は、その定款で対象とする個人および職業の、集団的および個人的な権利、ならびに物質的および道徳的利益の研究および擁護を唯一の目的とする。

2020年9月23日付け労働者代表選挙の実施に関する政令第2020-459号第3条の適用により、労働者代表選挙 (élections professionnelles) は5年ごとに実施される。

7.5. 労働安全衛生

ベナン労働法は、常時30人以上の従業員（臨時および臨時雇用者を含む）を雇用するすべての雇用者に、労働安全衛生委員会 (Comité d'hygiène et de sécurité au travail) の設置を義務付けている。

ただし、労働監督官は、業務の内容や労働者がさらされる特定のリスクに応じて、従業員数が上記の人数に満たない場合でも、雇用主に労働安全衛生委員会の設置を義務付けることができる。

委員会の構成は以下の通りである。

➤ 事業所の場合：

- 事業所または会社の責任者（委員長）
- 安全責任者または作業場長
- 従業員代表2名。従業員数が250人を超える企業では3名、500人を超える企業では5名となる。
- 産業医または産業看護師

➤ 建設現場の場合：

企業間の労働安全衛生委員会は、その建設現場の作業に関与する企業のうちの一社の代表者（企業の長）が議長を務める。

また、委員会には以下の者も含まれる：

- 各企業の責任者
- 建設現場の従業員の健康管理を担当する医師または看護師
- 労働者代表 2 名

委員会の任務は多岐にわたり、主に予防と規範順守、職業上のリスクの分析と管理、労働者の意識向上と研修、さらに緊急事態の管理と危機への備えなども含まれる。

7.6. 懲戒権

一般労働協約第 18 条に基づき、企業内の懲戒権 (pouvoir disciplinaire) は、企業経営者またはその代表者が行使し、書面で処分を宣告する。これらの処分は、業務上の過失または規律違反を犯した労働者に対して宣告される。

制裁は種類は以下の通りである。

- 口頭による警告
- 書面による警告
- 賞賛
- 1 日から 8 日間の停職（給与停止）
- 予告なしの解雇

制裁措置を講じる前に、雇用主は従業員に対し、非難されている事項について口頭または書面で説明の機会を与える義務がある。

制裁を宣告した場合、雇用主は管轄の労働監督官庁にその写しを送付しなければならない。

7.7. 労使関係の終了

7.7.1. 事前通知

無期労働契約の解除を主導する当事者は、以下の通り解雇予告期間を遵守すること。

- 時給制労働者：15 日
- 従業員、労働者、作業員：1 カ月
- 監督職、管理職および同等の職位：3 カ月

解雇予告期間中、雇用主と労働者は、相互に、それぞれの義務を遵守しなければならない。

この期間中、従業員は新しい仕事を探すための自由時間を、週 2 日、全体としてまたは時間単位で自由に選択して取得でき、その間は全額給与が支払われる。

解雇の場合、新しい職を見つけた労働者は、雇用主に通知した後、解雇予告期間の満了前にその事業所または企業を離れることができ、予告期間の遵守不履行による補償金を支払う必要はない。

雇用主の要求により、労働者が新しい仕事を探すために利用できる自由時間の全部または一部を利用しなかった場合、退職時に、利用しなかった時間数に相当する追加の補償金を受け取ることができる。

予告なく労働契約が解除された場合、責任のある当事者は、実際に遵守されなかった予告期間中に労働者が享受したであろう報酬およびあらゆる種類の福利厚生に相当する金額を、相手方に支払う義務を負う。

ただし、重大な過失があった場合、その過失の重大性について管轄裁判所の判断を条件として、予告なしに契約を解除することができる。

立法者は、予告なく労働契約を解除した場合の補償金支払いの原則について例外を設けている。すなわち、解雇された労働者が新たな職を見つけた場合、雇用主に通知した後、予告期間の満了前にその事業所または企業を離れることができ、予告期間の不遵守による補償金を支払う必要がない。

雇用主の要求により、労働者が新しい仕事を探すために利用できる自由時間の全部または一部を利用しなかった場合、退職時に、利用しなかった時間数に相当する追加の補償金を受け取ることができる。

7.7.2. 退職

従業員は、その決定の理由を説明することなく、自由に契約を解除する権利を有する。

ただし、有期契約の場合、契約の解除（当事者間の書面による合意、重大な過失、不可抗力、司法による解除を除く）は、労働法第42条の適用により、損害賠償の支払いを義務付ける。

7.7.3. 解雇

解雇とは、雇用主の主導による労働契約の解除である。

解雇は、会社側に起因する理由（経済的な理由による解雇）にせよ、または従業員個人に起因する理由（個人的な理由による解雇）にせよ、雇用主は解雇を宣告することができる。

解雇の理由がいかなる性質のものであれ、その正当性を認めるためには、客観的かつ重大な理由でなければならない。これを欠く場合、解雇は不当解雇とみなされる。

7.7.3.1. 個人的な理由による解雇

本解雇は、労働者の健康状態、当該職務を遂行する能力の欠如、職務能力の不足、または違法若しくは不適切な行為に起因する。

個人的な理由による解雇に適用される手続きは、上記の懲戒処分に適用される手続きと同じである。

個人的な理由による解雇を行う雇用主は、その決定を労働者に書面で通知しなければならない。

この解雇通知書には、必ず以下の事項を記載すること。

- 解雇の理由
- 氏名または社名
- 社会保障基金への登録番号および雇用主の住所
- 解雇される従業員の氏名、社会保障基金への加入番号、採用日、職業資格

雇用主は、労働者に解雇を通知すると同時に、管轄の労働監督官庁にも知らせる義務がある。

労働監督官庁への通知には、解雇通知書と同じ内容を記載する必要がある。

病気により労働契約が中断された労働者の解雇

病気休暇の満了後も、従業員が職場復帰できない場合、雇用主は、労働契約の解除を通知する書留郵便を送付したうえで、その従業員を恒久的に代替する手続きに入る権利を有す。

このような場合、1年以上の勤続期間がある従業員は、解雇手当と同額の補償金を受け取る権利がある。ただし、その金額は1カ月分の給与を下回ってはならない。

一方、勤続 1 年未満の労働者は、1 カ月分の給与に相当する補償を受ける権利がある。

7.7.3.2. 経済的理由による解雇

経済的理由は、特に以下の理由による職務上のポストの削減または大幅な変更によるものである。

- 技術革新
- 組織の改編
- 会社の財政的均衡を損なう、あるいは閉鎖に至るような経済的困難

経済的理由により解雇された従業員は、2 年間、同じ職種での再雇用を優先的に受ける権利を堅持する。

また、退職時に住所を届け出るとともに、退職後に住所に変更があった場合は、その旨を雇用主に通知しなければならない。

したがって、解雇後 2 年以内に社内で欠員が生じた場合、雇用主は書留郵便で解雇された従業員にその旨を通知しなければならない。

経済的理由による集団解雇の手続き

本解雇は、以下に示す特別な手続きに従う必要がある。

- 労働監督官に、過去 12 カ月間の社員数変動、計画の具体的、経済的または技術的理由、解雇が予定されている従業員数、関連する職業資格、および解雇通知が行われる可能性のある期間について、計画案を提出すること
- 上記の手続き完了後、21 日以上経過してから解雇通知を行うこと（この日数は解雇対象が 11 人以上の場合は 30 日、50 人以上の場合は 45 日に延長）
- 必要に応じて、従業員代表との話し合いの場を設けること
- 関係する各従業員への解雇通知書の交付（通知書には上記の記載事項をすべて記載すること）

最後に、雇用主は、経済的な理由による解雇の実施および従業員代表の意見（もしあれば）について、労働監督官に報告する義務がある。

注：解雇の性質（経済的理由によるもの、個人的な理由によるもの）にかかわらず、客観的かつ重大な理由に基づかない場合、従業員は、被った損害に応じて、管轄裁判所が定める損害賠償を請求する権利を有する。

7.7.3.3. 解雇に伴う雇用主の義務

雇用主は、従業員の退職金を算定し、支払う義務を負っている。

これには以下の要素が含まれる：

- 解雇手当
- この補償金は、当該会社で 1 年以上勤務した従業員に支払われる。

解雇日の 12 カ月前の平均月収に基づき、以下の通り計算される。

➤ 個別解雇の場合

- 勤続 5 年目までは在籍 1 年につき平均月額賃金の 30%
- 6 年目から 10 年目までは、在籍 1 年につき平均月額賃金の 35%
- 10 年目以降は在籍 1 年につき平均月額賃金の 40%

➤ 集団解雇の場合

割合が、それぞれ 35%、40%、45% に引き上げられる。

- 有給休暇の補償金

- 予告期間の遵守がない場合の補償金
 - 退職月の比例配分給与
 - 従業員への勤務証明書交付
- 重大な過失による雇用契約の解除の場合、解雇手当は支払われない。
重大な過失とは、以下のように定義される。

- 1) 勤務に関連する業務または指示の実行を拒否した場合
- 2) 業務の遂行に関する指示で、職員に正式に周知された規定を明確に違反した場合
- 3) 横領
- 4) 事業所または会社の事務所、施設、作業場、倉庫における暴行
- 5) 機密保持違反
- 6) 著しい酩酊状態
- 7) 労働契約条項の明らかな違反

7.7.4. 退職

2003年3月21日付けの社会保障法に関する法律第98-019号の第93条（2007年3月26日付けの法律第2007-02号法および2010年3月22日付けの法律第2010-10号法により改正）に基づき、労働者の退職年齢は60歳と定められている。

退職時には、雇用主は「退職手当」（indemnité de départ à la retraite）と呼ばれる補償金を支払う。

この手当は、解雇手当と同じ基準および規則に基づいて決定される。

この手当の金額は、解雇手当の一定割合として設定されている。

退職年齢および勤続年数に応じて、以下の表の通り変動するが、この手当は労働者の3カ月分の給与を下回ることはない。

定年退職年齢	勤続年数			
	1~15年	15年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上
50歳	65%	70%	75%	80%
51歳	57.50%	62.50%	67.50%	72.50%
52歳	50%	55%	60%	65%
53歳	42.50%	47.50%	52.50%	57.50%
54歳	37.50%	42.50%	47.50%	52.50%
55歳以上	30%	35%	40%	45%

7.7.5 交渉による退職

雇用主と従業員は、当事者間で合意した条件に基づき、労働法の公序良俗に反しない範囲で、労働契約の合意解除について自由に合意することができる。

7.7.6 労働者の死亡

従業員が死亡した場合、その相続人、権利承継者に、死亡日までに取得していた出勤手当、休暇手当、およびあらゆる種類の補償金が支払われる。

また、死亡日に常勤労働者として 1 年以上の勤続年数がある場合には、労働者の直系相続人に対して死亡給付金が支払われる。

この死亡給付金は、個別解雇の場合に支払われる解雇手当と同じ基準で決定される。

最後に、雇用主は、故人の相続人、権利承継者に対して、在職証明書を発行する義務も負う。

7.8. 労働紛争の解決

7.8.1. 個別紛争

個別労働紛争とは、雇用期間中または雇用契約の終了時に、労働者と雇用主との間で生じる紛争のことである。

企業または事業所内で発生した個別の労働紛争は、労働裁判所に提訴する前に、必ず労働監督官に届け出て、友好的な解決を試みなければならない。

管轄の労働監督官は、15 日以内に当事者を招集し、和解を試みるとする。

いずれかの当事者が 2 回の招集に応じなかった場合、調停の試みは失敗とみなされる。

その場合、労働監督官は調停不成立の調書を作成し、調停不成立の日から 15 日以内に、係争段階に移行するため、管轄の労働裁判所裁判長に送付する。

また、調停が成功した場合でも、労働監督官は調停調書を作成し、執行力付与のために労働裁判所裁判長に送付する。

7.8.2. 集団的紛争

集団紛争とは、職業団体に組織されているかどうかに関わらず、従業員集団が雇用主または雇用主グループと対立する紛争である。

これは、争点となっている利益の集団的性質によって特徴づけられる。

集団紛争の当事者が直ちに以下の者に通知しなければならない。

- 紛争が県労働監督官の管轄区域内に限定されている場合は、労働監督官に
- 紛争が複数の県労働監督官の管轄区域にまたがる場合は、労働監督庁長官に

その後、調停手続きが直ちに開始される。

調停の結果にかかわらず、労働担当部門は調停の結果を記載した調停調書を作成する。

調停の結果、合意が成立した場合、その合意は、管轄裁判所の書記官に提出された日に当事者に対して執行力を有し、紛争が労働当局の管轄部門に通知された日から効力を生じる。

調停が失敗した場合、紛争は 8 日以内に労働監督官または労働監督庁長官によって仲裁委員会に付託され、同委員会が訴訟段階で紛争について最終的な決定を下す。

労働監督官または労働監督庁長官による交渉が失敗した場合、従業員はストライキを行う権利を有する。このストライキは労働契約の破棄を意味するものではなく、従業員の解雇の原因とはならない。

8. ベナンの社会保障制度

8.1. 概要

8.1.1. 組織

ベナンの一般的な社会保障制度は、社会保障基金（CSS）によって運営されている。

CSS は、法人格と財政上の自立性を備えた社会的な性格を持つ公的機関である。

総局 (direction générale) によって運営され、理事会 (Conseil d'Administration) によって管理されている。CSS は社会保障担当大臣 (ministre chargé de la sécurité sociale) の監督下にある。

社会貢献という目的の範囲内で最も広範な権限を付与された理事会 (Conseil d'Administration) は、9名のメンバーで組織され、その構成は以下の通りである。

- 労働者代表 3 名
- 雇用主代表 3 名
- 財務省、社会保障省、保健省から選出された国家代表 3 名

8.1.2. 構造

ベナンの社会保障制度は、以下の複数の分野により構成されている。

- 家族手当および出産手当（家族手当部門）
- 労働災害および職業病補償（職業リスク部門）
- 老齢、障害、遺族年金（年金部門）
- 国家労働評議会の意見を経て法制化される健康保険およびその他の社会保障給付

8.1.3. 加入

原則

労働法の対象となるすべての労働者は、性別、人種、国籍、出身を問わず、国内において民間または公共のひとつ以上の組織に主たる労働力として雇用されている場合、契約の性質、形態、有効性、および報酬の性質および金額にかかわらず、一般社会保障制度の対象となる。

また、有限責任会社および個人的会社の業務執行者 (gérants) も、50%以上の持分を保有する者を除き、同制度の対象となる。

業務執行者 (gérants) の配偶者または独立していない未成年の子供が保有する持分は、当該業務執行者 (gérants) の持分と同等とみなされる。

派遣労働者の場合

主たる雇用地はベナン国外であるが、一時的にベナンに派遣されている労働者については、ベナン社会保障法第 4 条第 1 項で次のように規定されている。「労働法規の対象となるすべての労働者は、性別、人種、国籍、出身地を問わず、国内においてひとつ以上の組織に主たる労働力として雇用されている場合、一般社会保障制度の対象となる...」

この規定の適用により、主たる活動がベナン国外で行われている派遣労働者は、原則として、ベナンの社会保障基金 (CSS) への加入義務の対象とはならない。

ただし、ECOWAS 加盟国の社会保障に関する一般協定 (Convention Générale de Sécurité Sociale des États membres de la CEDEAO) に関する追加議定書 A/SA.5/07/13 の第 12.1.a 条

に照らし、派遣期間が 6 カ月を超え、かつ当該派遣労働者が他の派遣労働者の交代要員として派遣されている場合、CSS への加入が義務付けられることに注意が必要である。

8.1.4. 資金調達

基金への拠出金（社会保険料）は、手当、賞与、謝礼、手数料、その他の現金給付、および現物給付の対価を含め、経費の償還および社会給付を除き、受け取った報酬総額に基づいて計算される。

報酬の申告がない場合、または不正確な申告があった場合、基金は以下に基づいて金額を査定する。

- 申告が全く行われていない場合、当該職業に一般的に適用されている税率および関係者による申告またはその他の証拠に基づく
- 実額に基づく精算が行われるまでの間、暫定申告に基づく
- 税務当局およびその他の国家機関による監査を容易にするため毎年提供が義務付けられている情報に基づく

保険料率は、家族手当部門と年金部門で異なる。

家族手当部門については、保険料率は労働者の報酬の 9% で、その全額が雇用主の負担となる。年金部門の合計保険料率は、労働者の報酬の 10% で、そのうち 6.40% は雇用主が、3.60% は労働者自身が負担する。職業上のリスク（労働災害）については、保険料率は 1% から 4% の範囲であり、全額が雇用主の負担である。

8.2. 家族給付

家族および出産する女性への給付の内容は以下の通りである。

- 家族手当
- 出産前手当
- 出産した女性従業員に対する日額給付金
- 保健衛生・社会福祉に関する現物給付

給付の受給者は支給対象となる自然人であり、給付の支払者はこれらを支給する個人または組織である。

この二つのカテゴリーはそれぞれ別のものとして扱われる可能性もある。

8.2.1. 家族手当

家族手当は、家族への追加的な収入を提供し、子供たちの定期的な健康診断や就学、衛生および教育に関する指導の実施を奨励することを目的としている。

社会保障法第 45 条の規定によれば、家族手当は、扶養する子供 1 人につき、その子供の出生時から、月に 18 日以上または 120 時間以上勤務していることを条件として、労働者に支給される。

以下の期間も給与支払の対象となる勤務期間とみなされる。

- 定期休暇による欠勤
- 医師による診断書のある病気による欠勤
- 女性従業員の出産後の休暇
- 正当な労働組合活動による欠勤
- 労働災害または職業病による一時的な労働不能による欠勤
- 正当に認められた不可抗力による 1 カ月を超えない欠勤

これらの期間は、当該期間に対応する保険料が支払われている場合、給付の支給対象期間として認められる。

病気により子供が就学または職業訓練を中断していても、家族手当はそのまま支払われる。

CNSS は、必要に応じて調査を行った後、母親または実際に子供たちの世話をしている他の者に対する給付金の支払いを許可することがある。

8.2.2. 出産前手当

出産前手当は、妊娠に対する医学的な健診・管理を広く行き渡らせ、将来の母親が良好な衛生・健康状態を保てるようにすることを目的として、すべての女性従業員または従業員の配偶者に支給される。

手当の受給は、定期的な健康診断の受診を条件とする。

8.3. 労働災害および職業病

8.3.1. 労働災害

労働災害とは、労働の遂行中またはその機会に労働者に発生した災害のことである。以下の事故は、労働災害とみなされる。

- 自宅と職場間の通勤途中で発生した事故
- 職場と通常食事をとる場所との移動中発生した事故（ただし、個人的な理由で移動が中断または迂回された場合はこの限りではない）
- 会社の命を受けた出張中に発生した事故

8.3.1.1. 事故の申告

被害者またはその権利を受け継ぐ者の義務

労働災害の被害者は、24時間以内に雇用主に通知する義務がある。

ただし、不可抗力、絶対的に不可能な状態、または他の正当な理由がある場合は、この義務を免除されることがある。

被害者が死亡した場合、この義務はその権利を受け継ぐ者に引き継がれる。

雇用主の義務

雇用主は、二つの機関に労働災害を報告する義務がある。

- 管轄の労働監督官
- 社会保障基金 (CNSS)

この申告は、事故の通知を受けた日から 48 時間以内に行わなければならず、申告が遅れた場合、基金は損害の補償は行うが、雇用主に対して、負担した金額の返還を求めることがある。

また、雇用主は刑事罰の対象となる可能性もある。

海外での事故

事故がベナンと相互協定を結んでいる国で発生した場合、申告は当該協定の規定に従って行われる。

一方、ベナンと協定を結んでいない国で事故が発生した場合、申告期限は雇用主が事故を知った日から起算される。

8.3.1.2. 調査

労働省または社会保障基金は、事故の状況と原因を特定するための調査を迅速に行う必要がある。

場所にもよるが、地方当局、領事館、社会保障機関に診断書の認証を求める。海外での事故については、相互協定の有無によって手続きが異なる。

8.3.1.3. 補償

労働災害の被害を受けた労働者は、被った損害を補償するための給付を受けることができる。

これらの給付は、主に現物給付、現金給付の二つのカテゴリーに分けられる。

現物給付には、医療、外科、歯科治療の援助、ならびに放射線検査、臨床検査、その他の必要な検査に対する援助が含まれる。

また、医薬品や医療用具の供給、入院やあらゆる医療施設での治療、機能回復や職業リハビリテーションに必要な場合、医師の処方箋に基づいて、義肢や装具の供給、保守、交換も含まれる。

機能回復、職業リハビリテーション、および被害者の再就職支援も、これらの給付の一部である。

事故現場から医療機関または自宅への被害者の搬送費用も補償の対象となる。

死亡事故の場合、葬儀費用は、日額補償額の算定基礎となる月額最低賃金の5倍を限度として払い戻される。

事故直後の応急処置は雇用主が負担し、それ以外の医療費は社会保障基金が負担する。

公衆衛生省 (Ministère de la Santé publique) が認可した医療専門家や医療機関に対して、社会保障基金から直接費用が支払われる。償還（払い戻し）は、社会保障担当大臣と公衆衛生担当大臣 (Ministres chargés de la sécurité sociale et de la santé publique) の共同決定により定められた公式料率に基づいて行われる。

被害者またはその他の者が立替えた交通費も同様に払い戻される。

現金給付には以下が含まれる。

- 日額補償金
- 障害手当および年金
- 遺族年金

一時的な労働不能が正式に認められている場合、被害者は労働不能期間中、12カ月を超えない範囲で、休業日数に応じて補償金を受け取る。

この期間を超えると、補償は一時的な障害年金に置き換えられる。

雇用主は、労働者が働けなくなった当日の1日分の報酬については支払う義務があり、その金額は基金から日額補償として払い戻される。

回復に役立ちそうな軽い仕事に復帰した場合、補償金と給与の合計額が通常の給与額を超えないことを条件として、補償金の全額または一部が維持される場合もある。

日額補償金の額は、事故が発生する前の月の保険料対象給与に基づいて計算される日給の3分の2に相当する。ただし、特定のケースでは推定額に基づいて計算される場合もある。

支給は給与と同じ周期で行われ、最も短くて1週間、長くて1カ月ごとという頻度となる。

18歳未満の労働者については、補償額の計算に使用する給与の額は、各自が所属する職種カテゴリーにおける最低賃金を下回ってはならない。

永続的な後遺障害の場合、被害者は以下を受け取ることができる。

- 障害率が20%未満の場合は一時金 (allocation unique)

- 障害率が 20%以上の場合、年金（rente）

障害等級（障害率）は、複数の基準を考慮した公式の基準表に基づいて決められる。

年金額は、年収に障害等級（障害率）を乗じて算定され、その率が 50%未満または 50%を超える場合には調整が行われる。一時金給付は、その障害率に相当する年金の仮年額の 5 倍に相当する。

計算に使用する給与額は、最低賃金に係数を乗じた額以上である必要があり、高額給与には上限が設けられている。

死亡の場合、遺族（離婚していない配偶者、扶養されている子供、条件付きの直系尊属、条件付きの離婚した配偶者）は、被害者が受け取っていたであろう完全永久障害年金の最大 85%に相当する年金を受給する。生存配偶者の年金は、当該配偶者が再婚または公然とした内縁関係が生じた場合には支給が終了するが、再婚手当が支給されることになっている。

8.3.2. 職業病

職業病とは、職業活動の結果として生じる、あるいは労働条件に関連して発症した疾病である。これらには労働災害と同じ制度が適用される。

定期的に更新される公式リストにより、認定疾病、危険にさらされる職業および条件が決められている。

最初の医学的診断日は、事故発生日である。

曝露後に発症した疾病は、定められた期間内であれば補償の対象となる。

8.4. 年金

ベナンの社会保障法は、年金分野において様々な給付を規定している。

これらの給付には主に以下が含まれる。

- 老齢年金、障害年金、老齢手当
- 遺族年金および遺族手当

8.4.1. 退職年金

労働者は、以下の条件を満たした場合、老齢年金を受ける権利がある。

- 60 歳以上であること
- 社会保障基金に 180 カ月（15 年）以上実際に加入していること
- 給与所得による活動を完全に終了していること

12 カ月以上保険に加入したが、その他の要件を満たしていない労働者の場合、一時金として老齢手当を受給することができる。

年金制度の対象となる外国籍の労働者が、年金受給資格年齢に達していない状態でベナンを永久に離れる場合、ベナンと出身国との間に調整協定が存在しない限り、老齢年金に関する本人負担分の保険料の払い戻しを請求することができる。

8.4.2. 障害年金

障害年金は、60 歳未満で障害を負った労働者に対して、その障害によって収入能力が 3 分の 1 以下に低下した場合に支給される。この年金を受給するには、以下の条件を満たす必要がある。

- 現役の被保険者であること

- 障害発生前の 12 カ月間に、少なくとも 60 カ月間の保険加入期間（うち 6 カ月は義務加入期間）を満たしていること

障害が事故によるものである場合、上記の保険条件を満たしていないても年金が支給される。被保険者が事故発生時に保険の対象となる職に就いており、かつ社会保障基金に登録されていれば十分である。

年金は一時的なものであり、見直しが可能である。障害を負った労働者が 60 歳に達すると、自動的に同額の老齢年金に切り替えられる。

8.4.3. 年金の効力発生

老齢年金および遺族年金

これらは、必要な条件がすべて満たされた日付の翌月の 1 日に発効する。ただし、その日付から 6 カ月以内に申請が行われていることが条件となる。

障害年金

以下のいずれかの日に効力が発生する。

- 被保険者の障害が確定した日、または状態が安定した日
- または、認定医師が、その障害が少なくとも 6 カ月以上継続すると判断した場合、6 カ月連続の障害期間が満了した日

年金請求が条件を満たしてから 6 カ月を経過した後に提出された場合、年金は請求受理の翌月の 1 日から支給される。

8.4.4. 補償および給付の権利の時効

職業上のリスクに関する日額補償および給付の権利は、以下の時点から 6 カ月後に失効する

- 障害が安定化した後
- 疾病の治癒
- 出産後の職場復帰

医療従事者、供給業者、医療機関は、医療行為、供給、または被害者の退院の日から 1 年以内に支払いを請求しなければならない。

8.5. 社会保障協定

8.5.1 IPRAO 協定

1963 年 2 月 27 日に西アフリカ退職年金基金 (IPRAO : Institution de Prévoyance Retraite de l'Afrique Occidentale) とコートジボワール給与所得者退職年金基金 (CRTCI : Caisse de Retraite des Travailleurs Salariés de Côte d'Ivoire) との間で締結された協定は、ベナン、セネガル、ブルキナファソ、コートジボワール、トーゴによって批准された。

この協定は 1963 年 4 月 1 日に発効し、年金分野のみを対象として、締約国の年金制度を調整することを目的としている。

8.5.2 フランス・ベナン間協定

1979年11月6日、フランス共和国政府とベナン人民共和国政府の間で、社会保障に関する包括的条約が締結された。この条約は、フランス国民およびベナン国民が相手国の領土に居住または勤務する場合、平等な待遇と社会的権利の保護を保証することを目的としている。

8.5.3 CIPRES 協定

1993年9月21日に署名されたこの協定は、アフリカ社会保障会議（CIPRES）を設立するものであり、ベナンおよびその他17のアフリカ諸国（ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コモロ、コンゴ、コートジボワール、ガボン、ギニアビサウ、赤道ギニア、ギニア共和国、マダガスカル、マリ、ニジェール、コンゴ民主共和国、セネガル、チャド、トーゴ）が批准しており、IPRAO協定の締約国も含まれている。

9. 法人税 (IS)

法人税は、企業およびその他の法人による利益に対する年次税である。

9.1. 課税対象企業

ベナンで営利活動を行う企業およびその他の法人格を有する事業体は課税対象となる。一般税法 (Code Général des Impôts) 第3条の規定に基づき、資本会社のみならず、公的にしろ私的にしろ商業目的で活動を行う事業体は一律に課税対象となる。

特に、株式会社 (SA)、有限責任会社 (SARL)、簡易株式会社 (SAS)、合資会社 (SCS)、経済共同体 (GIE)、商業目的の民事会社、営利目的の協同組合、銀行その他の金融機関、石油、鉱業、林業を営む法人、保険会社、ならびに企業のように経済活動・商取引を行う公的機関が課税対象となる。

9.2. 免税

以下の事業体は免税措置の対象となる。

- 会員からの注文を集約し、その注文対象となった食料品を含む各種商品を自社の委託販売店舗で流通させることに限定している消費者協同組合
- 低所得者向けの住宅供給機関
- ベナン共和国における分散型金融システム (Systèmes financiers décentralisés) 規則に関する 2012 年 3 月 21 日付け法律第 2012-14 号で規定される、貯蓄および融資の相互扶助機関または協同組合が預金の募集および融資の分配を行う場合
- 共済組合、農業協同組合、農業公益団体、農業向けの相互扶助型保険・再保険会社
- 相互扶助会社
- 一般的な経済活動・商取引を行わない、国家または地方公共団体による公的機関
- 地方自治体、市町村連合、および公的サービスを行うそれらの公社
- 商業的活動を行わない商工会議所、手工業会議所、農業会議所、職業会議所
- 合法的に設立され、非営利で運営されている非営利団体および組織
- 変動資本投資会社 (そのポートフォリオの純収益、または当該ポートフォリオに属する証券や持分の売却により実現したキャピタルゲイン (plus-values) から生じる利益の部分について)
- ベンチャーキャピタル (capital-risque) またはエクイティ投資 (investissement en fonds propres : 自己資本投資) を行う金融機関、およびベンチャーキャピタルまたはエクイティ投資会社で、そのポートフォリオ (portefeuille) の純収益から生じる利益の部分
- 建物の建設およびその分割を目的とする会社が自らが建設した建物の一部を、取得権利を有する会社の構成員 (出資者など) に単純な現物分割による割当 (売却せず現物で配分) によって独占的に割り当てる場合、その結果として生じたみなし譲渡益 (plus-values) に対して
- 農業、漁業、畜産業を営む会社
- ベナン預金公庫 (Caisse des Dépôts et Consignations du Bénin) および公益事業を行うために設立されたすべてのその子会社

9.3. 課税対象となる利益

課税対象となる利益は、納税者が行ったあらゆる種類の取引（特に、進行中または完了済みの資産の譲渡を含む）の総合的な結果に基づいて決定される純利益である。

純利益は、課税対象となる期間の期首および期末の純資産価額の差額から、追加出資額を差し引き、当該期間に事業者または社員（出資者）が行った引出額を加算して算出される。

純資産とは、資産価値から、第三者に対する債権、減価償却費、および正当な引当金によって構成される負債の合計額を差し引いた額である。

9.4. 損失の繰越

損失繰越は、損失発生年度から 5 事業年度後まで行うことができる。

繰越可能となるためには、当該事業年度に発生した赤字は：

- 正当な理由があること
- 税務上控除されていないこと
- 会社の負担であること、および企業としての同一性が前提となる。

9.5. 課税制度

課税制度とは、事業体の利益に対する課税を規定する一連の規則であり、既存の二つの制度は次のとおりである。

- 簡易職業税制度 (Régime de la taxe professionnelle synthétique)

- 実額課税制度 (Régime du réel)

一般税法 (CGI) 第 178 条の規定により、年間売上高が 5,000 万 CFA フラン以下の個人事業主は、その事業の内容にかかわらず、簡易職業税制度 (Régime de la taxe professionnelle synthétique : TPS) の適用対象となる。

一般税法第 54 条およびそれ以降の規定に基づき、事業年度における売上高が 5,000 万 CFA フランを超える個人事業主は、事業利益税 (IBA:Impôt sur les bénéfices d'affaires) の適用対象となる。

9.6. 法人税の計算

ベナン一般税法第 46 条は、以下の税率を定めている。

- 経済活動を行う法人（採掘事業、私立の学校、大学、専門学校を除く）については課税対象利益の 25%
- 上記以外の法人については、30%

鉱業または石油に関する協定の恩恵を受ける企業については、税率は当該協定によって決定される。ただし、この税率は前項で規定されている一般税率を下回ってはならない。

税額は 25 万 CFA フラン以上とする。

9.7. 申告および納税

一般税法第 49 条は、法人税の対象となる納税者は、毎年 4 月 30 日までに、前年度の収益に関する申告書を提出しなければならないと規定している。

法人税は、前年度の税額に基づいて暫定的に計算され、4 回の分割払いで納付される。

納付は、毎年 3 月、6 月、9 月、12 月の 10 日までに完了しなければならない。

各期分納金 (acompte) の額は、前年度の納税額の 4 分の 1 に相当する。

ただし、3月 10 日までに納付すべき第 1 回分納金について、前年度の申告がまだ提出されていない場合、さらにその前の年の納税額（納付決定額または納付済み額）に基づいて暫定的に計算される。

この分納金の金額は、2 回目の分納金の支払い時に、直近の事業年度に基づいて調整される。

残りの納税残額は、年次申告書の提出日に納付される。

9.8. 特定のグループに属する企業の納税義務

9.8.1. 定義と適用範囲

移転価格とは、関連企業間、特に同じ多国籍グループに属する企業間の取引に適用される財務上および商業上の条件である。

対象となるのは、外国に所在する企業と直接または間接に依存関係または支配関係を有する、ベナンに所在する企業である。これらの関係には、法的、経済的、または事実上の関係が含まれる。

税務当局は、これらの事業体間の取引条件が独立企業間価格原則 (Principe de pleine concurrence) に準拠しているかどうかを検証する権限を有する。

9.8.2. 税務上の義務

9.8.2.1 移転価格に関する年次申告

一般税法第 45 条第 2 項の規定に従い、ベナン国外に所在する企業を支配、またはその支配下にある会社で、かつ、年間売上高（税抜き）または総資産が 10 億 CFA フラン以上の会社は、毎年 4 月 30 日までに、電子的手段により移転価格に関する年次申告書を提出しなければならない。

9.8.2.2. 申告書の内容

➤ 関連企業グループに関する一般情報：

- グループ親会社に関する情報
- グループの主な活動
- グループにより申告対象企業に対して適用される移転価格政策の概要
- グループが保有し、申告対象企業が使用している有形資産
- グループ内で実施された、あるいは実施されなかった再編に関する情報

➤ 申告対象企業に関する具体的な情報：

- 適用される移転価格に関する取引の内容および価格の決定方法
- 関連企業との取引に関する説明
- 移転価格取引の対象となる法人名と、その法人が所在する国または法域の記載
- 関連企業との関係性の明示
- 適用される移転価格決定方法の説明
- 当該事業年度中に方法の変更があった場合は、その旨の記載

- ・ 関連当事者との貸付および借入に関する具体的な情報

9.8.2.3. 移転価格に関する文書化に関する義務

租税手続法 (LPF : Livre de Procédures fiscales) 第 543 条は、ベナン国外に所在する企業と依存関係にある、またはそのような企業を支配している法人は、会計監査 (VGC : Vérification Générale de Comptabilité) の際に、移転価格政策を説明する文書を税務当局に提出する義務があると規定している。

具体的には、以下の書類がこれに該当する。

➤ マスターファイル

これは、企業が属する多国籍企業グループに関する一般的な情報をまとめたものである。税務当局に対して、特に移転価格政策に関して、グループの構造と戦略の首尾一貫した全体像を示すことを目的として作成される。

記載するべき内容は以下の通りである。

- ・ グループの法的、組織的、資本的構造
- ・ 世界的な経済活動の説明
- ・ 無形資産の管理方針
- ・ グループ内の資金フロー（借入、保証、ロイヤルティ）
- ・ グループ内における機能とリスクの配分メカニズム

➤ ローカルファイル

ベナンに設立された事業体の特定情報である。

これは、関連企業との取引が市場と同等の条件で行われていることを詳細に証明するためのものである。

このファイルに記載するのは以下の事項である。

- ・ 関連当事者との取引内容の説明
- ・ 移転価格の適用方法、および使用した比較対象
- ・ ベナン法人の財務諸表
- ・ 関連当事者間で締結され、現在有効な契約・合意
- ・ 適用価格を裏付ける現地の経済分析

9.8.2.4. 国別報告書

ベナンに所在するすべての企業は、所属する多国籍企業グループの国別利益配分、税務・会計データ、およびグループ企業の事業活動の所在地に関する情報を含む国別報告書を、事業年度の終了後 12 カ月以内に、税務当局が定める様式に従って電子的手段で提出しなければならない。ただしこれは、以下の条件が満たされる場合である。

- ・ 対象の企業が、ひとつまたは複数の事業体に対して直接または間接に十分な持分を保有しており、その結果、現行の会計基準に従って連結財務諸表を作成する義務があるか、または、その保有持分が上場されている場合に連結財務諸表を作成する義務が生じるであろう状況にあること
- ・ 当該申告の対象となる事業年度の直前の年度において、連結ベースの年間売上高（税抜き）が少なくとも 4,920 億 CFA フラン以上であること
- ・ 他の企業が、上記企業に対して直接または間接的に持分を保有していないこと
- ・ （ベナンに所在していたとすれば当然ながら国別報告書の提出義務を負うことになるが）国別報告書の提出を要求していない国に所在する企業によって直接または間接に保有されていること

- 当該企業は、国別報告書制度のためのリストに掲載されていないが、ベナンが租税情報交換協定 (accord d'échange de renseignements en matière fiscale) を締結している国に所在する法人によって直接または間接的に保有されていること
- 当該企業が、その所属する関連企業グループにより国別報告書制度のために指定され、税務当局にその旨を通知していること。

9.8.2.5. 制裁

一般税法第 518 条から第 524 条の規定に基づき、要求に応じて情報を提供すべき義務を負う者が、その義務を怠った場合、8 日間の督促期間満了後に 50 万 CFA フランの罰金が科せられる。

一般税法第 542 条および第 543 条に規定される督促に対する回答がない場合、または回答が不完全な場合、監査対象の各事業年度について、督促後も税務当局に提出されなかった書類または補足資料に関する取引額の 0.5%に相当する罰金が科せられる。ただし、事業年度ごとの最低額は 1,000 万 CFA フランとする。

10. 事業利益税（IBA）

通常、自己の責任において営利活動を行っている自然人が得た利益は、事業利益税と呼ばれる年間税の対象となる。

10.1. 課税対象活動および課税対象者

事業所得税の対象となる事業活動は、明示的な免除を除き、以下の通りである。

- 工業、商業、手工業による利益
- 農業従事者、畜産業者、漁業者が得た利益、および新しい植物品種を研究・開発した者が得た利益
- 自由職業および商人としての地位を有しない役職・公職による利益
- 知的財産権または産業財産からの収益
- そして、一般的に、給与所得税（ITS : Impôt sur les traitements et salaires）、動産所得税（IRCM : Impôt sur le revenu des capitaux mobiliers）、不動産所得税（IRF : Impôt sur les revenus fonciers）の対象とならない、通常または例外的に得られる、あらゆる営利活動または事業からの利益および収益

さらに、第 56 条では、以下の収入も事業利益税の対象となることを規定している。

- 営業に必要な設備や備品を備えた商業施設や経済施設の賃貸（その賃貸が、営業財産（商業または工業用）を構成する無形資産の一部または全部を含むかどうかは問わない）
- 不動産または営業財産の売買に関する仲介業務
- 不動産を転売目的で日常的に購入すること
- 土地の売却を目的とした区画分割

10.2. 課税対象利益

事業利益に対する課税対象利益は、法人税に関する規定に基づいて決定される。

課税対象利益とは、納税者が行ったあらゆる種類の取引（特に、進行中または完了した資産の譲渡を含む）の総合的な結果に基づいて決定される純利益である。

10.3. 税額の計算

税額は、課税標準に 30% の税率を適用して計算される。

この税率は、私立の学校、大学、専門学校、職業訓練校については 25% に引き下げられる。

11. 源泉徴収

11.1. 利益に基づく税金の分納 (AIB : ACOMPTE SUR IMPÔT ASSIS SUR LES BÉNÉFICES)

11.1.1. 適用範囲

一般税法第 130 条の規定に従い、以下のものには利益に基づく税金の分納支払義務が生じる。

- 輸入品（課税猶予措置の対象となるものを含む）
- 輸入業者、生産者、小売業者からの国内取引による商業目的の購入で、事業利益税または法人税の対象となる者が、商業目的またはそのように推定される目的で有償で行ったもの
- 国の機関、地方自治体、公営企業、非政府組織、法人税または事業利益税の対象となる者、非営利団体および非営利組織による、工事および物品の供給者、ならびにサービス提供者に対するすべての支払い

11.1.2. 税額の計算

分納金は、輸入時には、付加価値税 (VAT) を除く、税関が徴収するすべての関税および税金を加算した額に基づいて徴収される。国内では、付加価値税 (VAT) を除く、すべての税金を含む価格に基づいて徴収される。

分納金の税率は、以下のように定められている。

- 統一税務識別番号 (IFU) を登録した企業による物品の輸入、商業目的の購入、および労務の供給。国、地方自治体、および公的・準公的企業に対する物品およびサービスの供給：1%
- 登録者によるサービス提供：3%
- 統一税務識別番号 (IFU) に登録されていない自然人または法人による商業目的の購入、国、地方自治体、公的企業に対する労務、物品、サービスの供給、およびサービス提供：5%

11.1.3. 義務

分納金 (AIB) は、請求または徴収された月の翌月 10 日までに、税務署に申告および納付しなければならない。

11.2. 税務署の納税者ファイルに登録されていない者の商業取引からの徴収

11.2.1. 適用範囲

この徴収は、税務ファイルに登録されていない、つまり税務当局に登録されていない自然人または法人による商業取引（物品の販売またはサービスの提供）に適用される。

これは、業種を問わず、これらの事業者との間で実施されるすべての取引に適用される。

未登録の業者に支払う金額から税金を差し引いて国に納めなければならないのは、その取引の顧客（または受益者）である。

11.2.2 税率

源泉徴収税率は、以下の場合に応じて 10% と定められている。

- 関税評価額（VAT を除く）の 10%：税務ファイルに登録されていない企業による輸入・輸出の場合
- 輸入貨物で船荷証券が修正されたもの（所有者の変更）については 10%
- 公認会計士、政府機関、公的・準公的企業が、登録されていない供給業者または役務提供業者に対して行う支払いの場合、付加価値税を除く税総額の 10%

11.2.3. 義務

徴収金は、取引が行われた月の翌月 10 日までに申告し、納付しなければならない。

納税者の月次申告書に記載されなければならない。納付がない場合や遅延があった場合、税務上の罰則が適用される。

11.3. 非居住のサービス提供者に対する報酬からの源泉徴収

11.3.1. 適用範囲

源泉徴収は、ベナンに恒久的施設を持たない非居住者（自然人または法人）がベナン国内で提供したサービス（役務）に対する報酬に適用される。

非居住の役務提供者に支払いを行うベナン人（公的または私的）またはベナン法人が納税義務者となる。

当該ベナン人またはベナン法人は、源泉徴収を行い、税務当局に税を納付する。

11.3.2. 税率

当該源泉徴収税率は、非居住の役務提供者に支払われる報酬の、付加価値税を除いた総額の 20% とする。

源泉徴収は、ベナン共和国に居住しておらず、同国に事業所を有していない者に支払われる金額（サービス購入者がサービス提供者の利益のために負担した付随費用や諸経費を含む）に対して適用される。

本条第 1 項に規定される源泉徴収は、二重課税防止及び脱税防止のための行政協力に関する条約 (*Convention de non double imposition et d'assistance administrative en vue de lutter contre la fraude et l'évasion fiscale*) により免除が規定されている場合には適用されない。

使用料（ロイヤルティ）については、ベナン共和国が二重課税防止条約を締結している国の居住者である自然人または法人に対して支払われる場合、かつ課税がベナン共和国に帰属する場合、本条で定める税率を上回らない限り、条約で定める税率が適用される。

11.3.3. 義務

源泉徴収は債務者（サービスなどの購入者）によって行われ、費用が発生した月の翌月 10 日までに税務署に納付される。

12. 紹与所得税 (ITS)

12.1. 課税対象となる所得

一般税法第 119 条は、公的または私的な紹与、報酬、賃金、ならびに以下のようあらゆる種類の付隨的報酬を紹与・賃金に対する課税対象として規定している。

- 雇用主または雇用主が保険料を支払っている保険会社から従業員に支払われる退職金 (IFC : Indemnités de fin de carrière)
- 法人税の対象となる企業の経営者に支払われる報酬（税法第 69 条第 4 項に規定されるものを除く）

また、同第 121 条では、紹与および賃金はベナン共和国において課税対象であると規定している。

- 紹与の受給者がベナン共和国に居住している場合には、たとえその報酬対象となる活動が国外で行われていたり、雇用者がベナン国外に居住または所在していても、課税される
- 受益者がベナン国外に居住している場合は、報酬が支払われる活動がベナン共和国で行われているか、雇用主がベナン共和国に居住または所在している場合は課税される

12.2. 課税標準の決定

一般税法第 122 条は、課税対象となる月額紹与には、俸給、紹与、手当、報酬、賞与、割増賃金、金銭または現物による職務上の利益、ならびにあらゆる種類の手当を含む総額が含まれ、その中には交通手当も含まれると規定している。

従業員に支払われる病気手当も、現物給付と同様に課税標準に含まれる。

現物給付とは、紹与の補足、雇用主が所有または賃借し、従業員に無料で提供している資産、または本来は従業員が自己負担すべきサービスを、雇用主が無償または実際の価額で負担することによって、金銭給与に上乗せされる給付をいう。

現物給付は、毎月その実額で計算される。具体的には、以下のものが該当する。

- 雇用主が負担する外国人従業員および/またはその家族の旅行費および私物の輸送費（ベナン共和国での職務開始に伴う最初の渡航費、および職務終了に伴う最終的な帰国費を除く）。
- 医療費および医薬品費（医療搬送に関連する費用を除く）ならびにベナン国内の医療機関が労働法で定められた病気休暇期間について請求する、従業員の診察費および入院費の 80%
- 雇用主が負担する従業員の子供の学費
- 本来は従業員が自己負担すべき費用を雇用主が負担するもの
- 会社が販売・譲渡する製品について、従業員に提供される割引額が、公共販売価格（税込み総額）の 30% を超える場合の割引額。

ただし、以下の現物給付は、毎月一律で評価される。

福利厚生	経営幹部および上級管理職	従業員
住居	基本給の 15%	
家事使用人	基本給の 15%、ただし、使用人の給与が社会保障基金への社会保険料の納付対象であり、源泉徴収の対象となっている場合に限る	

福利厚生	経営幹部および上級管理職	従業員
電気	5万 CFA フラン	2万 CFA フラン
水道	1万 CFA フラン	5,000 CFA フラン
電話	1万 5,000 CFA フラン	5,000 CFA フラン
食料	5万 CFA フラン	3万 CFA フラン
四輪車	3万 CFA フラン	1万 5,000 CFA フラン
二輪車	1万 CFA フラン	5,000 CFA フラン

家事使用人については、基本給の 15%にあたる金額の半額を、給与課税上の月額評価額として用いるものとする。

12.3. 免除

一般税法第 124 条は、課税標準には以下を含まないことを規定している。

- 企業が負担する従業員の研修費用（当該費用が税法第 23 条に定める条件において控除対象となる場合に限る）。
- 企業が支払う団体契約の健康保険料
- 企業が支払う個人契約の健康保険料（契約に記載された保険料の 80%を超えない場合）
- これを超える部分、すなわち 20%の超過分がある場合には、当該超過分は課税標準に含まれる現物給付とみなす。
- プロスポーツ選手および芸術家に支払われる報酬、給与、および付随的報酬は、最低保証賃金の 4 倍を限度とする。

12.4. 税額の計算

ベナン一般税法第 125 条は、以下の通り規定している。税額は、課税標準に以下の累進税率を適用して計算される。

- 60,000 CFA フラン以下の所得区分 : 0%
- 60,001～150,000 CFA フランの区分 : 10%
- 150,001～250,000 CFA フランの区分 : 15%
- 250,001～500,000 CFA フランの区分 : 19%
- 500,000 CFA フランを超える部分には 30%が適用される。

上記の税率を適用して算出された税額には、ベナン国営放送への受信料として、以下の金額が加算される。

- 3月分の給与から 1,000 CFA フラン
- 6月分の給与から 3,000 CFA フラン

課税所得額が税額表の最初の区分に満たない者は、3,000 CFA フランの徴収は免除される。

同法第 126 条では、臨時的な報酬は課税の軽減措置が適用される旨を規定している。

臨時的な報酬とは、以下のものを指す。

- 退職金 (IFC) および自発的退職手当
- 雇用契約の解除に伴う解雇予告手当および有給休暇手当（有休の未消化分の補償）
- 追加 1 カ月分給与（13 カ月目給与）およびこれに類する報酬

臨時的な報酬には 25%の控除が適用される。

12.5. 税金の申告と支払い

第 129 条では、特定の 1 カ月分の給与に関する源泉徴収額は、翌月の 10 日までに納付しなければならないと規定されている。

源泉徴収額に相当する金額は、税務当局の窓口に、行政機関が提供する書式に基づいて作成された月次納税申告書を 2 部添付して納付しなければならない。

13. 給与に対する雇用者負担金 (VPS)

13.1. 適用範囲

ベナン一般税法第 191 条によると、VPS (Versement patronal sur les salaires) は以下に適用される。

- 債給、報酬、給与その他付隨的報酬を支払うすべての自然人または法人
- これは、給与所得税 (ITS) とは別の、義務的な雇用主負担金である
従業員に報酬を支払う雇用主（自然人または法人）が納税義務を負う。
ITS に加えて雇用主が納付する。

13.2. 税率

第 194 条の規定に基づき：

- 通常税率：4%
- 軽減税率：私立教育機関は 2%

13.3. 免税

以下のものは免税となる：

- 外交代表機関および国際機関
- 簡易職業税 (TPS) の対象となる納税者
- 設立後 1 年目の企業（ベナン人従業員の雇用について）
- ベナン人従業員の初任給について、2 年間にわたり雇用主が支払う報酬
- スポーツまたは芸術活動の主催者（最低賃金の 4 倍を上限とする）
- 研修生に支払われる報酬
- 家庭・個人単位で家事使用人を雇う場合に支払われる家事使用人の賃金
免除は、CNSS（国家社会保障基金）への申告および保険料の支払いが条件となる。

13.4. 申告および納付

VPS は、ITS と同じ申告書で、同じ条件に従って申告する。

14. 不動産所得税 (IRF)

14.1. 適用範囲

不動産所得を得る個人およびそれに準ずる者は、不動産所得税 (IRF : Impôt sur les revenus fonciers) の対象となる。

工業、商業、農業、非商業的職業の事業利益としてみなされない以下の所得は不動産所得税の課税対象となる。

- a) 住宅や工場などの建築物の収益、および、土地に恒久的に固定されている、あるいは建物と一体となった特別な基礎の上に設置されている工業施設の設備からの収益、ならびに、建築物と同等の商業施設または工業施設からの収益（家具付き賃貸物件からの収益を含む）。
- b) あらゆる種類の建築物でない不動産からの収益（採石場、鉱山、池、塩田、塩沼が占める土地からの収益、および建設借地契約の賃料を含む）。
- c) 特に、広告掲示スペースの貸与、採石場の運営権の譲渡、地代その他の所有権または用益権に由来する類似の権利使用料から生じる付随的収入。

所有者が自ら使用する住宅の提供に相当する現物収入は、不動産所得税の課税対象としない。

14.2. 課税標準

課税対象所得は、賃料の総額で構成される。

所有者が自らその住宅に居住せず、法的義務を負うことなく第三者に無償で提供している場合、これに対応する現物収入は課税標準に含まれる。

14.3. 税率

不動産所得に対する税率は 12% と定められている。

上記の税率を適用して算出された税額には、ベナン国営放送局への 4,000 CFA フランの受信料が加算される。

14.4. 申告と納税

納税義務者は、毎年 2 月 10 日までに、管轄の税務署に、賃借人の氏名、前年度に徴収した家賃、および家賃から源泉徴収した金額の詳細な明細書を提出しなければならない。

15. 単一土地税 (TFU)

単一土地税 (TFU : Taxe foncière unique) は、ベナン共和国にある不動産に対して毎年課される税金である。

15.1. 課税対象となる不動産

第 152 条では、以下の物件が課税対象であると規定されている。

- 建物がすでに建っている土地、建物がまだ建っていない土地
- 建物とは、住宅、工場、製造所、工場など、土地に恒久的に固定された建造物、および一般的に、石積み、鉄、木材、その他の材料で建設されたすべての建物のことである。

建物がすでに建っている土地には、建設現場、物品保管場所、その他同様の場所など、商業または工業用途に使用される未耕作の土地も含まれる。

建物がまだ建っていないのに課税対象となる土地は、ベナン共和国に所在するあらゆる種類の未建築の更地であり、明示的に免税とされているものを除く。

また、キオスク、あずまや、小亭・パーゴラ、詰所、わら造りの小屋、土塗り建ての小屋、地面に単に置かれている建物、または組積造（れんが・石材等）の基礎を持たない建物も、建物がまだ建っていない土地とみなされる。

ただし、これらの建造物が収益を生み出したり、商業目的で使用されたりしている場合は建築物としての課税対象となる。

15.2. 課税標準

第 157 条は、建物がすでに建っている土地は、財務大臣の決定により定められた方法に基づき、その賃貸価値に基づいて課税されると規定している。

建物がまだ建っていない土地は、課税年度の 1 月 1 日現在の行政評価額に基づいて課税される。

行政評価額は、市場価値に基づいて市議会によって決定され、5 年ごとに見直しを行うことができる。

地方自治体は、自らの管轄区域において翌 5 年間に適用される市場価値（評価額）に関する決定を、各 5 年という期限が終了する前の年の 11 月 30 日までに、税務署へ通知しなければならない。

これを怠った場合、課税は前 5 年間の税率に基づいて行われる。

本規定の発効日までに市場価値を採択していない自治体については、課税標準は財務大臣の決定により設定される。

15.3. 税率

第 159 条は（2023 年および 2024 年の財政法 (lois de finances) により改正）単一土地税の税率は毎年、市議会または町村議会によって決定され、以下の限度を超えることはできないと規定している。

- 建物がまだ建っていない物件：3～7%
- 建物がすでに建っている物件：4～8%

地方自治体は、毎年 11 月 30 日までに、その管轄区域において次の期間から適用される税率に関する決定を税務署に通知しなければならない。

これを怠った場合、課税は前年度の税率に基づいて行われる。

本法施行日までに税率を定めていない地方自治体については、単一土地税の税率は以下の通りとする。

- 建物がまだ建っていない物件：5%
- 建物がすでに建っている物件：6%

15.4. 申告と納税

ベナン一般税法第161条は、納税者は、当該不動産の取得または建設完了後30日以内に、税務当局に書簡で不動産の所有について申告する義務があると規定している。

第162条では、単一土地税については、以下の条件に基づき分納金の納付が必要であると規定している。

- 前年度に納付すべき税額の50%を、遅くとも2月10日までに納付すること
- 残りの50%は4月30日までに支払うこと

16. 動産所得税（IRCM）

16.1. 課税対象となる所得

ベナン一般税法第 68 条は、動産所得税（IRCM : Impôt sur le revenu des capitaux mobiliers）は以下に適用されると規定している。

- 有価証券の収益
- 債権、預金、保証金および当座預金からの収益
- 有価証券の譲渡によるキャピタルゲイン

同法第 69 条では、特に以下のものが課税対象であると規定している。

- 配当金、利息、(年金・利息などの) 定期支払金、株式収益
- 持分および出資持分に対する利息
- 元本の早期返済
- 非雇用者（非従業員）である取締役への報酬
- 分散型金融システムの構成員でない者に支払われる収入
- (出資者) 社員への仮払い金、貸付金または前渡金
- 隠れた報酬

会社は、取締役会の構成員に支払った報酬を申告し、当該課税義務を発生させる事由が生じた翌月の 10 日までに、納付すべき税額を納付しなければならない。

16.2. 税率

一般税法第 86 条は、債券以外の有価証券の収益については、以下のように計算し課税すると規定している。

- ベナン共和国に居住していない社員（出資者）に分配される配当金については、ベナン共和国と当該社員（出資者）の居住国との間で二重課税を排除する協定により、より有利な税率が見込まれない限り、5%の税率を適用する。
- 本条第 1 項に記載されたもの以外の配当金については 10%
- その他すべての課税所得については 15%

17. 営業税

17.1. 営業税の適用範囲

ベナン一般税法第 196 条は、営業税が以下に適用されることを規定している。

- ベナン国籍者であれ、外国籍者であれ、ベナンにおいて商業、産業活動、または専門職に従事するすべての自然人または法人
- 産業活動または商業を営む公的企業
- 営利活動・商業活動を行う国家機関、県（地方行政区）または市町村の機関
- 職業または商業を常習的に営むこと自体が、営業税の課税対象となる。

17.2. 営業税の計算

営業税は以下で構成される。

- 売上高および地理的区域に基づいて決定される固定税額
- 事業用不動産の賃貸価値に基づく比例課税

固定税額は、すべての職業に適用される一般料金表と、輸出入業務に適用される特別料金表に基づいて決定される。

比例税額は、事務所、商店、店舗、工場、作業場、倉庫、物置、保管場所、埠頭、その他建物に対する単一土地税の対象となる施設および占有場所の賃貸価値に基づいて算定される。ただし、納税者の従業員に無料で提供されている住居用アパートは除外する。

一般税法第 205 条に基づき、賃貸価値に適用される比例税率は、自治体ごとに以下のように定められている。

地域	税率
コトヌー (Cotonou)	17%
ポルトノボ (Porto-Novo)	17%
ウエメ県 (Ouémedé) およびプラトー県 (Plateau) のその他の自治体	13%
ウイダ (Ouidah)	18%
アトランティック県 (Atlantique) のその他の自治体	13%
アボメ (Abomey)	14%
ズー県 (Zou) およびコリーヌ県 (Collines) のその他の自治体	13.50%
パラク (Parakou)	25%

17.3. 申告と納付

営業税は、課税年度の 12 月 31 日までに納付しなければならない。

一般税法第 212 条は、営業税は次の条件に従って納付されなければならないと規定している。

- 2 月 10 日までに 50% の分納
- 残高は、遅くとも 4 月末の申告書の提出時に精算される

18.付加価値税

18.1. 課税対象取引

一般税法第 223 条は、ベナンにおいて自然人または法人によって行われる工業、商業、農業、手工業、鉱業、林業、または非商業的活動に関する取引は、付加価値税（TVA : taxe sur la valeur ajoutée／VAT :Value Added Tax）の対象となることを規定している。ただし、雇用に基づく給与活動は税の対象とはならない。

課税対象となる取引とは以下の通りである。

- 輸入
- 物品の供給
- 二重販売とみなされる物の交換、および納入された物品の返還を伴う消費貸借
- 不動産工事
- サービス（役務）の提供
- 農産物および水産物の加工事業
- 公法上または私法上のいずれの主体からのものであっても、企業に対する助成（支援）
- ベナン国内または国内外の電子商取引プラットフォームを通じて行われる物品の販売およびサービス（役務）の提供
- 電子商取引プラットフォームの運営者が受け取る手数料

18.2. 課税対象者

付加価値税の対象となるのは、當時もしくは臨時に、独立して、課税対象となる取引を有償の経済活動の一環として行う自然人または法人である。

具体的には、以下の者が該当する。

- 輸入業者
- 生産者
- 不動産工事請負業者
- 卸売業者または小売業者
- 自由業またはそれに準ずる職業
- 課税対象取引に付随する取引を行う者
- 国家、地方公共団体、および公法上の機関による活動

以下の者は、付加価値税制度の適用を選択することができる。

- 公共交通事業
 - 免税製品の輸入、生産、再販売
 - 農業活動
 - 年間売上高が本法第 228 条で定める基準額を下回る者による販売および役務の提供
- この選択は明示的なものであり、主たる事業所所在地の税務署宛てに書面で申請する必要がある。
- この選択は、選択が認められた月の翌月の 1 日から効力を生じる。

18.3. 領土性の原則

第 232 条は、課税対象者の住所または本社がベナン以外にある場合でも、ベナンで実施されるすべての事業は付加価値税の対象となることを規定している。

また、同法第 233 条では、物品が引渡しの時点でベナンにある場合、または物品が発送される場合には、買主に向けた発送または輸送が出発する時点で物品がベナンにある場合、その物品の引渡場所はベナン共和国にあるとみなされると規定している。

物品の発送または輸送の出発地が領土外にある場合、輸入地はベナン共和国とみなされる。

物品が供給者またはその委託業者により設置または組み立てられる場合、納品場所は設置または組み立てが行われる場所とみなされる。

ベナン一般税法第 234 条は、物理的に特定可能なサービス（役務）提供が、ベナン共和国で実施された場合、同共和国で課税対象となることを規定している。

18.4. 課税標準

一般税法第 237 条の規定によれば、付加価値税の課税標準は以下で構成される。

- 輸入品については、物品の関税評価額に、あらゆる種類の関税および税（特に、関税および物品税）を加えた額（付加価値税自体および電子通信サービスの販売に対する課徴金は除く）
- 販売された物品の引渡しおよびサービスの提供については、物品引渡しまたは役務提供の対価として受領した、または受領すべきすべての金額、価値、物品またはサービス
- 不動産工事については、見積書、契約書、請求書または分納金の金額
- 課税対象者が自ら行う自己供給については、類似の物品またはサービスの購入価格、またはそれが不可能な場合は原価
- 他の企業のために労働力を募集することを内容とする人材派遣会社による取引については、当該サービスの対価が労働者の総額賃金と区分して請求されている場合に限り、当該サービス対価のみを課税標準とする。

18.5. 税率

付加価値税の税率は 18%である。

18.6. 課税事由及び納付義務

ベナン一般税法第 235 条は、付加価値税の課税事由は以下で構成されると規定している。

- 輸入品については、関税上の消費の開始
- サービス提供については、サービスの提供の完了
- 不動産工事については、工事の完了
- 販売、交換、請負工事については、モノの引渡し
- 自己への供給については、モノまたはサービスの初回使用時

課税事象の発生は、いかなる場合も、全額または一部の請求書の発行後であってはならない。（請求書を発行した時点より後に“課税発生時期”を設定することは絶対に許されない。）

同法第 236 条は、付加価値税の納税義務が発生するのは以下の場合であると規定している。

- 輸入品については、物品の消費申告が登録された時点
- サービス提供、不動産工事、および国、地方自治体、国営企業、国営機関、国営公社による公共調達については、代金、分納金、または前渡金（仮払金）の受領時
- その他すべてのケースでは、課税事象の発生時

- 輸入以外の取引については、前渡金（仮払金）または分納金の支払いにより、当該取引が実際に実行されたかどうかに関わらず、その支払い額に対して税金が課される。

18.7. 仕入税額控除の規則

購入したモノやサービスが仕入税額控除の対象外でない限り、付加価値税（VAT）の課税事業者は、自らの課税対象取引にかかる付加価値税（VAT）から、自社の事業のために購入し、かつ同じく付加価値税（VAT）が課される製品の製造、販売、または輸出のみに使われるモノに課された VAT を控除することが認められる。

18.8. 付加価値税の還付

2 カ月ごとに計算した時点で還付超過が生じた場合、一定の条件を満たす事業者は、申請すればその還付を受けられる。

- 生産者
- 年間売上高の半分以上を輸出またはそれに準ずる取引で占める課税対象者
- 控除対象となる投資財を税込みで少なくとも 4,000 万 CFA フランの価値で購入した課税対象者
- 事業を完全に停止する課税対象者

還付請求は、前条で規定された期限の翌月末日までに、税務署長宛てに提出しなければならない。

18.9. 課税対象者の義務

ベナン一般税法第 259 条は、付加価値税の課税対象者は、毎月 10 日までに税務署に申告書を提出しなければならないと規定している。

19. 付加価値税の源泉徴収

19.1. 適用範囲

この源泉徴収の対象となるのは、国家、地方自治体、および国営の企業、機関、事務所に対する供給または納品に関するすべての取引である。

ベナンに居住していない事業者によるサービスおよび作業も、この源泉徴収の対象となる。

19.2. 税率

源泉徴収税率は以下のように定められている。

- 簡易職業税の対象となる企業については、100%の付加価値税が源泉徴収される。
- 外国のサービス提供者に支払われる金額についても 100%の付加価値税が源泉徴収される
- その他の納税者については、40%の付加価値税が源泉徴収される。

源泉徴収した金額は、その徴収が行われた月のうちに、または遅くとも翌月 10 日までに納付しなければならない。

20.金融・保険業税 (TAFA)

20.1. 課税対象となる取引

金融・保険業税 (TAFA :Taxe sur les activités financières et assurances) は、以下の業務に課される。

- 銀行、両替所、金融機関による取引、特に、有価証券の売買、証券の流通、証券の譲渡および担保設定、金融勧誘、案件の紹介、金融エンジニアリング、投資または資産運用に関する助言。ただし、有価証券の保管はこの限りではない。
- ベナン共和国で実施された金融取引から得た報酬、特に、融資、貸付、前払い、信用供与（署名による約束）、および銀行送金に関して受け取る手数料および利息。ただし、クイック送金 (rapid transfers) はこの限りではない。
- 保険契約

20.2. 免税

金融・保険業税が免除されるのは、以下の場合である。

- 西アフリカ中央銀行 (Banque centrale des États de l'Afrique de l'Ouest) による取引
- 国庫および地方自治体に対する貸付および融資業務
- 特別賃金債権証書 (certificats spéciaux de créances salariales) の国への譲渡
- 銀行間の、銀行と金融機関との間の、あるいは国内外の金融機関同士で行われる融資、貸付、前払い、預金、信用供与、またはこれに類する取引
- 付加価値税の対象となるリース取引
- 正式な認可を受け低所得者向け、あるいは社会福祉住宅建設を請け負う建設会社に対して銀行から行われる貸付取引であり、その基準価格が公的機関によって定められているもの
- 正式な認可を受けている分散型金融システムと銀行間、あるいは国内外の金融機関との間で行われる融資、貸付、前払い、預金、信用供与、またはこれに類する取引
- 分散型金融システムの地位を有する会社によって行われる預金の募集および信用供与業務
- 第 266 条の規定の範囲内で行われる再保険業務
- 生命保険および医療保険契約
- 輸出信用保険
- 付加価値税の対象となるクイック送金 (rapid transfers) 業務

20.3. 課税標準および税率

第 268 条は、課税標準は、銀行および金融機関、あるいは企業間融資の場合は貸し手が受け取る利息、手数料、その他の報酬の税抜き総額で構成されると規定している。

保険に関しては、保険会社の利益になる金額、および保険会社が被保険者から直接または間接的に得るすべての付随的収入に対して税金が課される。

税率は以下のように定められている。

- 火災保険：20%
- 輸送保険：5%
- その他すべての保険：10%

20.4. 申告および納付

申告、監査、徵収の方法、ならびに義務および罰則は、付加価値税に関して規定されているものと同様である。

複数の事業所を有する保険会社については、各事業所は個別に納税しなければならない。

21.登録税

21.1. 適用範囲

一般税法第 318 条では、以下の事項は登録が義務付けられていると規定している。

- 不動産または物権の所有権移転
 - 動産の公売
 - 賃貸借権、営業権、会社持分の譲渡
 - 会社関係行為、賃貸借契約、公共調達契約、年金契約、贈与、相続に関する行為
- 一般税法第 321 条は、課税事由を以下のように規定している。
- 譲渡については所有権の移転
 - 公共調達については通知
 - その他の行為については署名

文書に記載された価値、または価値が記載されていない場合は現行の市場価値が課税標準となる。価値が過小評価されていると判断した場合、行政はこれを修正することができる。

停止条件が付されている場合、価額はその条件が成就した日付で決定される。

21.2. 税率

各種税率は以下の通りである。

- 賃貸借権の譲渡 : 5%
- 動産の公売 : 1%
- 航空機または船舶の譲渡 : 5,000 CFA フラン
- 個人間でのヨットの譲渡 : 1%、ただし 5,000 CFA フラン以上
- 美術品の売却、債券の譲渡 : 登録無料

一般税法第 359 条は、以下の者が納税義務を負うと規定している。

- 文書を作成する公証人 (notaires)、執行官 (huissiers)、書記官 (greffiers)、行政機関の事務職員 (secrétaires d'administration)
- 私署証書による契約又は外国で作成された証書については、契約当事者
- 死亡時または生前に財産分与する場合、相続人 (héritiers)、遺贈者 (légataires)、贈与者 (donataires)

21.3. 税務上の義務

一般税法第 364 条は、以下のように規定している。

- 登録税は登録前に全額支払わなければならない。
- 財務大臣の許可がない限り、延期は認められない。

一般税法第 365 条に従い、税金が支払われ、形式的要件が満たされている場合、税務当局は、登録を延期することはできない。

22. インセンティブ措置

22.1. 一般税法の優遇措置

インセンティブ措置	適格基準	税制上の優遇措置
親会社および子会社	<ul style="list-style-type: none"> - 株式会社または有限責任会社 - 親会社の本社がベナンにあること - 子会社の本社がベナン、または二重課税防止条約を締結している国にあること - 資本金の 20%以上を保有(鉱業子会社の場合は 5%以上) - 2 年間名義上の登録がされている、または発行時に株式を取得している 	子会社から受け取った配当金に対する動産所得税の免除
新会社	<ul style="list-style-type: none"> - 新規設立会社 - 事業買収による設立ではない - 売上高が 10 億 CFA フラン未満であること - 非居住企業の支店ではないこと - 税務調査による追徴課税がないこと 	事業利益に対する税金の減額 <ul style="list-style-type: none"> - 1 年目 : 25% - 2 年目 : 25% - 3 年目 : 50%
スタートアップの設立	<ul style="list-style-type: none"> - ICT 分野における革新的な企業 - 税抜き年間売上高が 10 億 CFA フラン以下であること - スタートアップ認定の取得(閣議決定) 	2 年間の法人税および付加価値税の免除、3 年目は法人税および付加価値税の 50% 減額
認定経営管理センター (CGA : Centres de Gestion Agréés) による正式手続き	<ul style="list-style-type: none"> - 税務リストに登録されていない自然人または法人 - 税抜き売上高が 5,000 万 CFA フラン以下であること - CGA への加入 	4 年間、法人税、事業利益税、簡易職業税を 40% 減額 2 年間の税務調査免除(不正行為を行った場合は、この限りではない) 2 年以内に CGA を自主的に脱退した場合、優遇措置は無効となる
雇用創出	<ul style="list-style-type: none"> - 1 年以上の事業実績がある会社または企業 - ベナン人の新卒者を無期雇用契約で採用 - 雇用後、翌年第 1 四半期までに証明書類を添えて申請 	創出された雇用数に応じて一律の税額控除 <ul style="list-style-type: none"> - 10 万 CFA フラン (1~5 人の雇用創出) - 20 万 CFA フラン (6~10 人の雇用創出) - 35 万 CFA フラン (11~20 人の雇用創出)

インセンティブ措置	適格基準	税制上の優遇措置
		用創出) - 50 万 CFA フラン (20 以上の雇用 創出)
認可または認定企業	- 特定分野（投資、鉱業、石 油）で認可を受けた企業 - 認可または仕様書の義務の 遵守	認可の条件に基づく免税 規制上の税務監査の対象となり、違反 があった場合は制度の適用を失う

22.2. 投資法の利点

貿易のグローバル化と外国資本誘致をめぐる国家間の競争が激化する中、ベナン共和国はここ数年、ビジネス環境の改善を目的とした一連の主要な改革をすでに始めている。この戦略の柱の一つは、**2020 年 3 月 20 日付けの法律第 2020-02 号**により制定された**新しい投資法 (Code des investissements)**である。

この投資法は、雇用創出、経済の多様化、持続可能な開発を促進するため、インセンティブに富み、透明性が高く、競争力のある環境をつくることを目的に制定され、適切なインセンティブ制度、セクター・地域ごとに異なる多様な税制、投資を保護するための法的保証の強化などを盛り込んでいる。

このような観点から、本新制度の概要、主な革新点、そして事業者にとっての実務的な影響について検討する必要がある。

22.2.1 対象者

ベナンへの投資を希望するすべての法人。

22.2.2 本法によって制定される投資制度

これらの優遇制度には、以下のものが含まれる。

- 三つの基本優遇制度（制度 A、B、C）
- 二つの特別制度

特別制度は、セクター別インセンティブ制度 (*Régime d'incitation sectorielle*) と特定投資制度 (*Régime des investissements spécifiques*) に分けられる。

- セクター別インセンティブ制度は、閣議決定に基づき、制度 A および制度 B の対象企業にとって戦略的とみなされる経済活動または経済セクターへの投資を奨励することを目的とした制度である
- 特定投資制度は、観光、文化、スポーツ、衛生、教育用のインフラおよび施設建設プロジェクトの実施を促進すること、並びに、ガス、炭化水素、化学製品などの貯蔵を目的とした、産業および商業用の特定のインフラの整備を促進することを目的とした制度である。

22.2.3. 投資区域

投資法では、ベナン領土を以下の三つの投資区域 (Zones d'investissement) に区分している。

- ゾーン 1：コトヌー (Cotonou)、アボメ・カラヴィ (Abomey-Calavi)、セメ・ポジ (Sémè-Podji)
- ゾーン 2：ポルトノボ (Porto-Novo)、パラク (Parakou)、アボメ (Abomey)、ボヒコン (Bohicon)
- ゾーン 3：その他の国内地域

22.2.4. 認可の有効期間

認可の有効期間は、以下の通りである。

- 投資計画を実施すべき設置（準備）期間
- 生産または運営段階に相当する運営期間

認可の有効期間は、認可証明書に記載される。

設置期間とは、認可の発効日から認可証明書に記載された期間が終了するまでの期間である。

設置期間の終了は、投資監督委員会 (Commission de contrôle des investissements) によって確認される。

この確認のために、事業推進者 (promoteur) は、実施された投資の詳細なリストを委員会に提出する。委員会は、投資の実効性を確認した後、投資家に設置完了証明書 (Attestation de fin d'installation) を発行する。

認可を受けた運営期間は、投資計画の完了を証明する証書の発行日をもって効力を発揮する。

優遇措置の対象となる認可運営期間は、プロジェクトの実施地域に応じて以下のように定められている。

- 優遇措置 A**：国内全域で実施された投資については 5 年間
- 優遇措置 B**：
 - ゾーン 1 における投資については 8 年間
 - ゾーン 2 における投資については 10 年間
 - ゾーン 3 における投資については 12 年間
- 優遇措置 C の場合**：
 - ゾーン 1 における投資については 15 年
 - ゾーン 2 における投資については 16 年間
 - ゾーン 3 における投資については 17 年間

制度の種類	投資額	設置・運営期間
制度 A	5,000 万～10 億 CFA フラン	設置期間：道路税、印紙税、共同体分担金を除き、輸入関税および税金を全額免除。 運営期間（全土で 5 年間） • 法人税 (IS) の免除 • 営業税の免除 • 給与に対する雇用者負担額の 50% 減額
制度 B	10 億～500 億 CFA フラン	設置期間：道路税、印紙税、共同体分担金を除き、輸入関税および税金を全額免除。 運営期間（ゾーン 1：8 年／ゾーン 2：10 年／ゾーン 3：12 年）： • 法人税 (IS) の免除 • 営業税および営業許可税の免除

制度の種類	投資額	設置・運営期間
		<ul style="list-style-type: none"> 給与に対する雇用者負担額の 80%減額
制度 C	500 億 CFA フラン以上	<p>設置期間：道路税、印紙税、共同体分担金を除き、輸入関税および税金を全額免除。</p> <p>運営期間（ゾーン 1：15 年／ゾーン 2：16 年／ゾーン 3：17 年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税（IS）の免除 ・営業税および営業許可税の免除 ・給与に対する雇用者負担金の免除 ・増資時の登録税免除
セクター別インセンティブ制度（優先セクター）	ベナンの政府行動計画（PAG : Programme d'Actions du Gouvernement）の優先分野（アグリビジネス、農業、電力、デジタル）における制度 A または B の対象となる投資	<p>制度 A の場合：制度 B のメリットを享受する可能性</p> <p>制度 B の場合：制度 C のメリットを享受する可能性</p>
特定投資制度	<ul style="list-style-type: none"> 観光、文化、スポーツ、衛生、教育用のインフラおよび設備 ガス、炭化水素、化学製品などを貯蔵するためのインフラ 	<p>投資段階：共同体分担金および課徴金を除く、輸入関税の全額免除</p> <p>運営段階：普通法による</p>

23. 特別経済区域に関する制度

2023年1月3日付け法律第2022-38号の定義によれば、「特別経済区（SEZ: Special Economic Zone）」とは、特定の経済区域の発展を促すため、国が国内の特定の地域を予め指定し、国内外の投資を奨励する政策（税制優遇、関税優遇、進出支援、行政手続きの簡素化など）を実施する場所のことである。

制度	特徴
税関制度	<p>輸出制度</p> <ul style="list-style-type: none">・関税の完全免除・輸入品を経済特区（SEZ）へ移送する手続きの簡素化 <p>域内貿易促進制度</p> <ul style="list-style-type: none">・生産計画に関連する機械、資材、設備、付属品、およびスペアーツの関税免除・輸入品および貨物を経済特区（SEZ）へ移送する手続きの簡素化・地域共同体税制適用証明書（Certificat de régime communautaire）の優遇措置
税制	<ul style="list-style-type: none">・法人税、配当税、付加価値税、建物が建っていてもいなくてもかかる土地税、登録および譲渡税、雇用主による給与からの源泉徴収、源泉徴収税などすべての税金の免除・収益の自由な本国送金・配当金の自由な分配・仕入税額控除超過分（VAT クレジット）の30日以内の還付
貿易制度	<ul style="list-style-type: none">・輸入に関するライセンスや割当量の規定なし・関税領域内の販売の自由・認可金融機関を通じた資金移動の自由
社会制度	<ul style="list-style-type: none">・自由に交渉できる労働契約・入国ビザおよび経済居住者カードの発行の円滑化

24. 税関法

ベナンの税関制度は、経済財務省 (ministère de l'Économie et des Finances) 傘下の税関・間接税総局 (Direction Générale des Douanes et Droits Indirects) によって管理されている。この制度は、国内における物品の輸入、輸出、トランジット（通過）、保管を規制すると同時に、円滑な貿易を促進し、地域経済を保護することを目的として制定されている。

ベナンでは特に以下を適用している。

- 西アフリカ経済通貨同盟 (UEMOA) の税関法
- ECOWAS (西アフリカ経済共同体) の規定

国際的には、1995 年 1 月 1 日に設立され、国際貿易の自由化を推進する世界貿易機関 (OMC :Organisation mondiale du commerce／WTO : World Trade Organization) の締約国である。

24.1. 税関行政の概要

ベナンの税関行政は、税関の組織と運営に関するベナン税関法第 II 編 (Code des douanes béninoises) によって規律されている。

税関の業務は、税関管轄区域 (rayon des douanes) 内で実施されるが、税関法が定める条件に従って、当該管轄区域に含まれない関税領域 (territoire douanier) の一部でも実施される。

税関管轄区域は、通常、海上区域と陸上区域で構成される。海上区域は、海岸線と、海岸から外側 20 キロメートルの地点に設定された外側境界線との間に位置する区域をいう。陸上区域は、次の範囲に及ぶ。

- 海上国境に沿って、海岸線と、海岸から内陸側 20 キロメートルの地点を結ぶ線との間の区域、および海に流入する河川・運河の両岸において、河口から最上流に位置する税関事務所までの区間、ならびに当該事務所を中心とする半径 20 キロメートルの区域。
- 陸上国境に沿って、関税領域の境界と、そこから内側に 20 キロメートルの地点に引かれた線との間の区域。

不正行為の取締りを容易にするため、税関当局の局長判断により、陸上区域の範囲を拡大することができる。距離は、道路の曲がりくねりを考慮せずに、直線で計算する。陸域の内側の境界線の位置は、税関当局の局長判断により定められる。

これらの規定は、税関の管理が国境検問所のみに限定されず、定義された範囲全体をカバーしており、これにより不正行為の効果的な監視と取り締まりが可能となっていることを示している。

24.2. 事務所の業務内容

税関事務所 (bureaux de douanes) は、税関収入部署内で商取引業務を担当する行政単位または組織である。

税関収入部および税関詰所の設置、組織、運営、権限、廃止は、財務大臣 (Ministre en charge des finances) の判断により決定される。

24.3. 監視班の業務内容

監視班 (brigade des douanes) は、不正行為の監視、捜査、取締りを担当する行政単位または組織である。

監視班は不正行為との闘いにおいて極めて重要な役割を担っており、広範な監視権限を有する。

24.4. 税関事務所の権限

税関法第 49 条は、税関の権限は大臣令で定められ、法律で例外が規定されている場合を除き、税関手続きを行う権限は税関のみに帰属すると規定している。

24.5. 稅務または税関に関する適法性証明書

税関法は、個別の文書としての「適法性証明書」(attestation de régularité) を明示的に規定していないが、事業者には外国貿易に関する規則および税務上の義務の遵守を義務付けている。

24.6. 対外共通関税（TEC）の適用条件

第三国から輸入される物品は、その関税が適用される時点における物品の状態に基づいて対外共通関税（TEC : Tarif Extérieur Commun）の対象となる。

ただし、税関当局は、同一の積荷において、詳細申告書の登録前に発生した事象により物品が損傷した場合、この損傷した物品と正常品を分けて扱うことを許可できる。

損傷した物品は、直ちに廃棄されるか、再輸出されるか、国庫に帰属されるか、新たな分類状態に応じて課税される。

UEMOA の対外共通関税（TEC）は、恒久的な関税および税として、2021 年 12 月 10 日付けの ECOWAS C/REG.16/12/21 規則（2022 年版の調和システム（HS）に基づく ECOWAS の対外共通関税（TEC）の適用に関する規則）に従って、5 つの税で構成されている。

- 関税 (droits de douane) は、0 から 4 までの 5 段階のカテゴリーで設定される
- 関税免除品を含む製品に適用される 1% の統計料 (RS : Redevance statistique)
- 連合 (UEMOA) の財源であり、UEMOA 加盟国以外からのすべての輸入品に適用される共同体連帶税 (PCS)
- ECOWAS 共同体税 (PCC)
- アフリカ連合の課徴金は、アフリカ連合非加盟国から輸入され、消費に供される物品に適用される

カテゴリー	名称	関税	統計料	共同体連帶税 PCS	ECOWAS 共同体税 PCC	アフリカ連合課徴金 PUA
0	必須社会サービス	0%	1%	0.80%	0.50%	0.20%
1	生活必需品、基礎原材料、資本財、特定投入財	5%	1%	0.80%	0.50%	0.20%
2	中間製品の投入財	10%	1%	0.80%	0.50%	0.20%
3	最終消費財	20%	1%	0.80%	0.50%	0.20%
4	経済開発のための特別な物品	35%	1%	0.80%	0.50%	0.20%

24.7. 税関義務

事業者が負う税関義務は、以下の通りである。

- 関税領域に持ち込まれた物品を税関の監視下に置く
- 関税領域に持ち込まれた物品を直ちに税関事務所へ搬送する
- トランジットの期間およびルートの遵守
- 詳細申告
- 最終申告前に操作しない

24.8. 輸入における保留制度

輸入における保留制度とは、ベナンの関税領域において適用される関税および税金の全面的な停止をもたらす暫定的な税関制度である。

24.8.1. 倉庫保管制度

倉庫保管制度とは、税関の管理下にある指定の保管場所に、一定期間、物品を保管する税関制度である。

保管する倉庫は、輸入倉庫または輸出倉庫のいずれかである。

24.8.2. 加工のための一時的な輸入

財務大臣令によって規定されるこの制度は、加工、製造、または労務補完を行うことを目的とした物品の輸入を、関税および諸税を全額免除したまま受け入れることを認めるものである。

24.8.3. 通常の仮輸入

一時輸入制度では、再輸出されるか、加工後に再輸出される特定の物品を、輸入関税および諸税を全額あるいは一部免除したまま、担保付き通関証書（acquit-à-caution／custom bond）による担保を条件として、一定期間、関税領域内に受け入れることができる。

24.8.4. トランジット（通過）

トランジットとは、関税、税金、禁止措置を免除され、税関の管理下である地点から別の地点へ輸送される物品に対する通関制度である。ただし、海上輸送の場合、このトランジットは認められていない。

24.8.5. 担保付き保証制度

保税状態で輸送される、または関税、税、禁止措置の適用が保留されている物品は、税関法第 153 条に規定される詳細申告書、あるいは経済上の必要性が認められる場合には同法第 157 条に規定される簡易申告書、あるいはベナンが加盟する国際条約で規定される様式に準拠した国際文書の様式により作成された担保付き通関証書（acquit-à-caution）によって担保される。

輸出予定であっても国内税対象の物品は、この担保付き通関証書（acquit-à-caution）によって税が担保されなければならない。

24.8.6. 加工のための一時的な輸入

加工のための一時的な輸入 (perfectionnement actif) は、加工、製造、または労務補完を行うことを目的とした物品について、適用される関税および税を停止したまま輸入することを認める制度である。

24.9. 輸出に関する制度

24.9.1. 事前輸出制度

免税補給または事前輸出制度とは、国内で調達した原材料を使って加工し、事前に輸出された物品の製造に使用されたものと同じ種類の原材料を輸入して製造する場合、原材料の輸入にかかる関税および諸税の全額または一部を免除しての輸入を認めるという制度である。

24.9.2. ドローバック

ドローバック (drawback 関税戻し税) とは、物品の輸出に際し、当該物品、または輸出する物品に含まれる原材料もしくはその生産過程において消費された原材料に課された輸入関税および内国税の全部または一部の還付を受けることを可能とする税関制度である。

24.9.3. 関税評価額

関税評価額は、輸入関税および税金の計算の基礎となるものである。輸入品の実際の価格を反映すべく、明確な規則に基づいて決定される。ベナンの税関法では、この評価額を主に取引方法によって定義しているが、代替的な他の方法も規定している。

24.9.4. 取引価格

取引価額は、輸入品に対して実際に支払われた、または支払われるべき価格で、特定の条件に応じて調整される。この価格は、売買に価値に影響を与える制限や不確定な条件がないこと、そして転売益が売主に還流しないことを条件として、関税評価額として採用される。

24.9.5. その他の評価方法

取引価額を使用できない場合、ベナンの税関法では代替方法として、同一または類似の物品の販売価格との比較、あるいは税関法第 15 条および第 16 条の適用を規定している。

これらの方では、商業レベル、数量、および特定の価格・費用の違いが考慮される。

24.9.6. 禁止事項

保管倉庫への立ち入り禁止または制限は、以下の通り正当な理由があると認められる場合には、特定の物品に対して恒久的または一時的に発令されることがある。

- 公序良俗、公共の秩序、公共の安全、人、動物の健康及び生命の保護、植物の保護、芸術的、歴史的、考古学的価値を有する国宝の保護、あるいは知的財産、産業財産及び商業財産の保護のため。
- 保管施設の特性、または物品の性質もしくは状態に関連する理由による場合。

保管倉庫への恒久的な持ち込みが禁止されている物品は、連合規則で指定されている。

保管倉庫への一時的な入庫禁止が課せられた物品は、財務大臣令により指定される。

25. 鉱業制度

ベナンは、以下の法令に基づき、鉱業法および鉱業税制を制定している。

- 2006年10月17日付けベナン共和国鉱業法および鉱業税に関する法律第2006-17号
- 2008年12月31日付けベナン共和国鉱業法および鉱業税に関する適用規則を定める政令第2008-804号

25.1. 適用範囲

鉱業法は、鉱物または化石の調査（探鉱）、探査、採掘、処理、加工および取引、鉱物を採取する目的で行われる鉱泉水および地熱鉱床の調査（探鉱）、探査、ならびにこれらの活動に適用される税制を規定している。

他の法律で特別に規定されている液体または気体の炭化水素は、鉱業法の適用対象外である。

25.2 鉱業権

鉱業権には、以下の種類がある。

- 調査許可：3年間有効で、2年間ずつ最大3回まで更新可能
- 探査許可：3年間有効で、3年間ずつ最大2回まで更新可能
- 採掘許可：20年間有効。10年ごとに2回まで更新可能
- 採石場の開設および操業許可：5年間有効で、同様の形式で、5年ごとに複数回更新可能
- 小規模または準工業的な採掘の許可

鉱業法では、鉱物の探査および採掘への投資を促進するため、ある種の税制優遇措置も用意している。

25.2. 鉱物の探査および採掘への投資に対する優遇措置

25.2.1. 受益者

- ベナン共和国の会社法に基づき設立され、商業登記簿に登録されている会社
- ベナン共和国に住所を有するベナン国籍の自然人
- 一人以上の自然人または法人も、組合または協同組合など法的な組織を形成した上で、それぞれ代表者を選定すれば鉱業権を保有することができる

25.2.2. その他の税制上の優遇措置

• 探査段階における優遇措置

鉱業法第71条に基づき、鉱物探査許可証の保有者は、探査許可証の有効期間中、特に税務分野において、国家に対する特定の税金、課徴金および権利の免除を受けることができる。税制面では、免除の対象は主に以下の通りである。

- 工業・商業利益税
- 特許税、および地方税
- 従業員への給与に対して雇用主が負担する定額拠出金は納付義務がある
- 動産所得税
- 債権、預金に対する所得税（ただし、利息に適用されるサービス税を除く）

関税に関しては、乗用自動車およびベナン共和国で製造された製品を除き、鉱業調査業務に特に使用される機器、機械で、調査の実施に不可欠な輸入品は、許可の有効期間中、その性質を考慮して、例外的に一時的な輸入が認められ、以下が免税となる。

- 輸入関税、ただし統計税、共同体連帯税（PCS）、一時的な単純な入国における道路税を除く。
- 技術機器、機械、設備の予備部品は、統計税、共同体連帯税、道路税を除き、すべての輸入関税、税金が免除される。
- ベナン共和国に居住する、権利者によって雇用されている駐在員は、ベナン共和国に居住してから 6 カ月間は、自動車を除く、使用中の私物および所持品について、関税および税金の免除を請けられる。

例外的な一時輸入制度は、2 年間有効で、1 回のみ更新が可能である。

例外的な一時輸入（入国）においては、現行のベナンの関連規定に従わなければならない。

• 鉱業企業の設立段階における優遇措置

鉱業法第 76 条によると、鉱業を営む会社を設立して間もなくの間（但し、30 カ月を超えない期間とする）、鉱物探査計画を実施する上で、どうしても輸入しなければならない探査用資機材、機器については、統計税、道路税、共同体連帯税を除き、関税および輸入税が免除となる一時輸入制度（régime d'admission temporaire）が適用される。

この設立段階では、自動車を除く、立ち上げ設備に付属する予備部品については、機械や設備と同じ制度が適用される。

30 カ月の期限が経過すると、鉱業企業の輸入は、原則として普通法制度の適用を受けるが、投資法上の優遇措置の認可を受けている場合には、当該優遇制度が適用される。

25.2.3. 鉱業活動に適用される諸税

鉱業法第 63 条の規定により、鉱床の探査および採掘には、鉱業規則で定められた課税標準および税率に基づく固定税および地代税が課される。

鉱業物質は、その採掘場所における価値に比例した「従価方式の鉱業使用料（ロイヤルティ）」（redérence "ad valorem"）も課される。

この鉱業使用料の額は、各事業者が当該事業年度中に販売した製品の鉱山口価格（鉱物の引渡し時点の価格：輸送費・保管費などが加算される前の価値）に基づき、年度末に決定される。

鉱業法第 64 条はまた、鉱物資源に対する従価ロイヤルティの率は、各鉱物（または鉱物群）ごとに鉱業規則で定められた率とするものとし、鉱業協約などにおいて明示的に認められた場合を除き、これを減免することはできないと規定している。

採掘許可証の保有者は、鉱業担当大臣（ministre chargé des mines）の意見を踏まえ、財務担当大臣の承認を得て、工業試験のために出荷される未加工製品に対する従価ロイヤルティの免除を受けることができる。この場合、出荷予定日の少なくとも 1 カ月前に、財務大臣に承認申請を行う必要がある。

鉱業法第 65 条によると、採掘許可証の保有者は、採掘期間中、固定税、地代、従価ロイヤルティ、および一般税法（CGI）に規定される事業所得税およびその他の控除対象外の税を負担するほか、生産開始から 5 年を経過した時点で、営業税を課され、さらに一般税法に規定される条件に従って土地税（不動産税）の納税義務も負う。

26. 石油法

26.1. 適用範囲および一般規定

2019年11月15日付け法律第2019-06号により制定されたベナン石油法は、ベナンにおけるすべての石油探査および採掘活動に適用される。

本法は、ベナン共和国領土内で行われる石油関連事業、ならびに輸送および貯蔵業務に適用される法的、税務上、通関および為替上の制度を定めるものである。

本法の規定は、以下には適用されない。

- 輸入炭化水素に関する活動（当該炭化水素の輸送および貯蔵業務を除く）
- 石油下流部門に関する活動
- 鉱業法によって規律される活動

領土内の地下に埋蔵されている炭化水素鉱床は、発見されているか否かを問わず、国家の独占的財産である。

石油法は、石油契約の保有者および関連企業に様々な特権を与えていた。

石油契約には以下の3種類がある。

- **生産分与契約**：本契約では契約者（権利保有者）が、（ひとつあるいは複数の）商業的鉱床を発見し、それらを操業して石油開発コストを回収し、追加の利益分があればこれを報酬として受け取ることを条件として、自己の費用とリスクで、国家に代わって石油事業を行う。
- **役務提供契約**：役務提供者が、国家または国内事業者に、技術協力、制度的支援、または技術移転を行い、国家の石油事業実施・監視能力の向上を図る契約、あるいは国家に代わって探査事業を実施し、新たな石油データの取得を通じて国家の石油分野に関する知識の向上を図る契約。報酬は、当該契約に規定された条件に基づき、定額で支払われる。
- **輸送・貯蔵契約**：輸送・貯蔵許可に付随する契約。

国家の事前認可を得ずに、国内で石油事業を行うことはできない。認可は、入札または直接協議によって付与される。

探査または採掘に対する許可は、ベナン国籍の者に与えられる。

調査（探鉱）に対する許可は、ベナン法に基づく石油会社または外国法に基づく石油会社に付与される場合もある。

26.2. 税制上の優遇措置

2019年11月15日付け法律第2019-06号第134条の規定により、炭化水素許可の保有者は、以下の国内税および課徴金をすべて免除される。

- 法人税
- 利益に基づく予定納税額（AIB）
- 利益分配税
- 石油事業に必要な資金を借り入れた利息およびその他の収益に対するあらゆる種類の税金および課徴金
- 会社設立および増資に伴う登録料および印紙税
- 建物がすでに建っている土地、建物がまだ建っていない土地に対する税、住宅用不動産に対して課されるものを除く固定資産税
- 営業税

本条に規定される免税措置は、提供されたサービスに対する手数料、特に港湾使用料および道路通行料には適用されない。

26.3. その他の免除

第 135 条の規定に基づき、掘削設備および資材の賃貸、ならびに下請業者および関連会社によって行われる掘削業務は、以下の特例税率による源泉徴収の対象となる。

- 深海域の契約操業区域：5%
- 超深海域にある契約操業区域：0%

26.4. 税関上の優遇措置

石油法は、石油契約の契約者、その下請け業者、および現地派遣社員に対して税関上の優遇措置を認めている。

26.4.1. 石油契約保有企業およびその下請け業者

石油権益保有者およびその下請け業者は、石油事業に必要な設備をベナンに輸入することができる。ただし、現行法に基づき、これらの物品を供給する優先権はベナンの企業が有するものとする。

調査（探鉱）や探査許可の枠内で実施される業務に直接的かつ専ら、そして恒久的に使用されるが、ベナン国内で売却したり貸与したりできない物品、車両、資材、材料、機械および設備の輸入については、統計税、共同体税および共同体連帯税を除き、付加価値税およびこれに類するすべての税を含む、輸入時に課される一切の関税および税金が免除される。

この免税措置は、乗用車、食品、事務機器、事務用品、および通常の事務運営に必要なあらゆる機器には適用されず、これらの輸入は引き続き普通法の対象となる。

石油の採掘の枠内で実施される業務に直接的かつ専ら、そして恒久的に使用されるが、ベナン国内で売却したり貸与したりできない物品、車両、資材、材料、機械および設備の輸入については、統計税、共同体税および共同体連帯税を除き、付加価値税およびこれに類するすべての税を含む、輸入時に課される一切の関税および税金が当該許可の付与後 5 年間免除される。

26.4.2. 石油契約を締結している企業の現地駐在社員

ベナン共和国で施行されている現行の税関法の規定に従い、ベナン共和国で契約者により雇用される現地派遣社員が、使用中の私物および所持品を持ち込む際、関税および税金が免除される。ただし、統計税の徴収を伴う一時輸入制度に基づいてベナンに持ち込める自動車についてはこの限りではない。

26.5. 適用される税金

- 固定税

2019 年 11 月 15 日付け法律第 2019-06 号第 113 条に基づき、許可の付与、更新、延長、およびこれらの許可を放棄する旨の申請、ならびに許可の移転または許可への全面的あるいは部分的参加に係る権利移転の承認には、以下の固定税が課される。

許可の種類	金額 (CFA フラン)
調査（探鉱）許可の発行	250 万 CFA フラン

許可の種類	金額 (CFA フラン)
探査許可の発行	500 万 CFA フラン
探査許可の更新	500 万 CFA フラン
探査許可の延長	500 万 CFA フラン
探査許可の移転または探査許可への参加権の移転	500 万 CFA フラン
探査許可の全部または一部の放棄	500 万 CFA フラン
採掘許可の発行	1 億 CFA フラン
採掘許可の更新	1 億 CFA フラン
採掘許可の移転または採掘許可への参加権の移転	1 億 CFA フラン
採掘許可の放棄	1 億 CFA フラン
輸送・貯蔵許可の発行	1 億 CFA フラン
輸送・貯蔵許可の延長	1 億 CFA フラン
輸送・貯蔵許可の移転	1 億 CFA フラン

同法第 117 条は、探査許可、採掘許可、輸送・貯蔵許可の保有者は、以下の基準に基づいて計算される年間地代を支払う義務を負うことと規定している。

- **探査許可 :**
 - 初期期間 : 500 CFA フラン/km²/年
 - 最初の更新期間 : 1,500 CFA フラン/km²/年
 - 2 回目の更新期間 : 2,500 CFA フラン/km²/年
 - 延長ごと : 5,000 CFA フラン/km²/年
- **採掘許可 :**
 - 初期期間 : 150 万 CFA フラン/km/年
 - 更新期間 : 200 万 CFA フラン/km/年
- **輸送・貯蔵許可 :** 150 万 CFA フラン/km/年 (国内の陸地に位置する許可対象区間にについて)。

採掘許可の保有者は、生産分与契約で定められた炭化水素の純生産量に基づく、生産量に比例した使用料 (いわゆる「従価方式の鉱業使用料 (ロイヤルティ)」) の支払いを義務付けられる。

この従価ロイヤルティは、以下の通り設定されている。

- 原油については 10% から 15%
- 天然ガスについては 2.5% から 5%

従価ロイヤルティは、全額または一部を現金または現物で支払うことができる。

輸送・貯蔵許可の保有者は、普通法に基づき、領土内で行った輸送および貯蔵業務から得た純利益に対して法人税を納付する義務を負う。

炭化水素許可の保有者は、ベナンで実施する石油事業について、利益に対する税金の支払いを免除される。

国に納付される石油税は、石油事業に伴って発生する法人税の支払に代わるものとみなされる。

石油税の税率は、以下の基準額を下回ってはならない。

- 伝統的な採掘地域にある契約採掘区域：45%
- 深海域または超深海域にある契約採掘区域：40%

26.6. 石油事業に関する義務および権利

石油事業を許可されている者は、国際石油業界で通用する技術基準に従って、当該事業を注意深く遂行する義務を負う。この要件は、とりわけ、商業的鉱床に含まれる炭化水素の経済的に最適な回収を確保するとともに、石油法第 36 条に規定されているように、天然資源の保全を確保することを目的としている。

さらに、石油法 41 条の規定に従い、権益保有者は、環境保護、安全、および文化遺産の保護に関する現行の法律を遵守する義務がある。

また、石油法第 50 条に基づき、ベナン国籍の従業員を対象に、石油事業に必要なすべての技能を網羅した研修プログラムを用意し、その費用も負担する責務がある。

これらの義務と引き換えに、石油法は権益保有者に一定の権利も認めている。すなわち、ベナン領土内で石油事業、あるいは輸送・貯蔵活動を行うことを許可された者は、石油法第 24 条に従い、現行の環境法、土地法、国有財産法を遵守することを条件として、業務遂行に必要な土地を契約区域内外を問わず占有することができる。

27. ベナン商事裁判所の概要

商事裁判所 (Tribunal de Commerce) は、商事司法の近代化と専門化のために設立されている。その主な目的は、商人同士の紛争解決を円滑にし、投資家や企業により大きな法的安定性を提供することである。

この裁判所の特徴はその構成にある。裁判長は職業裁判官 (magistrat professionnel) が務めるが、裁判官の大半は商事裁判官 (juges consulaires) であり、裁判官として選出されてしまっているが、彼ら自身も商人や企業経営者なのである。しかし商取引の実情に詳しい商人自身が裁判官を務めるというこの構成の在り方は、ビジネスに精通したより実践的かつ技術的な知識の活用が保証され、より適切かつ迅速な判決を下すのに一役買っている。

各商事裁判所は、一つ以上の部 (chambre) で構成され、各部長が裁判長を務める。複数の部で構成される場合、各部は部長および副部長が裁判長を務める。

商事裁判所または商事裁判所の各部は、奇数の裁判官で構成される。専門裁判官 (juges professionnels) の数は、商事裁判官 (juges consulaires) の数を上回ってはならない。

商事裁判所は、通常審問、正式審問、総会、および評議室において会合を開くことができる。

通常審問では、商事裁判所は、1名の裁判長、2名の商事裁判官、陪審員、および書記官で構成される合議体として審理を行う。公判への検察官 (représentant du ministère public) の出席は任意である。必要に応じて、裁判長は、2名の判事と3名の商事裁判官、および書記官で構成される合議体を設置する旨の命令を下す。

総会では、すべての職業裁判官および商事裁判官、検察庁の代表者 (représentants du parquet)、および首席書記官 (greffier en chef) が出席し、特に、内部規則、休延期における開廷および特別開廷の期日並びにその回数について審議する。

商事裁判所は、その管轄区域内に属する各地域において、商事控訴裁判所長 (président de la cour d'appel de commerce) が、裁判所の長の提案に基づき、検事総長 (procureur général) の意見を聞いた上で作成した日程表に従い、巡回審理を行うことができる。

公判における検察官の出席は、刑事事件にのみ義務付けられている。

ただし、第一審裁判所は、刑事、民事、社会、行政に関する普通裁判権を有する。裁判官は、民事および商事に関する混合事件について判決を下すことができる。

また、商事事件においては、外国の裁判所が下した訴訟上および裁判外の手続きによる決定は、以下の条件を満たす場合、ベナン共和国領土において既判力 (autorité de la chose jugée) を有する。

- 紛争が、裁判官が管轄権を有する国と明らかに関連があり、かつ、裁判管轄の選択が不正なものではなかった場合
- 当該判決が、その下された国の法律に基づき、既判力を有し、執行可能である場合
- 当事者が正式に召喚され、適切に代理人が出頭、または欠席が宣言されている場合
- 当該判決がベナン共和国の公序良俗に反する内容を含まない場合

これらの判決は、同一当事者間の同一目的の紛争が、ベナン共和国の裁判所に係属中であるか、すでに判決が下されている場合、あるいはベナン共和国において承認され得る他国の裁判所すでに司法判断が下されている場合には、ベナン共和国の領域では既判力を有しない。

また上記の判決は、ベナン共和国において執行宣言がなされるまでは、いかなる強制執行の対象ともならず、公的登録簿への登録、転記又は訂正などの公的手続を行うこともできない。

27.1 法的枠組みおよび参考文書

ベナンの商事裁判権は、ベナンの国内法と、OHADA の共同体法の二重の法的枠組みに属している。裁判所は、ベナン司法の近代化に関する 2020 年 4 月 23 日付け法律第 2020-08 号、および司法組織を改正・補完する 2016 年 7 月 28 日付け法律第 2016-15 号によって規律されている。紛争時に適用される法律は、主に OHADA の統一法、特に一般商業権に関する OHADA 統一法 (AUDCG : Acte Uniforme portant Droit Commercial Général)、商事会社法に関する統一法 (AUDSC : Acte uniforme relatif au droit des sociétés commerciales)、および負債整理のための倒産手続に関する統一法 (AUPC : Acte Uniforme sur les Procédures Collectives) である。

ベナンの商事裁判所の一覧は以下の通りである。

- コトヌー (Cotonou) 商事裁判所：管轄区域は、沿岸県 (Littoral)、アトランティック県 (Atlantique)、ウエメ県 (Ouémedé)、プラトー県 (Plateau)
- アボメ (Abomey) 商事裁判所：管轄区域はズー県 (Zou)、モノ県 (Mono)、コリーヌ県 (Collines)、クフオ県 (Couffo)
- パラク (Parakou) 商事裁判所：管轄区域はボルグ県 (Borgou)、アリボリ県 (Alibori)、アタコラ県 (Atacora)、ドンガ県 (Donga)

コトヌー商事裁判所は、手続きの効率化を図るため、デジタルプラットフォームを導入している (<https://www.tribunalcommercecotonou.bj/>)。

このサイトでは、以下を含む各種オンラインサービスに関する情報を入手できる。

- **Digit-TCC**：オンライン登録プラットフォーム
- **Petites Crédits**：少額債権を処理するオンラインサービス。フォームの提出とオンラインでの支払いが可能
- **審問 Audiences**：裁判所の審問日程の閲覧
- **裁判所の判決 Décisions de justice**：裁判所判決の閲覧
- **倒産手続 Procédures collectives**：OHADA 法に基づく倒産手続に関する情報
-

27.2 物質的および地域的管轄権

27.2.1 物質的管轄権

商事裁判所は、紛争の金額が 500 万 CFA フラン以下のすべての請求について、第一審および最終審の判決を下す。その他のすべての事件については、上訴審の第一審として判決を下す。

各商事裁判所は、少なくとも一つの少額請求部を有し、元本の総額が 500 万 CFA フランを超えない金銭的請求を審理する。

さらに、商事裁判所は、以下の事項について管轄権を有する（ただし、このリストに限定されるものではない）。

- 商人および商業仲介業者による、その商業活動に関連して、またはその商業活動の必要性から行われた行為に関する紛争、および当事者の商業的関係に関する紛争
- 商事会社および経済利益団体に関する紛争
- すべての自然人または法人間の商行為に関する争い
- 商業上の義務の履行を保証するために提供された担保に関する紛争
- 商業上の賃貸借契約に関する紛争
- 競争、流通、産業財産、偽造に関する紛争
- 会計業務

- 倒産手続
- 公開買付けおよび金融市场取引
- 消費者問題および消費者保護に関する紛争、およびより一般的には、関係者の性質にかかわらず、商法の適用に関する紛争
- 海上輸送、船舶のチャーター（用船）、保険、および海上貿易または内航に関するその他の契約に関する紛争
- 航空紛争、航空便のチャーター、保険、およびその他の航空機での旅行および航空機の賃貸借に関する契約

海事紛争は、2011年3月4日付けのベナン共和国における海事法を定める法律第2010-11号が適用され、航空紛争は、2013年8月29日付けのベナン共和国における民間および商業航空法を定める法律第2013-08号、ならびにベナン共和国が批准した国際条約が適用される。

ただし、当事者は、OHADA条約の枠組みにおける仲裁法に関する統一法に従い、前各項に列挙された紛争を仲裁に付することについて合意することができる。

27.2.2 管轄権

商事に関する管轄権は、被告の住所地にある。これは、

- 自然人である場合には、その者の主たる事業所所在地、または実際の居住地、これらがない場合には住所所在地とする
- 法人については、その本店所在地、それが存在しない場合はその設立地とする
原告は、被告の居住地の裁判所のほか、以下のいずれかを自由に選択して訴訟を提起することができる。
- 契約に関する事項については、契約締結地、物品の実際の引渡地、またはサービス（役務）が提供された場所の管轄裁判所
- 混合事案については、不動産の所在地、または被告の住所地の管轄裁判所
破産または清算に関する事案については、破産者または清算受益者の住所地の裁判所に提訴する。

保証（担保）に関する事件については、原告による最初の請求が係属している裁判所に提訴する。

管轄合意条項は、原則として、無効とみなされる。ただし、当事者がすべて商人として契約を締結し、かつ、その条項が、相手方の負担となる義務の中に、非常に明確かつ目立つ形で記載されている場合には、有効となる。

商事裁判所は、訴訟当事者の調停へのアクセスについて便宜を図る。当事者の請求により、裁判所は係属中の手続を停止し、当事者を調停に付託する。また、手続停止の期間も定める。

27.3 組織と構成

商事裁判所は、以下の者で構成される。

- 1名の裁判所長：裁判所の管理および運営を担当する専門職の裁判官
- 1人以上の副裁判所長
- 職業裁判官
- 商事裁判官
- 首席書記官および書記官

商業登記簿および動産担保登記簿は、裁判所長または裁判所長が任命した裁判官の監督のもと、商事裁判所書記官が管理する。

27.4 商事裁判所における手続きおよび上訴手段

商事裁判所における手続は、ベナン民事・商事・行政・社会手続法によって規定されている。

27.4.1 裁判所の管轄権および登録手続き

- 申立て (requête)

商事裁判所への提訴は、召喚状または書面による申立てによって行われる。申立ておよび召喚状は、電子的手段によって提出することができる。

訴訟の申立ては、金銭的利害関係が 50 万フランを超えない個人または動産に関する訴訟に限り、書面による申立てによって行うことができる。ただし、申立ては非訟事件を対象とすることもできる。書面による申立ては、裁判所の所長宛てに行う。申立ては、所長が割り印（パラフェ）し、ページ番号を付した登録簿に登録される。その後、最も近い期日の審理に付さなければならない。

申立書には、日付（年月日）を記載しなければならない。申立人の氏名、通称、住所、国籍、職業、および被告の氏名、通称、住所、および該当する場合は職業を記載しなければならない。申立書には、申立の目的、理由、および該当する場合は請求額を明記しなければならない。申立書には申立人本人が署名するか、指紋を押印する。または弁護士が署名し、提出することもできる。この提出された申立書は、正式な準備書面 (conclusions) として扱われる。

- 召喚状 (assignation)

召喚状による申立ては、司法執行官 (huissier de justice) によって送達される。召喚状には、民事・商事・社会・行政訴訟法第 53 条に規定されている事項に加え、以下の事項が記載されなければならない。

- 申立ての日付と時刻
- 申立人の氏名、職業、住所、国籍（申立人が自然人の場合）
- 申立人の形態、名称、本社または事業所所在地、法定代理人、ならびに場合に応じて、商業・動産信用登録簿への登録の事実、または登録番号
- 司法執行官の氏名、住所、署名、および司法執行官名簿への登録状況、または臨時司法執行官としての任命書
- 受取人の氏名および住所（書類の送達が義務付けられている場合）、または法人名および本社所在地または事業所所在地（法人の場合）
- 必要に応じて、申立人による弁護士の選任および送達先住所の指定
- 被告の氏名、通称、職業（必要に応じて）、住所
- 請求の目的および理由
- 請求を審理すべき裁判所の指定、出頭日、出頭時刻

この召喚状そのものが正式な準備書面 (conclusions) として扱われる。

申立書または召喚状の交付から出頭指定日までを以下の通りとする。

- 召喚または召喚状が送達された当事者が、当該事件を審理する管轄区域内に居住している場合：8 日間
- 隣接する管轄区域に居住している場合：15 日間
- 共和国のその他の地域に居住している場合：1 カ月
- 共和国領域外に居住している場合：2 カ月。上記の期間は、休日・祝日を除いた実日数とする。

27.4.2 少額請求手続き

この手続きは、500万CFA フラン未満の紛争について、簡略化され、迅速（45日間）にオンラインで行われる。

この種の債権の回収は、下記の通り簡略化された手続きにより行うことができる。

- オンラインでの申立て
- オンラインでの通知の可能性
- 手続きは45日間で完了
- 下された判決は最終的なものであり、登録や印紙といった形式的な手続きは免除される。オンラインでの申立ては、具体的には以下の手順で行われる。
 - 当事者識別フォーム (formulaire d'identification des parties) をダウンロード
 - オンラインでフォームを提出
 - 記入済みの標準様式とその他の書類を添付する
 - オンラインで費用（被告1人あたり12,000 FCFA）をモバイルマネーまたはクレジットカードで支払う。
- 申立ては受理され、確認メッセージと確認メールが届く。

その後、申立て人は指定された審理期日に出頭する。

27.4.3 商事裁判所の判決に対する上訴

商事裁判所より上位の裁判所として、商事控訴裁判所 (Cour d'Appel de Commerce) がある。同裁判所は、商事裁判所による第一審の判決に対する上訴 (recours) について扱う。

民事、商事、社会問題に関しては、控訴裁判所は、その管轄区域内の第一審裁判所が下した判決のうち、法律で定められた形式と期限で上訴されたものすべてについて審理する権限を有する。

控訴裁判所の上位には、商事控訴裁判所の判決を審理する権限を有する最高裁判所 (Cour suprême) がある。

27.5 司法利用者ガイダンス事務所

各管轄区域、特に商事裁判所内に、司法利用者ガイダンス事務所 (bureau d'orientation des usagers de la justice) が設置され、以下の任務を担う。

- 司法の公共サービスを利用する者を迎え、裁判所の運営に関する情報を提供すること
- 訴訟当事者からの申立てを収集・一元化し、書記官と連絡を取りながら迅速に対応すること
- 裁判所の行政手続き、特に司法手続きの電子化に関する手続きについて、訴訟当事者を支援すること
- 訴訟当事者に、自身の事件に関する情報を提供すること。

司法利用者ガイダンス事務所における訴訟当事者に対するこれらの支援は、基本的に無料で提供される。このため、司法利用者ガイダンス事務所の職員は、司法専門職 (professions judiciaires／弁護士や判事などを指す) の者にのみ許されている業務に該当する行為を個人的に行なうことは禁止されている。

28 ベナンが締約している条約

ベナン共和国は、数多くの多国間協定に締約しており、その一部を以下に列挙する。

- ECOWAS 条約
- アフリカ連合設立条約
- UEMOA 設立条約
- UEMOA 競争法に関する協定
- UEMOA 關税法に関する協定
- UEMOA 税法に関する協定
- UEMOA 海事法に関する協定
- 銀行および外国為替規則に関する UEMOA 協定
- UEMOA の公衆衛生に関する協定
- UEMOA 域内鉱業法に関する協定
- CIMA 条約
- OHADA 条約
- バンギ知的財産協定
- CIPRES 協定
- MIGA（多数国間投資保証機関）協定
- WTO 設立協定
- WHO 設立協定

ベナン共和国はさらに、さまざまな分野において数多くの二国間協定を締結しており、その一部を以下に列挙する。

- フランス：
 - 移民フロー協調管理協定（2010年3月1日発効）
 - 人の移動及び滞在に関する協定（1994年10月¹日発効）
 - 社会保障協定（1981年9月1日発効）
 - 二重課税を回避するための租税条約（1977年11月8日発効）
- スイス：
 - 開発協力および人道支援に関する協定（1981年1月23日署名）
 - 航空輸送に関する協定（1975年11月6日締結）
 - 人の入国、滞在、帰国に関する協定（2010年締結）
- 欧州連合：
 - 欧州連合とアフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP）間の経済協力および開発に関する協定（通称「サモア協定」）
- アメリカ合衆国：
 - アフリカの経済成長と機会に関する協定、いわゆるアフリカ成長機会法（African Growth and Opportunity Act）
 - 投資および経済関係に関する条約
- 中国：
経済、保健衛生、デジタル、税関、人材育成、通信などの複数の分野における協力協定が2023年9月1日に締約され、発効している（特に、ベナンから中国への生パインアップルの輸出に関する議定書、中華人民共和国政府とベナン共和国政府間の経済・技術協

力協定、中華人民共和国商務部とベナン共和国經濟財務省（協力担当）間の、グリーン開発分野における投資協力の促進に関する覚書、中華人民共和国商務部とベナン共和国經濟財務省（協力担当）との間の、デジタル経済分野における投資協力の強化に関する覚書など）

- ベルギー

ベナンとベルギー間の特別協力協定が 2023～2028 年の期間を対象として 2023 年 10 月 23 日（月）に締結されている。この協力協定は、脆弱な立場にある人々の経済、食糧、環境、安全保障、衛生面での衝撃に対するレジリエンスの強化に寄与することを目的としている。